

\*\*\*\*\*

令和3年 第4回定例会

# 上富良野町議会会議録

\*\*\*\*\*

開会 令和3年12月15日

閉会 令和3年12月16日

上富良野町議会

# 目 次

## 第 1 号 (12月15日)

○議 事 日 程	1
○出 席 議 員	1
○欠 席 議 員	1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	1
○議会事務局出席職員	1
○開会宣告・開議宣告	2
○議会運営等諸般の報告	2
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	2
○日程第 2 議会運営委員長報告	2
○日程第 3 会期の決定について	2
○日程第 4 行政報告	3
○日程第 5 報告第 1号 例月現金出納検査結果報告について	5
○日程第 6 報告第 2号 議員派遣結果報告について	5
○日程第 7 報告第 3号 委員会所管事務調査報告について	7
○日程第 8 認定第 1号 令和3年第3回定例会付託 議案第9号 令和2年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定 について	10
○日程第 9 認定第 2号 令和3年第3回定例会付託 議案第10号 令和2年度上富良野町企業会計決算の認定につ いて	10
○日程第10 町の一般行政について質問	11
9番 佐藤大輔君	11
1 町のPR施策について	
2 ふるさと応援モニター事業について	
4番 中瀬実君	17
1 干ばつ被害の対策は	
2 公共施設の維持管理と庁舎の耐震対策は	
3番 高松克年君	23
1 干ばつ、価格低下による農家への支援対策を	
2 土砂災害の対応は	
11番 小林啓太君	30
1 日の出公園の利活用に関して	
○散 会 宣 告	38

# 目 次

## 第 2 号 (12月16日)

○議 事 日 程 .....	4 1
○出 席 議 員 .....	4 1
○欠 席 議 員 .....	4 1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名 .....	4 1
○議会事務局出席職員 .....	4 2
○開 議 宣 告 .....	4 3
○議会運営等諸般の報告 .....	4 3
○日程第 1 会議録署名議員の指名について .....	4 3
○日程第 2 町の一般行政について質問 .....	4 3
8 番 荒 生 博 一 君 .....	4 3
1 令和4年度予算と財政見直しについて	
2 高齢者支援策について	
3 ワクチン接種証明書について	
7 番 米 沢 義 英 君 .....	5 0
1 子ども医療費無料化について	
2 国民健康保険税の負担軽減について	
3 介護施設利用料について	
4 子どもの予防接種について	
5 定住移住策について	
○追加日程第1 議会運営委員長報告 .....	5 6
○追加日程第2 議案の訂正について .....	5 6
○日程第 3 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて (令和3年度上富良野町一般会計補正予算(第9号)) .....	5 7
○日程第 4 議案第 2号 令和3年度上富良野町一般会計補正予算(第10号) .....	5 8
○日程第 5 議案第 3号 令和3年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	6 0
○日程第 6 議案第 4号 令和3年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) .....	6 1
○日程第 7 議案第 5号 令和3年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第3号) .....	6 2
○日程第 8 議案第 6号 令和3年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第4号) .....	6 2
○日程第 9 議案第 7号 令和3年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号) .....	6 3
○日程第10 議案第 8号 令和3年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号) .....	6 4
○日程第11 議案第 9号 令和3年度上富良野町水道事業会計補正予算(第1号) .....	6 5
○日程第12 議案第10号 令和3年度上富良野町病院事業会計補正予算(第3号) .....	6 5
○日程第13 議案第11号 職員のサービスの宣誓に関する条例及び上富良野町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例 .....	6 6
○日程第14 議案第12号 上富良野町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例 .....	6 7
○日程第15 議案第13号 上富良野町手数料条例の一部を改正する条例 .....	6 8

○日程第16	議案第14号	上富良野町十勝岳翁地区飲料水供給施設条例の一部を改正する 条例	69
○日程第17	議案第15号	土地改良事業分担金徴収について	70
○日程第18	議案第16号	南部地区土砂流出対策工事（ベベルイ川）（R2国債）請負契 約の変更について	70
○日程第19	議案第17号	見晴台公園の指定管理者の指定について	71
○日程第20	議案第18号	日の出公園施設の指定管理者の指定について	72
○日程第21	議案第19号	吹上温泉保養センターの指定管理者の指定について	72
○日程第22	議案第20号	上富良野町パークゴルフ場の指定管理者の指定について	73
○日程第23	発議案第1号	上富良野町議会委員会条例の一部を改正する条例	74
○日程第24	発議案第2号	議員定数・議員報酬調査特別委員会設置に関する決議について	74
○日程第25	発議案第3号	議員派遣について	75
○日程第26	発議案第4号	燃油等の価格高騰対策、国の農業予算や運用変更に関する意見 について	76
○日程第27	発議案第5号	地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を 求める意見について	77
○日程第28	発議案第6号	中華人民共和国による人権被害問題に対する調査及び抗議を求 める意見について	78
○日程第29	閉会中の継続調査申し出について		80
○閉会宣言			81

## 第 4 回 定 例 会 付 議 事 件 一 覧 表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	専決処分の承認を求めることについて (令和3年度上富良野町一般会計補正予算(第9号))	12月16日	承 認 可 決
2	令和3年度上富良野町一般会計補正予算(第10号)	12月16日	原 案 可 決
3	令和3年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	12月16日	原 案 可 決
4	令和3年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	12月16日	原 案 可 決
5	令和3年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第3号)	12月16日	原 案 可 決
6	令和3年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第4号)	12月16日	原 案 可 決
7	令和3年度上富良野町簡易水道事業会計補正予算(第3号)	12月16日	原 案 可 決
8	令和3年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	12月16日	原 案 可 決
9	令和3年度上富良野町水道事業会計補正予算(第1号)	12月16日	原 案 可 決
10	令和3年度上富良野町病院事業会計補正予算(第3号)	12月16日	原 案 可 決
11	職員のサービスの宣誓に関する条例及び上富良野町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例	12月16日	原 案 可 決
12	上富良野町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例	12月16日	原 案 可 決
13	上富良野町手数料条例の一部を改正する条例	12月16日	原 案 可 決
14	上富良野町十勝岳翁地区飲料水供給施設条例の一部を改正する条例	12月16日	原 案 可 決
15	土地改良事業分担金徴収について	12月16日	原 案 可 決
16	南部地区土砂流出対策工事(ベベルイ川)(R2国債)請負契約の変更について	12月16日	原 案 可 決
17	見晴台公園の指定管理者の指定について	12月16日	原 案 可 決
18	日の出公園施設の指定管理者の指定について	12月16日	原 案 可 決
19	吹上温泉保養センターの指定管理者の指定について	12月16日	原 案 可 決
20	上富良野町パークゴルフ場の指定管理者の指定について	12月16日	原 案 可 決

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
	認 定		
1	令和3年第3回定例会付託 議案第9号 令和2年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について	12月16日	認 定
2	令和3年第3回定例会付託 議案第10号 令和2年度上富良野町企業会計決算の認定について	12月16日	認 定
	行政報告	12月15日	
	町の一般行政について質問	12月15・ 16日	
	報 告		
1	例月現金出納検査結果報告について	12月15日	報 告
2	議員派遣結果報告について	12月15日	報 告
3	委員会所管事務調査報告について	12月15日	報 告
	発 議		
1	上富良野町議会委員会条例の一部を改正する条例	12月16日	原 案 可 決
2	議員定数・議員報酬調査特別委員会設置に関する決議について	12月16日	原 案 可 決
3	議員派遣について	12月16日	原 案 可 決
4	燃油等の価格高騰対策、国の農業予算や運用変更に関する意見について	12月16日	原 案 可 決
5	地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見について	12月16日	原 案 可 決
6	中華人民共和国による人権侵害問題に対する調査及び抗議を求める意見について	12月16日	原 案 可 決
	閉会中の継続調査申し出について	12月16日	原 案 可 決

令和3年第4回定例会

上富良野町議会会議録（第1号）

令和3年12月15日（水曜日）

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について  
第 2 議会運営委員長報告  
第 3 会期の決定について 12月15日～16日 2日間  
第 4 行政報告 町長 齊藤 繁 君  
第 5 報告第 1号 例月現金出納検査結果報告について  
代表監査委員 中田 繁利 君  
第 6 報告第 2号 議員派遣結果報告について  
第 7 報告第 3号 委員会所管事務調査報告について  
第 8 認定第 1号 令和3年第3回定例会付託  
議案第 9号 令和2年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について  
第 9 認定第 2号 令和3年第3回定例会付託  
議案第10号 令和2年度上富良野町企業会計決算の認定について  
第10 町の一般行政について質問
- 

○出席議員（13名）

- |     |           |     |           |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番  | 元 井 晴 奈 君 | 2番  | 北 條 隆 男 君 |
| 3番  | 高 松 克 年 君 | 4番  | 中 瀬 実 君   |
| 5番  | 金 子 益 三 君 | 6番  | 中 澤 良 隆 君 |
| 7番  | 米 沢 義 英 君 | 8番  | 荒 生 博 一 君 |
| 9番  | 佐 藤 大 輔 君 | 10番 | 今 村 辰 義 君 |
| 11番 | 小 林 啓 太 君 | 13番 | 岡 本 康 裕 君 |
| 14番 | 村 上 和 子 君 |     |           |
- 

○欠席議員（1名）

- 12番 小田島 久 尚 君
- 

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

- |                  |           |                 |           |
|------------------|-----------|-----------------|-----------|
| 町 長              | 齊 藤 繁 君   | 副 町 長           | 佐 藤 雅 喜 君 |
| 教 育 長            | 服 部 久 和 君 | 代表監査委員          | 中 田 繁 利 君 |
| 農業委員会会長          | 井 村 昭 次 君 | 会 計 管 理 者       | 及 川 光 一 君 |
| 総 務 課 長          | 宮 下 正 美 君 | 企画商工会観光課商工観光班主幹 | 上 嶋 義 勝 君 |
| 町民生活課長           | 星 野 耕 司 君 | 保健福祉課長          | 鈴 木 真 弓 君 |
| 農業振興課長兼農業委員会事務局長 | 大 谷 隆 樹 君 | 建設水道課長          | 狩 野 寿 志 君 |
| 教育振興課長           | 林 敬 永 君   | ラベンダーハイツ所長      | 谷 口 裕 二 君 |
| 町立病院事務長          | 北 川 徳 幸 君 |                 |           |
- 

○議会事務局出席職員

- |     |           |     |           |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 局 長 | 深 山 悟 君   | 次 長 | 飯 村 明 史 君 |
| 主 事 | 真 鍋 莉 奈 君 |     |           |
-



午前 9時00分 開会  
(出席議員 13名)

#### ◎開会宣告・開議宣告

○議長（村上和子君） 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は13名でございます。

これより、令和3年第4回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

#### ◎諸般の報告

○議長（村上和子君） 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（深山 悟君） 御報告申し上げます。

本定例会は12月2日に告示され、同日、議案等の配付を行い、その内容につきましては、お手元に配付の議事日程のとおりであります。

監査委員から例月現金出納検査結果報告、議会運営委員長から議員派遣結果報告、所管事務調査報告、議会広報特別委員長から議員派遣結果報告がありました。

町長から、本定例会までの主要な事項について、行政報告の発言の申し出があり、その資料として、行政報告とともに、令和3年度建設工事発注状況を配付しましたので、参考に願います。

本定例会までの議会の主要な行事は、お手元に配付の議会の動向のとおりであります。

最後に、本定例会の説明員につきましては、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席しております。

以上であります。

○議長（村上和子君） 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

#### ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（村上和子君） 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、

6番 中 澤 良 隆 君

7番 米 沢 義 英 君

を指名いたします。

#### ◎日程第2 議会運営委員長報告

○議長（村上和子君） 日程第2 議会運営委員長

報告を行います。

本定例会の会期、日程等の議事運営に関し、審議決定した内容について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、中澤良隆君。

○議会運営委員長（中澤良隆君） 令和3年第4回定例会の議事運営等について、審議決定した内容を御報告いたします。

本定例会に提出の案件は、町長から提出の議案20件、議長から提出の報告案件3件、認定案件2件、議員から提出の発議案件6件であります。

去る11月24日、12月8日に議会運営委員会を開き、付議事件、会期及び議事日程等の審議、並びに本定例会までに受理しました11件の陳情、要望の取扱いについて審議いたしました。

11件の陳情、要望については、所管の常任委員会で審議し、3件については採択とし、意見書を発議することといたしました。

また、町の一般行政についての質問について審議しました。

12月1日正午の通告期限までに、佐藤大輔議員外5名の議員から通告がありましたので、質問の順序は先例により、通告書を受理した順で、本日15日に4名、16日に2名が質問を行うことといたしました。質問の要旨は、本日配付のとおりであり、方法等は、上富良野町議会会議規則及び上富良野町議会運営に関する先例に基づいて行うこととなりますので、活発な議論をお願いいたします。

これらの状況を考慮し、12月定例会の本会議の会期については、提出案件の状況などを検討した結果、本日から12月16日までの2日間と決定いたしました。

また、議事運営以外についてであります。デジタル社会形成整備法に伴う関係条例等の改正について審議し、議会委員会条例の一部改正を発議すること、議会活性化推進計画について、委員会改選後の議会運営委員会の審議により、改訂版の作成、町内行政調査を総括して、実施要領の策定について審議いたしました。

以上、議会運営委員会での審議結果を御報告申し上げますが、本定例会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（村上和子君） 以上をもって、議会運営委員長報告を終わります。

#### ◎日程第3 会期の決定について

○議長（村上和子君） 日程第3 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月16日までの2日間といたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月16日までの2日間と決定いたしました。

#### ◎日程第4 行政報告

○議長(村上和子君) 日程第4 行政報告を行います。

本定例会までの主な行政執行の経過について、町長から報告の申し出がありますので、発言を許します。

町長、齊藤 繁君。

○町長(齊藤 繁君) 議員各位におかれましては、公私ともに何かと多用のところ、第4回定例町議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、去る9月定例町議会以降における町政執行の概要について報告させていただきます。

初めに、令和3年度の町表彰式についてであります。御来賓の御臨席を、関係する団体、機関等の代表者のみにさせていただくなど、感染予防対策を徹底した中で、11月3日、社会教育総合センターを会場に挙行了したところであります。

町の関係では、永年にわたり地方自治の振興発展に貢献された3名に自治功労表彰を、また、消防業務の向上に功績を残された1名に社会貢献賞を授与したところであります。

教育委員会関係では、文化功労賞に1名、スポーツ功労賞に2名、また、文化奨励賞に10名、スポーツ奨励賞に9名を表彰させていただいたところであります。

国の栄典関係では、11月3日発令の秋の叙勲におきまして、地方自治功労として旭日双光章を1名、消防功労として瑞宝単光章を1名が受章され、また、同日発令の危険業務従事者叙勲では、防衛功労として2名が瑞宝双光章を受章されました。

改めて受章されました皆様の御功績に対し、心より敬意を表しますとともに、ますますの御活躍と御健勝をお祈り申し上げる次第であります。

次に、基地対策関係及び自衛隊関係についてありますが、北海道基地対策協議会による令和4年度の防衛施設周辺整備対策に関する要望として、11月25日に、新型コロナウイルス感染拡大防止等の観点から、協議会副会長以上の5市町村長により、防衛省に対し、要望を行ったところであります。

また、記念行事等につきましては、10月11日、上富良野駐屯地記念行事として、桜の植樹会に参加し、11月27日に令和3年度北海道殉職隊員追悼式に出席いたしました。

次に、定住・移住、企業訪問等についてですが、11月14日に東京都で開催された本気の移住相談会に、定住・移住促進協議会のメンバーや、移住経験者とともに参加し、本町への移住に興味のある方々にPR活動を行ってきたところであります。

また、11月16日から18日の3日間、町内に事業所等を有する企業など9者へ訪問し、引き続き本町での事業の継続、拡大、雇用などについて依頼してきたところであります。

翌19日には、ロケツーリズム協議会に参加し、映像制作者やロケツーリズムに取り組む民間企業、自治体の皆様と意見交換を行ったほか、制作者と地域のマッチング大会にも参加してまいりました。

今後とも、町のトップセールスとして、機会を見ながら、町のPR活動や、町内企業の活動に対し、フォローアップを実施してまいります。

次に、日本ジオパークネットワークへの新規加盟申請についてですが、10月30日から11月1日の3日間、3名の調査員をお迎えして、現地調査を行ったところであります。

この中で、ジオサイトや拠点施設などの現地調査はもとより、正副会長、協議会部会長、ジオガイド、ジオクラブなど、十勝岳ジオパーク構想の活動を実際に行っている多くの方々と意見交換が行われました。最終日の調査員講評では、おおむね良好な感触を得ることができましたので、来年1月末に開催予定の日本ジオパーク委員会の審査会において、認定されることを期待しているところであります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種の実施状況についてですが、接種日において12歳に到達された方、13歳以上でワクチン接種を希望される方に対しまして、12月2日現在で8,640人、接種率91.01%の方に2回目の接種を終えたところであります。

なお、未接種者に対しましては、ワクチン提供の調整により、町立病院と、ワクチン数に余裕のある美瑛町立病院、中富良野町立病院、富良野協会病院での接種を取り進めているところであります。

また、12歳に到達される方に対しましては、富良野圏域連携において、富良野協会病院で接種できるよう、対応してまいります。

3回目の接種等への対応につきましては、医療機関と連携し、国、道からの指示も含めまして、接種体制につきまして検討、協議を重ねて、調整してま

います。

次に、農業関係のイベント実施状況についてであります。町内産業団体が構成する上富良野産業賑わい協議会主催により、上富良野ミニ収穫祭として、上富良野産の新米予約販売を行い、10月16日、17日に、役場車庫及びJAふらの、上富良野事務所駐車場にて、引換えを実施したところです。57名から申込みをいただき、1,265キロの新米の販売を行い、米の消費拡大と地産地消の推進が図られ、地元産米への理解を深めていただく機会となったところであります。

次に、北海道治水砂防海岸事業促進同盟及び北海道防災協会関係についてであります。11月1日から12日にかけて東京都で開催された全国大会及び中央要望へ参加したところであります。

また、11月18日に東京都で開催された全国治水砂防促進大会に参加及び要請活動を行うとともに、11月26日に東京都で開催された北海道命の道づくりを求める東京大会及び国土交通省との道路行政に関する意見交換会に出席し、あわせて、道内選出国會議員に対しまして、地域産業の活性化や、安全・安心な暮らしを支える道路整備の要請活動を行ってきたところであります。

今後におきましても、道内の河川砂防整備の促進はもとより、当町の河川砂防施設の整備がより進捗するよう取り組んでまいります。

次に、第58回総合文化祭についてであります。10月30日から11月3日までの5日間、感染予防対策を考慮し、社会教育総合センター及び公民館に会場を分散し、開催したところであります。5日間で延べ2,517名の方々に御来場いただき、作品展示や町民コンサート、小さな音楽会、芸能発表、郷土館特別展示、書道体験のほか、上富良野高校の生徒による小説「泥流地帯」を題材にした朗読劇などの各事業を実施し、盛会のうちに終了することができました。

次に、新型コロナウイルス感染症に伴う対応についてであります。まず、生活等の支援策関係では、認定こども園等の登園自粛による児童の保育料につきまして、8月27日から9月30日までの減免額として、4園、46名に対しまして、43万1,380円を決定し、各園、保護者の方々に通知させていただきました。なお、保育料の精算等の事務手続につきましては、各園にお願い申し上げたところであります。

また、介護保険料については、11月末現在で3件、10万7,800円の減免を実施したところであります。

次に、町税、国民健康保険等の関係では、町税を

対象とした徴収猶予について、11月末現在、申請はございません。

また、国民健康保険税の減免については、21件、290万6,800円の減免を実施したところであります。

次に、町独自の新生児特別定額給付事業については、12月8日現在で42人分の支給を完了しているところであります。

次に、緊急経済対策の関係では、来年3月まで、融資取扱い期間を延長しております町独自のつなぎ融資については、今年度、貸付け実施分として、11月末現在、総件数14件、融資額で3,350万円となっており、引き続きコロナ禍における事業資金の確保に対しまして支援を行ってまいります。

次に、町内中小企業の新たな取組みを支援する中小企業再構築支援事業についてであります。10月1日に認定申請の期限を迎え、この間、26事業者の事業計画の認定を行ってまいりました。新たなサービスの開始や、既に行っているサービスの拡充などを主に、事業費の総額は8,196万円となり、今後は、それぞれ事業完了にあわせ、助成金の交付を予定しており、総額4,328万円の交付を予定しているところであります。

次に、感染症の長期化及び緊急事態宣言解除後においても、なお厳しい経営状況が続いている町内中小企業に対する経営継続奨励助成事業第3期については、10月18日に申請受付を開始し、11月末日時点で、申請件数120件、助成金の交付総額は3,810万円となっております。今週末をもって申請期限を迎えますが、引き続き速やかな交付手続きを進めてまいります。

なお、感染症による影響を受けた子育て世帯を支援するために行う子育て世帯への臨時特別給付にかかる5万円の現金給付については、速やかに準備作業を開始するため、12月1日づけて補正予算を専決処分したところであり、プッシュ方式による支給については、今月24日に指定口座に振り込む予定で、現在、事務を進めているところであります。

最後に、建設工事の発注状況についてであります。9月定例町議会で報告以降に入札執行した建設工事は、11月25日現在、件数で7件、事業費総額で5億1,462万4,000円で、本年度累計で39件、事業費総額9億3,605万9,300円となっております。

なお、お手元に、令和3年度建設工事発注状況を配付しておりますので、後ほど御高覧いただきたく存じます。

○議長（村上和子君） 以上をもって、行政報告を終わります。

---

### ◎日程第5 報告第1号

○議長（村上和子君） 日程第5 報告第1号例月現金出納検査結果報告について、監査委員より報告を求めます。

代表監査委員、中田繁利君。

○代表監査委員（中田繁利君） 例月現金出納検査結果について御報告申し上げます。概要のみ申し上げますので、御了承賜りたいと思います。

地方自治法第235条の2第1項の規定により執行いたしましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

令和3年度会計の令和3年8月分から10月分について、検査の概要及び検査結果を一括して御報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、各会計の出納の収支状況は別紙資料に示すとおりであり、現金は適切に保管されていることを認めました。

なお、資料につきましては、御高覧いただいたものと存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては、13ページに添付していますので、参考にしていただきたいと思います。

以上で、例月現金出納検査の結果報告といたします。

○議長（村上和子君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 御質疑がなければ、これをもって、報告第1号例月現金出納検査結果報告についてを終わります。

---

### ◎日程第6 報告第2号

○議長（村上和子君） 日程第6 報告第2号議員派遣結果報告について、報告を求めます。

議会運営委員長、中澤良隆君。

○議会運営委員長（中澤良隆君） 令和3年第3回定例会において議決された議員派遣の町内行政調査について、令和3年9月29日に実施いたしましたので、報告書の朗読をもって御報告いたします。

それでは、議員派遣結果報告書を御覧いただきたいと思います。

令和3年第3回定例会において議決された議員派遣について、次のとおり実施したので、その結果を報告する。

令和3年12月8日。

上富良野町議会議長 村上和子様。

議会運営委員会委員長 中澤良隆。

記。

件名、町内行政調査。

1、調査の目的及び経過。

今後の議会活動に資することを目的に令和2年度及び令和3年度中に発注した町内公共施設建設工事や財政援助を行った施設及び行政課題の公共施設等を対象に現況を視察調査した。令和3年9月29日の1日間で町内8箇所の公共施設を議員14名の出席により調査を行った。

2、調査施設及び実施内容。

（1）社会教育総合センターアリーナ天井改修工事箇所視察及び子どもセンター仮設整備事業現地視察。

（2）富原運動公園テニスコート改修工事。

（3）泉町南団地公営住宅外構整備工事。

（4）クリーンセンター最終処分場埋立て状況、クリーンセンター焼却棟排煙窓交換修繕。

（5）鯉沢川護岸補修工事。

（6）旭川護岸補修工事。

（7）日の出公園駐車場拡張整備工事。

（8）南部地区土砂流出対策工事（べべルイ川R2国債）

3、まとめ。

上富良野町議会において町内行政調査を実施し、公共施設における現状や諸課題などについて視察調査をするなど、所期の目的を果たすことができた。

今後、町内行政調査の熟度を高めていくために、議員からの意見を集約化し、調査の位置づけを明確化するために町内行政調査実施要領を策定し、実施要領に基づく調査としてさらなる充実を図る必要がある。

以上、議員派遣の町内行政についての報告といたします。

次に、議員派遣の議員懇談会について、令和3年11月26日、30日に実施したので、報告書の朗読をもって報告といたします。

次ページを御覧いただきたいと思います。

議員派遣結果報告書。

令和3年第3回定例会において議決された議員派遣について、次のとおり実施したので、その結果を報告する。

令和3年12月8日。

上富良野町議会議長 村上和子様。

議会運営委員会委員長 中澤良隆。

記。

件名、議会懇談会。

1、開催の目的。

議会は、上富良野町自治基本条例第10条、第11条及び第12条の規定に基づき、町民の意思を町

政に反映させることが責務となっている。そのため町民の方々と直接懇談し、議会の審議過程・結果等の報告や町づくり・行政課題等について懇談を行った。

2、開催日。

令和3年11月26日、30日の2日間。

3、会場。

上富良野町保健福祉総合センター「かみん」多目的ホール及び研修室。

4、令和3年度の対応。

令和3年度の開催方法については、新型コロナウイルス感染症予防の観点から対象者を不特定多数を対象とした「全町民」から「特定の団体」との懇談会に改め、議会側の対応も1団体に対して2班体制の7名とし、感染防止の徹底を図ることとした。

5、令和3年度の対象団体及び参加人数。

ふらの農業協同組合青年部上富良野支部、6人。

上富良野町商工会青年部、13人。

認定こども園の父母会（高田幼稚園、西こども園）。

認定こども園の父母会（わかば愛育園、中央保育園）11名。（発言する者あり）

元へ戻ります。

認定こども園の父母会（高田幼稚園、西こども園）12人。

認定こども園の父母会（わかば愛育園、中央保育園）11人。

6、出席議員数、14人。

7、懇談内容等。

各団体が抱える課題や問題点について、参加者の方々から自由に発言をいただき、懇談を行った。

また、まちづくり全般について、多くの意見・質問が寄せられ、議員との懇談が図られた。

8、結果報告。

かみふらの議会だより及び議会ホームページに議会懇談会の内容を掲載する。

9、まとめ。

令和2年度の議会懇談会は、新型コロナウイルス感染症のまん延から残念ながら開催を中止せざるを得なかった。

昨年度同様にコロナ感染は落ち着いてきたものの未だ終息には至らない中で、本年度は、どうすれば「議会懇談会」の開催が可能になるか種々検討を重ねてきた。その結果、開催の是非、開催方法、対象者、参加人数、会場等について全員協議会等で協議し、想定できる万全のコロナ感染症対策を講じた中で開催することを全会一致で決定するに至った。

特に、従前までは全町民を対象に開催してきたが、今回は、コロナ禍を見据え、特定の団体を対象

として10名程度の参加者数に制限させていただき、議会側も2班体制で、全体で20名以内を1グループとして実施することとした。また、十分なディスタンスが図れる会場を選定すると共に、会場のレイアウトも対面方式から円卓方式にして、和やかに懇談しやすい雰囲気になるよう配慮した。

次に懇談内容については、少人数と、同じ団体からの出席からか、参加者からは積極的な発言があり、農業・商工業・観光振興、そして子育て等に対し、実際に職業としていたり、子育てをしている実体験からの様々な要望や意見・提言をいただいた。さらに、将来の上富良野町のまちづくりに対し、「上富良野“愛”」に満ちあふれた若い方々の活発で建設的な提言があり、将来の上富良野町のあるべき姿にも言及した提案は私たち議会議員にとって大きな参考となった。

出席者の皆さんからいただいたご意見・ご提言を、今後の議会活動、議員活動の中で反映させると共に、懇談会での提案等については、①行政機関に伝えるべき提案、②議会内で検討すべき提案、③今後の議会活動・議員活動に参考にすべき提案などに分類整理することとし、町民にとって「身近で開かれた議会」となるよう努めることとする。

以上、議員派遣の議会懇談会についての報告いたします。

○議長（村上和子君） 次に、議会広報特別委員長、小林啓太君。

○議会広報特別委員長（小林啓太君） 令和3年第4回臨時会において議決された議員派遣の広報技術研修について、令和3年11月17日から18日に実施したので、報告書の朗読をもって御報告いたします。

報告書を御覧ください。

議員派遣結果報告書。

令和3年第4回臨時会において議決された議員派遣について、次のとおり実施したので、その結果を報告いたします。

令和3年12月9日。

上富良野町議会議長 村上和子様。

議会広報特別委員会委員長 小林啓太。

記。

件名、広報技術研修。

1、調査及び研修の経過。

議会広報特別委員会は、議会の活動をより分かりやすく町民にしらせるための広報誌発行に関する調査研究のため、令和3年11月17日から18日の2日間、十勝管内の幕別町議会と音更町議会において視察研修した。

2の調査の結果に関しては、御高覧いただいたも

のとして、説明を省略させていただきます。

### 3、まとめ。

#### (1) 議会だよりに関して。

町民にいかに手に取って読んでもらえるかという共通の課題を抱えつつも、その課題解決にあたってはそれぞれの町でアプローチの違いが見て取れました。

幕別町議会の特徴は大きく2つあり、1つ目は、議会が何をしているのかを議長が示す報告書のものと、委員会活動の報告に誌面が大きく割かれている点。2つ目は、議会そのものを身近に感じてもらうとする取り組みであります。具体的には議場を使ったコンサートを行ったり、主催者教育の一環として高校生議会を開催したりするという取り組みなどです。町民に「議場」をより身近に感じてもらい、一度足を運んでもらうということを目指していると伺いました。このような活動が結果として議会だより魅力的な内容を掲載することにもつながりつつ、町民に議会を身近に感じてもらえるきっかけ作りにもなっているのではないかと考えます。

音更町議会は、かつてコンクールで受賞経験もありますが、その実績に胡座をかくことなく、伝統を守りつつも細部に至るまでより良いものを作るためリニューアルを行い続けているということでありました。町の広報とは掲載内容のすみ分けができており、町の広報で扱われた予算などの詳細な数字はあえて議会だよりでは扱わないなどの手法も伺いました。また議会だよりのモニター制度を設けており、1年間の期間で高校生を含む町民から直接意見を伝えてもらう取り組みは議会だよりに対するフィードバックを受ける手法としてはとても有効なものであり、当委員会でも実施していく必要があると感じました。また、全戸配布ではないという理由からではありませんが、町内のスーパーやコンビニでも議会だよりを配布させてもらっており、その配布数でも議会だよりがどれだけ手に取ってもらえているかの指標にしているということであり、我が町でも今後検討していく必要がある問題であると感じました。

#### 2、常任委員会化に関して。

幕別町議会については議会報告会を議会として行っていくという方向性の中で、その役割を広報特別委員会に担うということとをきっかけに常任委員会化されたという背景を伺いました。町民と議会をつなぐ広聴活動を行っていくというよりは、限定的な役割であると理解しました。一方で町民と議会をつなぐ取り組みとして前述の議場コンサートや高校生議会など、議会と町民の距離を近づける取り組みが行われ始めている点に関しては、広報特別委員会が常任委員会化されたことと直接的な関係はないかも

しれないけれども、特筆すべき点であり、今後においては常任委員会であることが意味を持つてくるのかもしれないという可能性を感じました。

現在、広報特別委員として議会だよりを作成している音更町は、常任委員会になることに関しては明確に否定的であると委員全員が共有されていました。それは音更町議会だよりが目指す「中学生でも理解できる議会だより」を制作する上で、個々の議員が立場や身分を超えて自由闊達に意見を出し合える場作りを重要視するということが背景にあります。これは音更町議会広報特別委員会で受け継がれてきた伝統からくる経験則であり、特別委員会ならではの会議録のないワールドカフェスタイルとなっていることでより良いチームワークが生まれ、より良い議会だよりが発行できているという委員長の説明には大いに感心させられました。委員は服装もあえてスーツではなく私服で毎回会議を行っているということでありました。事実、研修視察に行った我々の目にも委員会のメンバーの関係性がとても良いこと、また議会だよりに対して深い情熱と愛情をもって毎号発行している姿勢が見て取れました。この点は今後我々が常任委員会化を行うべきか否か、またどうすればより良い議会だよりが編集できるかを考える上で大変参考になりました。

以上、議員派遣の広報技術研修についての報告といたします。

○議長(村上和子君) ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 御質疑がなければ、これをもって報告第2号議員派遣結果報告についてを終わります。

### ◎日程第7 報告第3号

○議長(村上和子君) 日程第7 報告第3号委員会所管事務調査報告について報告を求めます。

議会運営委員長、中澤良隆君。

○議会運営委員長(中澤良隆君) 令和3年第3回定例会において、閉会中の継続調査として申し出した先進市町村行政調査について、令和3年10月から3回にわたり委員会を開催し、令和3年11月9日から10日に先進地の行政調査を実施しましたので、その結果について、会議規則第77条の規定により御報告いたします。

委員会所管事務調査報告書を御覧いただきたいと思います。

1ページをお開きください。

本委員会の所管事務調査として、上富良野町議会会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査と

して申し出をした次の事件について、調査を終えたので同規則第77条の規定により報告する。

令和3年12月8日。

上富良野町議会議長 村上和子様。

議会運営委員会委員長 中澤良隆。

記。

調査事件名、先進市町村行政調査について。

#### I、調査の経過。

本委員会は、令和3年第3回定例会において、閉会中の継続調査として申し出をした先進市町村行政調査の調査テーマを「議会活性化の取り組みについて」に決定し、令和3年10月から3回の委員会を開催して調査を行い、11月9日十勝管内本別町議会で、11月10日十勝管内清水町議会で「議会活性化の取り組み」について、先進事例の調査を行った。

なお、ここからは長文の報告書になりましたので、概要のみの朗読説明とさせていただきますと思います。

#### II、調査の概要。

##### 1、本別町の概要。

令和3年10月末現在の総人口は6,565人（男、3,228人、女、3,337人）、総世帯数3,546世帯となっている。本別町は十勝の東北部に位置し、総面積は391.91平方キロメートルで、半分以上が山林で覆われ、利別川が町の中心を流れている。十勝特有の大陸性気候で、夏と冬の寒暖差が大きく、一年を通じて降水量が比較的少ないのが特徴である。かつては林業が盛んであったが、現在の産業の中核は農業と工業で、特に地場製品の加工を行う工場が発展している。

本別町議会は、議員定数12名。総務常任委員会6名、産業厚生常任委員会6名、広報広聴常任委員会5名、議会運営委員会5名の構成となっていた。

本別町の主な議会運営の特徴や活性化の取り組み状況は次のとおりである。

##### (1) 議会基本条例。

町民とともに歩む使命感と活力ある議会を目指すため議会運営及び議員の活動に関する基本事項を定めた「本別町議会基本条例」が平成28年6月に制定されており、議員自己評価と議会評価を各議員が検証し、活性化計画として今後の課題及び改善策をまとめ、ホームページで公表していた。また、議会基本条例制定と同日に条例条文で規定されている反問権と政治倫理については、詳細な事項についての要綱も制定されていた。

次に、(5) その他の活性化。

##### ① 議員定数・議員報酬。

議員報酬については、平成29年に十勝町村議会

議長会で調査報告された「議員報酬（月額）『十勝基準』の試算について」（以下「十勝標準試算」という。）を参考とし、任期3年目に調査特別委員会の設置が検討されていた。この試算により4から5町村の議員報酬が改善され、十勝管内のパラツキがなくなっていた。

議員定数は12名であり、常任委員会は運営的にギリギリの状態であり、議長は両常任委員会に出席していた。定数が少数になったことから議員発議は1名でも可となっていた。

次ページ、3ページを御覧ください。

##### ③ 議長との対話室。

個人や団体を問わず、町民の皆様と議長が気軽に語り合い、話題提供や意見交換を通じて議会を身近なものとするために、議長室を開放した「議長との対話室」に取り組んでいた。

次に、⑤を御覧ください。

##### 子ども議会体験学習。

町民に議会をより身近なものに感じてもらうため、模擬議会を開催していた。公表されていた実績では、平成25年開催の「子ども議会体験学習」であり、子ども達12名による一般質問が行われていた。

##### 2、清水町の概要。

令和3年10月末現在の総人口は9,206人（男、4,545人、女、4,661人）、総世帯数は4,698世帯となっている。清水町は道東の玄関口、十勝の西部に位置し、総面積は402.25平方キロメートルで、日高山脈に抱かれた豊かな大地と清らかな水の恵みを受け、小麦・豆類、てん菜や牛乳などの生産が盛んで、それらを加工する工場が多く、戦前から続く農産加工の町である。新ご当地グルメグランプリ北海道で三連覇達成により殿堂入りを果たしたことや、アイスホッケー、「第九」の町民合唱など、文化・スポーツ活動が盛んな町である。

清水町議会は、議員定数13名。総務産業常任委員会7名、厚生文教常任委員会6名、広報広聴常任委員会6名、議会運営委員会5名の構成となっていた。

清水町の主な議会運営の特徴や活性化の取り組み状況は次のとおりである。

##### (1) 議会活性化特別委員会。

平成28年3月の全員協議会で議員定数、議員報酬、委員会の所管、委員任期等の検討が必要と提起され、6人の議員により特別委員会が設置され、平成30年12月に調査報告されていた。調査・検討の項目は、①議員定数、②議員報酬、③委員会の所管、④委員任期のほか、⑤一般質問の答弁書の必要

性、⑥分かり安い議会広報の作成、⑦請願者・陳情者に対する趣旨説明機会の設定、⑧町民の声を聴取する場の設定、⑨政務活動費の導入、⑩議会サポーター制度・モニター制度の導入、⑪議員の資質向上、⑫一般質問での質問の内容は正に向けた議長等の裁量権の拡大、⑬各種会議の持ち方の見直し、⑭初回質疑からの一問一答の導入の14項目が調査・検討されていた。

4ページの⑧を御覧いただきたいと思います。

町民の声を聴取する場の設定。

議会への関心、議会活動の周知、議員のなり手不足対策を目的とした、中学生・高校生を対象とした「模擬議会」の開催と、「団体との懇談会」「議会報告会と町民との意見交換会」を継続し、当面はほかの取り組みは行わないこととされていた。

また、町民との意見交換会で出された「質疑・意見・提言等」は会場で回答するほか、後日、委員会（議会運営、総務産業、厚生文教）の所管毎で調査・検討した結果を回答されていた。さらに、執行側に対して「意見・提言等」の対応を求め、検証し、結果についても総括されていた。

また、令和2年から開催されている「清水高校生模擬議会」については、事前に学校側と十分に調整するとともに、高校生に対しては質問の方法などを各議員からレクチャーやリハーサルを行うなどの対応が図られており、高校生目線からの課題や解決方法の政策提言について、活発な再質問もされていた。

## (2) 議会中継。

### ①導入の目的。

新聞折込チラシ等により傍聴を呼びかけていたが、依然として少ない現況であり、今まで以上に議会運営状況を公開することが必要と考え、リアルタイム・録画で視聴できる環境整備を行い、議会の活性化と議員の資質向上を目的としていた。

### ②導入経過と導入スケジュール。

平成16年11月から平成18年11月まで、先進地の芽室町議会、栗山町議会、幕別町議会を視察、また年2回のナイター議会の中止によりDVD貸し出しにも取り組んでいた。

平成19年12月に補正予算で予算計上し、平成20年1月に業者選定、3月に工事完了、5月に試験配信、6月にライブ中継と録画配信を開始し、概ね6カ月で議会中継を実施している。業者選定の方法は、清水町議会に適したシステム選定のため、導入費用のみならず、技術内容、業者の能力や経験等総合的に評価するプロポーザル方式を採用していた。

### ③導入経費につきましては、表を御覧ください。

④議会中継システムの視聴についても、表を御覧いただきたいと思います。

7ページをお開きください。

## Ⅲ、まとめ。

十勝管内の各市町村議会は、全国、全道の各市町村の中でも「議会活性化」の取り組み先進地として高い評価を受けている。今回調査した本別町議会、清水町議会は十勝管内に位置し、先進的に議会活性化施策に取り組んできている模範的な議会である。

上富良野町議会は、「より身近で開かれた議会」を目標に2年前から「上富良野町議会活性化推進計画」を策定し、議会活性化を推進してきている中、このたび先駆的な本別町議会、及び清水町議会で行政調査を行い、特に、わが議会の喫緊の課題である「議会中継」「議員倫理」「議会モニター」「議員定数・議員報酬」等に視点をおいた研修を進めることができた。

本別町議会では、平成28年に制定した「本別町議会基本条例」に基づき議会改革・議会活性化に取り組み、毎年度、各議員による自己評価と検証を議会全体で行い、その結果を次年度の取り組みに反映させていたことは注目すべき点であった。

また、積極的な情報開示に臨み、「議長との対話室」の随時開催、重要案件に対する「出前報告会」「各種団体とのミニ懇談会」「ナイター議会」等の開催は、特筆すべき取り組みであり、本町の議会においても、住民への情報開示の点から大いに参考にすべき点であった。

「政治倫理要綱」が制定されていたが、「条例」ではなく「要綱」にした理由は、罰則規定を設けず、議員個々の倫理観に委ね、自主性を重んじたとのことであった。その中でSNS等において、誹謗中傷をしないという項目があったのは考えさせられた。

「議員定数」については、約6,500人の町においても、12名の定員が限度であり、これ以上減らすことは難しいとの意見を伺い参考となった。また、「議員報酬」の検討においては、十勝標準試算を基に検討されていた。

次に、清水町議会では、議会改革の一環として議会運営の状況を、平成20年6月に生中継、録画中継の配信を開始したとのことであった。その後、令和3年には議会中継システムの更新が行われ、設備投資に高額な予算を要していたが、導入にあたっての所期の目的は達成されていたことが伺えた。今後、本町議会での議会中継導入にあたっては、より効果が発揮されるよう慎重にシステムや予算等を検討する必要があると認識させられた。

また、平成28年度に「議会活性化特別委員会」



が設置され、議員定数、議員報酬、議会サポーター制度の導入等14項目について調査・検討が行われ、その後、特別委員会で取りまとめた施策等については、可能な施策から実施を進めてきており、わが町においても、できる施策から実践するという姿勢を持つことが重要であることを学ぶことができた。

高校生を対象とした「模擬議会」を行い、議員の高齢化・なり手不足などの課題解決に向け、積極的に取り組みを行っていることは大いに参考になるものであった。

「議員定数」については、現在の議員により十勝管内市町村の議員定数を参考に協議が進められていた。各委員会活動等を考慮の上、現状の13名のままという結論に達していた。一方、「議員報酬」については、十勝町村議会議長会が作成した十勝標準試算等を参考にし、活動実績に基づき「清水町議会議員の報酬の試算」を作成し、議員報酬を引き上げる案をまとめていたが、町民の意見を伺う中で、「試算の額で良い」「現在のままで良い」と意見が分かれ、報酬増額については大多数の理解が得られていないと判断し、現在のままの報酬額となっていたとのことであった。

今後、本別町議会・清水町議会の優れた取り組み事例を参考に、「より身近で開かれた議会」をめざし議会活性化や議会改革に前向きに取り組まなければならないと決意を新たにされた次第である。

以上、議会運営委員会として調査しました先進市町村行政調査についての報告といたします。

○議長（村上和子君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 御質疑がなければ、これをもって報告第3号委員会所管事務調査報告についてを終わります。

#### ◎日程第8 認定第1号

#### ◎日程第9 認定第2号

○議長（村上和子君） 日程第8 認定第1号令和3年第3回定例会で付託されました議案第9号令和2年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について、日程第9 認定第2号令和3年第3回定例会で付託されました議案第10号令和2年度上富良野町企業会計決算の認定についてを一括して議題といたします。

本件に関し、決算特別委員長の報告を求めます。

決算特別委員長、岡本康裕君。

○決算特別委員長（岡本康裕君） ただいま上程いただきました認定第1号令和3年第3回定例会付託

議案第9号令和2年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号令和3年第3回定例会付託議案第10号令和2年度上富良野町企業会計決算の認定について、決算特別委員会審査報告書の朗読をもって報告申し上げます。

決算特別委員会審査報告書。

令和3年第3回定例会において、本委員会に付託された下記案件を審査した結果、次の意見を付し認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告する。

令和3年10月8日。

上富良野町議長、村上和子様。

決算特別委員会委員長、岡本康裕。

記。

付託事件名。

議案第9号令和2年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について。

議案第10号令和2年度上富良野町企業会計決算の認定について。

#### 1、審査の経過。

本委員会は、令和3年10月6日、7日、8日の3日間開催し、正・副委員長を選出後、委員会を公開とし、直ちに2分科会による書類審査を行った。その後、全体による質疑応答を行った上で、各分科会から審査意見を求め、これをもとに全体で審査意見書を作成し理事者へ提出、理事者の所信をただし表決を行った。

#### 2、決定。

慎重に審査した結果、本決算は次の別記「令和3年（令和2年度会計）上富良野町決算特別委員会審査意見書」を付し、原案のとおり認定するものとした。

特に、委員会で発言された質問及び意見書については、今後の予算編成と町政運営に反映されたい。

また、監査委員の審査意見はいずれも的確な判断によると認められ、指摘事項については、早急に改善または対応して、予算執行に当たられたい。

なお、裏面の令和3年（令和2年度会計決算）上富良野町決算特別委員会審査意見書については、御高覧いただいているものとして省略させていただきます。

御審議いただき、認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、本件の報告を終わります。

これより、採決を行います。

最初に、認定第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第9号令和2年度上富良野町各会計歳入歳出

決算の認定についてに対する委員長の報告は、意見を付し、認定すべきとするものであります。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第10号令和2年度上富良野町企業会計決算の認定についてに対する委員長の報告は、認定すべきとするものであります。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

ここで、少し早いようですが、暫時休憩とさせていただきます。

再開は10時25分とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

---

午前10時07分 休憩

午前10時25分 再開

---

○議長(村上和子君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

#### ◎日程第10 町の一般行政について質問

○議長(村上和子君) 日程第10 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

初めに、9番佐藤大輔君。

○9番(佐藤大輔君) 前回の反省を生かしまして、本日は項目を減らして、ゆっくりと読み上げさせていただきます。

私は、さきに通告してございました2項目につきまして、町長にお伺いいたします。

一つ目は、町のPR施策についてでございます。

我が町の第2次観光振興計画は、5か年の折り返し地点を過ぎました。

計画内のアクションプランには、発信力の強化として、1、インフォメーション機能の強化、2、タウンプロモーションの推進、3、発信ツールのフル活用と、3点の具体的な取組が示されております。

町の知名度向上にかかる施策は、成果として目に

見える形にするのは難しく、また、時間のかかるものであることは十分に理解できるものの、特にコロナ禍にあつては、機を逃さず、注力すべきであると思われま

す。前述の具体的取組項目に記載されている施策の具現化として、テレビや新聞、雑誌といった既存メディアとは異なる、いわゆるwebメディア、SNS、動画配信サービスなど、柔軟で多岐にわたる広告プラットフォーム活用への転換と、今後のさらなる変革に対応する体制づくりが急務であると思われま

すが、町長の御所見をお伺いいたします。

二つ目は、ふるさと応援モニター事業についてでございます。

我が町に対する寄附額は年々増加し、令和2年には3億円を超えました。これもひとえに、全国の寄附者、殊に我が町を第2のふるさととして思いを寄せ

てくださる上富良野駐屯地にゆかりある方々の温かい御支援、また、担当職員、返礼品協力事業者の御尽力のたまものにほかなりません。

昨今、使途の選択・公表や、ガバメントクラウドファンディング型ふるさと納税を実施する自治体が増加を続けております。

また、寄附に対する感謝とともに、寄附金を充当した事業の具体的な実績をホームページやポータルサイト上において報告している自治体も数多く見

られます。

寄附額は、事業実施以来、着実な増加を見せ、今

後もさらなる増加が期待できる我が町こそ、ガバメントクラウドファンディング型ふるさと納税の実

施、また、あるいは経常費への充当のみならず、ふるさと納税で寄せられる御厚意があつてこそ実現可

能な独自施策を積極的に実施し、かつ、寄附者にその効果、成果を明確に示すことが必要であり、その結果、それらは多くの納税者が寄附先として上富良

野町を選択する大きなインセンティブとなると思われま

すが、業務体制の整備と併せて、町長の御所見をお伺いいたします。

○議長(村上和子君) 町長、答弁。

○町長(齊藤 繁君) 9番佐藤議員の2項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの町のPR施策についての御質問にお答えいたします。

議員の御質問のとおり、町の知名度向上を図るための手段、とりわけ観光振興においては、第2次観光振興計画の中でも定めておりますように、地域経済の活性化につながる手段として、町のPRを絶え間なく行い、新たな情報を広く、早く提供していくことが非常に重要であり、コロナ禍とも言えるべき今現在にあつては、これからの回復期、ウィズコロ

ナ時代に向けて、さらに強化すべきものと考えております。

本町の観光部門におけるPR、情報発信につきましては、観光協会が主体となって、また、連携、共有した中で進めており、随時、既存のメディアはもちろんのこと、SNS広告、動画配信サービスや、企業の広報活動などを活用し、情報発信、町のPR発信を行っております。

今後におきましても、議員の御質問にあります分析が可能な広告プラットフォームも含め、活用可能なツールを有効的に、かつ最大限活用して、地域のPRにつなげてまいりたいと考えております。

最後に、観光に限らず、多様な情報発信や情報管理についての体制づくりについては、どのような体制がより効率的、機能的なのか、十分検討してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めのふるさと応援モニター事業についての御質問にお答えさせていただきます。

ふるさと応援モニター事業は、平成29年6月から実施し、町が受ける寄附額は年々増加し、令和2年度は1万8,173件、3億686万2,000円となり、今年度においても3億5,000万円程度となる見込みであります。

寄附の申込みに当たっては、十勝岳魅力再発見事業、ラベンダーのまちづくり事業、高齢者福祉推進事業、児童生徒の教育振興事業、自衛隊との共存共栄のまちづくりの五つの分野、もしくは使途を指定しないものがあり、寄附者の意向により選択していただき、町が実施する施策推進の貴重な財源として充当しております。

ガバメントクラウドファンディングについては、ふるさと納税の一つとして、自治体の課題解決に向けて、寄附金の使い道をより具体的にプロジェクト化し、そのプロジェクトに共感した人たちから寄附を募る仕組みで、寄附者が返礼品だけでなく、自治体の施策に深く関われるという点で、さらに寄附の意欲をかき立てるものとして、有効なものとして認識しております。

一方で、寄附額が大きくなるにつれて、返礼品の品切れなどが生じることも想定され、返礼品の質の向上や量の確保のため、協力事業者のさらなる増員も進めていかなければならないものと考えております。

このようなことから、現在の体制を維持しながら、寄附募集の方法や寄附金の使途の公表など、ふるさと応援モニター事業を通じて、上富良野町を知ってもらえる、寄附者に選んでもらえる仕組みづくりについて、今後も研究、検討してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） ただいま両項目におきましても前向きな御答弁を賜ったと、大変うれしく思っております。

それでは、一つ目の町のPR施策について、これまでの取組の評価、また、情報発信の目的という、二つの観点から、再度、質問させていただきます。

まずは、これまでの取組の評価についてお伺いたします。

富良野圏域内はもちろん、今は上川管内での自治体間の競争が激化している中、我が町の発信力が弱いという声をよく耳にします。だからこそ、第2次観光振興計画に、発信力の強化を盛り込んだと思われませんが、どのような自治体も情報発信に力を入れている今、さらに戦略的な情報発信をしていかなければならないと考えます。

ただいまの町長の答弁で、その課題意識を共有していることを確認させていただきました。

先ほど、知名度向上を図る施策は、観光協会との連携のもと、取組を進めているとの御答弁を賜りましたが、その中の、企業の広報活動とは、具体的にどのようなものか、町内事業者が観光協会のホームページを活用して独自のPRを行っているのか、その点、まずはお伺いたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

これまでの評価ということで、発信力の評価ということですが、他の市町村のことはありますが、町としても、今までいろいろやってきた結果だと思っておりますし、一生懸命やってきたと感じております。

ただ、PRといいましても、SNSやホームページだけではなくて、例えば上富良野にある企業の商品を含めたネーム、上富良野の名前の発信ということで、二つ目の企業の広報活動とかぶる部分もあるのですが、上富良野の知名度の向上というのは、SNSやホームページの発信だけではなく、上富良野に関わりのある企業の商品にその名を冠してもらったり、そういう活動も含めて、発信力を今まで強化してきたと、このように感じております。

今後につきましては、ただ、先ほど議員の御質問にもありましたとおり、SNSやプラットフォーム、多岐にわたる広告プラットフォームの活用に関しては、まだまだという部分もありまして、私が1年前、就任して以来、特に広報には、新しいSNSを活用した広報を考えてくれというふうには伝えてきたところであります。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9 番佐藤大輔君。

○9 番（佐藤大輔君） すみません、私、企業の広報活動とは具体的に教えてくださいと、ちょっとまず最初に、単純に分からなかったの、その質問をしたつもりだったのですが、その点の御答弁、お願いします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 失礼いたしました。

企業の広報活動というのは、パブリシティと呼ばれるもので、横文字にすると分かりづらいので、企業の広報活動というふうに日本語にしましたが、どういうことかといいますと、パブリシティを活用した発信というのは、サッポロビール製品の発売や、企業活動、リリースに際し、地方の、上富良野の情報を発信してもらう、上富良野産の何々とか、そういうもの。あと、三浦綾子文学館との、「泥流地帯」の映画化に関する関連事業活動、これらの情報発信、上富良野の名前を入れてもらう、上富良野の名前をそういうところで発信してもらうという、それが企業の広報活動ということになります。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9 番佐藤大輔君。

○9 番（佐藤大輔君） パブリシティということで、今年度当初から設置されましたロケサポートセンターの取組と関わりが深いかなというふうに思います。大変親和性の高いものであると思います。

ただいま説明のありました企業の広報活動を含め、SNS 広告、動画配信サービスを活用しているとのことで、私個人的には大変すばらしい取組だと思っております。

実際に私も観光協会の YouTube チャンネルで動画を拝見しておりますけれども、これらの取組において、例えばプレビュー数であったりとか、再生回数であったりとか、どのような KPI 設定、評価指標設定をされているのか、ちょっと先ほどの町長のこれまでの取組の評価という点における答弁では分かりづらかったの、改めてもう一度、KPI 設定と、情報発信という取組に対するこれまでの評価という点について、もう一度、町長の御所見をお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9 番佐藤議員の御質問にお答えいたします。

広告の分析等に関するのですが、YouTube 等の観光協会の再生回数等の報告は、町のほうに

は報告は受けていないこともありますし、特にこれまで分析も、町としては分析は行っておりません。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9 番佐藤大輔君。

○9 番（佐藤大輔君） やはりこれまでの取組の評価ということがあって、今後の取組の組立てがどのようすべきかというところの議論が初めて生じるのかなというふうに思います。単純にそういうふう感じております。

例えば企業においては、制作にかけるリソース、広告にかけるリソース、評価・検証、この三つの点においては、3 対 6 対 1 が理想的だというふうに聞いております。要は制作に 3、広告に 6、評価・検証に 1。これは恐らく行政にも当てはまることではないかなというふうに思いながら、その話を聞かせてもらいましたけれども、今後、分析可能な広告プラットフォームを活用するというものでありましたので、動画にたどり着く仕掛け、要は観光協会の動画再生回数も非常にばらつきがあって、牧野由依さんが出演されているものは多かったですけれども、結局は、その動画にたどり着く仕掛けというのが広告であります。こういった取組に重点を置いて、建設的な検証を実施し、これまでの取組の評価を、今、できる限り、いま一度評価をしていただきながら、今後のためにブラッシュアップを図っていただきたいと、このように思う次第でございます。

次に、情報発信の目的についてお伺いいたします。

戦略的に情報発信を行っている先進自治体では、例えば町の魅力や今の姿を発信し、イメージアップをしたいであったりとか、定住人口を増やすために移住者を増やすであったりとか、発信する情報の認知度向上、最終的には住民の行動変化につなげるといった、具体的な目的を掲げ、事業を推進しております。

町長の先ほどの御答弁では、地域経済の活性化というキーワードが耳に残りましたが、改めて発信力の強化というアクションプランに込める町長の思い、お考えをお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9 番佐藤議員の御質問にお答えいたします。

最終的な広告の目的は、現在のところ、地域経済活動と先ほど少し言及いたしました、観光協会とペアといいますか、観光協会に主に任せているということからも、観光に直結するような PR、そして観光というような、具体的に關心を持って来てもらう、消費してもらう、泊まってもらう、そのような

内容のことが、現在のPRの目的となっております。

それらも含めて、将来的にどうなのかということですが、議員おっしゃるとおり、上富良野に、それが契機となって関心を持っていただければ、もっと多くの方が上富に関わってもらえる、定住、移住につながっていく、関係人口の増大につながっていく、そういうことを念頭に、今後、考えていかなければならないのかなというふうに、今感じております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） これまでの質疑応答からも、やはり行政と観光協会との何か距離感といいますか、これは私の主観ですけれども、そこはやはり両方とも同じビジョンをしっかりと共有して、同じ方向に進んでいくということがまず必要なのかなというふうに思います。内情は、私、知りませんので、本当に単なる主観でありますけれども、やはりそれがなし得ないと、なかなか大きな力となって推進力を発揮できないのかなというふうに、今、聞かせていただきながら感じております。

また、加えて、情報発信ツールのメリット、デメリットというものをしっかりと知るべきかなというふうに思います。要は、町長の思いがいまいちまだ具現化されていないというところにおいては、そういったところからまず始めるということが必要かなと。

また、目的に合わせて、情報発信ツールを使い分けて、そしてターゲットの求めている情報を把握し、より一層、情報発信を心がけてほしいものと思います。

また、先ほど体制づくりに関しても、私、質問させていただきましたが、これも今後の検討ということでの御答弁でしたけれども、やはり体制づくりについても、部署間の連携はもとより、業務委託も視野に入れながら、適切な体制が構築されることを御期待し、次の質問に移らせていただきたいと思います。

ふるさと応援モニター事業について、再度、お伺いいたします。

ちょっと言い慣れていないので、上富良野町では、返礼品をモニター商品という表現をしますけれども、返礼品と言ってしまう場合もありますので、そこは御容赦願いたいと思います。

おさらいであります。ふるさと納税の寄附の入り口は二つありまして、一つ目は、返礼品から選ぶ、二つ目は、寄附の使い方の目的から選ぶ。当

然、一つ目の返礼品から選ぶパターンは、返礼品を手にすることができます。二つ目の目的から選ぶ際は、返礼品を手にする場合もあるが、返礼品を手にできない、要は返礼品がないパターンもあります。

例えば、近隣では、旭川市が、新庁舎の建設に関して、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用しております。寄附者に対しては、新庁舎の9階テラスに寄附者の名前が記されるということが、返礼品といいますか、それがお返しの気持ちというようなことで承っております。

私、この質問の提出後、通告書提出後に、同僚議員からの指摘を受けまして、担当所管に確認させていただきましたら、「泥流地帯」映画化プロジェクトは、実は町のホームページ上で、ひっそりとはありますが、クラウドファンディング型ふるさと納税に該当するという、そして、今後、条件が整い次第、晴れてポータルサイトへの掲載が可能になることを確認させていただきました。「泥流地帯」映画化プロジェクトも含め、今後、あと5本とか10本というのは大変多ございますので、例えば一、二本、プロジェクトを増やして、クラウドファンディング型ふるさと納税としてポータルサイトに掲載するお考えがないのかどうか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） クラウドファンディング型ふるさと納税ですが、現在のところ、「泥流地帯」の映画化、ひっそりかどうかは分かりません。個人的な意見なので、伺いますが、しっかりとPRしているつもりです。現在のところ、「泥流地帯」の映画化1本だけでありまして、ほかのところは、今のところは計画がございません。

ただ、クラウド型ファンディングをもちろん否定するわけではないです。これから活用する方法を考えながら、現在のところは一つしかない、活用していない、という状況であります。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） クラウドファンディング型ふるさと納税は、先ほどの町長の御答弁からもお分かりになりますように、いわばふるさと納税の王道であります。むしろ優先的に注力すべきはクラウドファンディング型であると思います。返礼品なしという立てつけも可能なので、先ほど御答弁にもありました、品切れの心配もございません。ちょっと分かりづらいので、例えるなら、我が町で例えるなら、豚サガリの知名度を上げるためのキッチンカー全国キャラバンプロジェクトとか、また、新町立病

院が建設予定でございますので、今に、未来に優しい新病院の建設のプロジェクトのためにとか、そういったプロジェクトが具体的なものかなど。大分考えてこの程度しか出ないのですけれども、そういったものがプロジェクトとして掲げられるのかなと思います。

このクラウドファンディングに掲載するプロジェクトの企画、立案、掲載、事業実施、検証という作業を通じて、私は、職員の方の経験値やスキルが上がるのではないかと、また、実際に新たな事業を生み出す効果、さらに、寄附者の入り口が増える、要はプロジェクト、ちょっと興味があって見てみたが、ちょっと賛同できないけれども、上富良野町に興味が出たので、返礼品から選んでみようかなという寄附者の増加、寄附者との関係の深まり、そして、町のPR効果などが期待できると思います。

私は、クラウドファンディング型ふるさと納税は、メリットこそあれ、デメリットはないというふうに考えておりますけれども、今後、「泥流地帯」映画化プロジェクトと含め、もう一、二本、ちょっとしつこいですが、クラウドファンディング型ふるさと納税、ポータルサイトで掲載の思いに関して、町長の御所見を再度お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9番佐藤議員の御質問にお答えいたします。

クラウドファンディング型ふるさと納税が王道であると御教示いただきました。残り、映画化だけではなく、あと一、二本、その効果というのも、佐藤議員のほうから、いろいろ職員のスキルアップ等含めて、やるべきではないかと。全くおっしゃるとおりだと思いますか、それらも含めて、今後、検討してまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） 町長との思いを共有させていただいて、大変うれしく思います。

ぜひとも子孫に負担をかけないための合同墓地建設プロジェクトを候補に入れていただくと大変うれしく思います。すみません、町長がかわったので、一旦は入れておかなければならないので、すみません。

ただいま話にありましたクラウドファンディング型ふるさと納税は、町長、ポータルサイトを御覧になっているかと思っておりますので、お分かりになるように、返礼品から選ぶではないほう、目的から選ぶほう、クラウドファンディング型に関しては、リアル

タイムで寄附金額、寄附者数、達成率を確認することができます。

一方で、返礼品から選ぶほうの寄附の場合、我が町の話でいえば、先ほども申したように、寄附者に対して、どの事業にどれだけ寄附金が充当されたのか、どのように活用されたのかなどの報告は決して十分とは言えない現状を踏まえて、このたび質問しております。

他の自治体の事例では、町のホームページや各ポータルサイト上にて、その事業への寄附金の充当額と、具体的な事業内容に画像を添付したものが目を引きまします。我が町で例えるなら、ラベンダーフェスタのライトアップ設置レンタル料に幾ら幾ら使わせていただきましたのタイトルに、大勢の来場者が訪れたレポートと、いわゆる映える画像が添えられているだけで、これも町のPR、ちょっと1の質問とかぶりますけれども、町のPRになると思いません。そして、こちらやはり寄附者の増加、寄附者との関わりの深まりが期待できると思いますが、この点、再度、町長の御所見をお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

寄附に関わる情報開示ということかと思っておりますが、確かに議員おっしゃるとおり、これまではそういう配慮に欠けていた点も、配慮といいますか、それを使った町のPRといいますか、そういう見せ方と言ったほうがいいかもしれませんが、そういうことにちょっと今まではなかったかもしれませんが、今後におきましては、こういうものに使ったとか、こういうものに幾ら使ったという情報開示、PRも兼ねた、そういうふるさと納税の結果、こうなりました、そういう見せ方、PR含めて、今後、十分検討してまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） 前向きな御答弁、感謝いたします。

寄附者への感謝の思いを伝えるというのは、本当にしごく当然のことです。私は町の品位にもつながるのではないかなというふうに考えておりますので、ぜひとも引き続き前向きな御検討を望むものでございます。

今年に入りまして、私の勧めで、町内の四つの事業者の方が返礼品協力事業者として登録をいたしました。初期の事務手続や返礼品掲載の事務作業、サイト管理など、今でも私自身の学びとしてお手伝い

をさせていただいております。4件合わせて一体どれぐらいの寄附が我が町に寄せられているのかなど。売上げは分かるのです。だけど、では寄附額はどうかと思っ、改めて計算をしました。今朝で、その4事業者合わせて1,500万円を超えました。すごくないですか。ちょっと反応薄いですが、でも私、結局、人のふんどしで相撲をとっていますから、私は何も、ちょっとした事務作業しかしていませんが、改めて協力事業者があつての3億円を超える寄附だということを実感したわけでございます。

先ほど町長は、寄附額が大きくなると、品切れが生じる可能性があるから、協力事業者を増やしていかなければならないというふうに御答弁されましたが、ちょっと私の認識と違う点がございまして。寄附額が大きくなると、返礼品が品切れになるというのは、これはちょっと違うと思います。要は、事業者は在庫数を管理できるので、恐らく町長がイメージされているというのは、多分、100はいけるだろうから、100を出して売り切ってしまった。でもその後、実は天候不良等で50しか用意できないという状況が、今、先ほど町長がおっしゃったような、寄附が大きくなる、増えると、返礼品が足りない、不足するという部分。要は、だからそれは事業者の在庫管理であったり、また、もしくは事業者に対しての行政側の指導とか、管理監督だったり、そういうところが問題ではないかなというふうに思います。

ですから、その後、町長は、体制の現状維持というふうにおっしゃいましたけれども、僕は、だからこそ体制を強化すべきではないかという、そういう観点から質問しております。今後、できれば、コンサル、マーケティングなどのスキルを持つ地域おこし協力隊を採用するなど、早急に体制を強化すべきと思いますが、この点、再度、町長の御所見をお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9番佐藤議員の御質問にお答えいたします。

寄附額が大きくなるにつれて返礼品の品切れなどが生じるということの意味とございますか、若干説明させていただきますと、先ほど議員がおっしゃられたように、100を予定していて、50しかとれないということではなくて、現在は、特に農産物を中心に、既に申込み時点から寄附額のほうが上回っているということも生じております。

あと、現行の体制についてですが、確におっしゃるとおり、職員体制を強化できればいいのです

が、なかなか正規職員を、定数内職員をそこに増員するという事は、定数管理の面からもなかなか非常にすぐ実現できない面もありますが、議員おっしゃったとおり、例えば地域おこし協力隊を活用して、そういうマーケティングに長けた方を募集したらどうかという、そういうことも含めて考えていかなければならないのですが、私の言っている現在の体制というのは、職員を中心として、職員を大幅にそこに充てる、また、専門の課を設置したり、そういうことは考えていなくて、今の体制の中で、そこに地域おこし協力隊を入れるか入れないかとか、その辺を考えていくといたしますが、現体制、なかなか言いづらいたのですが、定数内の職員に関しては、可能性等も含めて、現体制で考えているということでもあります。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） 寄附額が大きくなると品切れが生じるという件につきましては、ちょっとこの場ではかみ合わないという感じがしたので、後ほど、すみません、町長に直接お伺いしたいと思っております。

体制の強化につきましては、それこそ決算特別委員会で同僚議員も懸念しておりましたが、果たして適切な返礼品が供給されているのかどうかということをチェックしなければならない。また、当然、新規協力事業者の開拓であったり、新商品の提案、サイトの巡回、新たなチャンネルの増設、寄附者とのさらなるつながり創出するための取組など、これは単純に行政マンでも何でもない私自身がイメージするだけで、ものすごく大きな広がりや深まりを感じられる、大きな可能性を感じる事業だと思っております。

だからこそ、それこそ東川町を例に挙げると、地域おこし協力隊が50名いると。当然、単純に比較というか、全く状況が違いますので、そんなものは単純に比べるものではありませんけれども、やはりここに思い切ってリソースを割くことが、今、必要ではないかというふうに、これは私自身も切に願うところではありますが、すみません、ちょっとしたこいようですけれども、再度、その点、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9番佐藤議員の御質問にお答えいたします。

先ほども申したとおり、現行の体制の中で、問題点はいろいろあります。問題点というか、解決しなければならぬ課題ですね。組織に問題があるわけ

ではなくて、解決しなければならない課題、新たな返礼品の開発ですとか、扱ってもらえる業者の開拓など、それは進めていかなければならないのは間違いないのですが、そこにリソースを何にするかというのはなかなか難しく、先ほど言ったとおり、現行の体制を基本として、そのほか、地域おこし協力隊なども使うことはもちろん使って、その辺をマーケティングにたけた方の応援をしてもらったりすることは、今後、いろいろリソースをどうするかということを検討していかなければなりません、何度もすみません、くどいようで、それも含めて現体制の中で考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） 担当の職員の方も、その業務だけではないわけでありますので、ぜひとも町長の思いがそれなりに固まってきて、それを具現化する際には、しっかりと体制の整備をされますことを切に願うものであります。

先ほどちらっと話に出ました東川町では、町の応援者と交流人口の増加へつなげるという明確なビジョンを持って、また、上土幌町では、子育てに軸足を置いた基金を創設し、この東川町、上土幌町さん、それぞれふるさと納税事業に取り組んでおられます。

ふるさと応援モニター事業は、返礼品を通じて雇用の創出や新たな地域資源の発掘など、我が町の活性化につながる最適なツールであると、これは先ほど私が申したように、活性化における最適なツールであると私は強く感じております。

だからこそ、ふるさと納税の原点に回帰し、足元を固め、町民総がかりで盛り上げていく仕組みを、町長が先頭に立って構築すべきであると改めて思います。

ましてや、1年前、多くの町民が、若さで町を元気にしてほしいとの思いを込め、それぞれの1票に込め、そういった町民の方々の思いに応えるのであるとしたら、なおさらだと思います。

先ほど、今後しっかりと研究、検討を重ね、寄附者に我が町を選んでもらう仕組みを構築するとの力強い答弁を賜りましたが、改めてこの事業に対する町長の思いをお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9番佐藤議員の御質問にお答えいたします。

ふるさと納税の目的、他の町村の目的もお伺いいたしました。我が町も、上富良野も、ふるさと納税返礼品と申しますか、モニター商品を通じて、町を

PRして、町の農産物のみならず、いろいろなものが町のモニター商品がありますので、それらを通じてPRしていきたいと、このように考えております。これに関われるのは、もちろん事業者、商業者、農業者の方だけです、これを町の方全員でやるというのはなかなか難しいことかなとは思いますが、いただいた寄附金を何に使うかということについては、町民の皆様方が大に関わられますので、ここら辺を町民の皆様方に目に見える形で、先ほどの答弁とちょっと重なりますが、何に幾ら使われたと、そういう見せ方も含めて、多くの町民の方に関心を持ってもらえるように、この事業を進めていかなければならないのかなと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

以上をもちまして、9番佐藤大輔君の一般質問を終了いたします。

次に、4番中瀬実君の発言を許します。

○4番（中瀬 実君） 私は、さきに通告をしております2項目、4点について、町長の見解を求めたいと思います。

1項目目、干ばつ被害の対策はということであります。

温暖化の影響なのか、今年の夏は記録的な高温、少雨となり、干ばつにより農作物全般にわたり大きな被害が発生しました。

上富良野町においては、7月中旬から8月上旬にかけて、30度を超える日が半月ほど続き、最高気温も37.5度を記録しました。この期間、ほとんど雨が降らず、地域によって差はあるものの、基幹産業である農業に大きな被害と品質低下が発生しました。

この被害に対して、手厚い支援策が強く求められます。

また、この減収の補填対策として、JAの資金の取りまとめが行われております。

12月中旬以降に資金の借入額、共済金の支払いが決定すれば、資金の最終借入金額も決定すると思われれます。

今年の農作物の被害に対する町の対応について伺います。

1点目、上富良野町の被害総額と、資金の申込み状況について伺います。12月上旬現在で結構であります。

2項目目、被害を受けた農家に対する救済対策はどのように考えているか伺います。

2項目目、公共施設の維持管理と庁舎の耐震対策について伺います。

我が町の庁舎は、昭和42年に建設され、54年



を経過し、老朽化しております。いまだ耐震対策は行われておりません。このような状況をいつまで続けていくのか。

町の公共施設等総合管理計画、平成29年3月に作成されておりますが、この基本方針によると、公共施設における役割や機能、特性を考慮し、補修や耐震化、更新など、整備の実施時期や最適な対策方法を決定するとともに、優先順位を設定し、適正な管理を行うとあります。

また、上富良野町の強靱化計画、これは令和2年12月に策定されておりますが、この29ページ、1項目目の人命の保護（建築物等の老朽化対策）によると、公共建設物の老朽化対策については、上富良野町公共施設等総合管理計画や、個別施設ごとの長寿命計画等に基づいて、計画的な維持管理や施設の更新を実施するとあります。

以下、次の2項目について伺いをいたします。

1項目目、町の公共施設総合管理計画、また、上富良野町強靱化計画の公共施設の個別の長寿命化計画について、町道や河川の維持管理計画等、また、優先順位のつけ方の基準について伺います。

また、今までどのような協議がされてきたのかについても伺います。

2項目目は、役場庁舎の耐震計画と、改築の予定について伺いたいと思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4番中瀬議員の2項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目目の、干ばつ被害の対策に関する2点の御質問にお答えいたします。

本年は、雪解けが順調に進んだものの、5月は雨天が続き、春作業がやや遅れ、生育に数日程度の遅れが見られましたが、6月には生育が順調に進み、出来秋を期待していたところであります。その後、7月中旬から8月上旬にかけての高温、少雨の影響により、本町の主要作物である馬鈴薯や豆類、てん菜など、多くの作物に被害が発生した状況にあります。

1点目の、被害総額と資金の申込み状況ではありますが、特に馬鈴薯、豆類、てん菜、カボチャなどの野菜類の被害が大きく、いまだ最終的な収量の把握はできておりませんが、現段階での農作物の被害見込額としては、平年の平均から換算すると、約5億円と推計しますが、現段階では販売価格が変動的であるため、想定額としているところであります。

これを受け、JAふらのにおいて、災害資金需要額調査を行ったところ、12月上旬で34件、1億5,600万円の借入れ希望と報告を受けたところであります。

2点目の、農業者に対する支援策についてですが、現在、JAふらのでは、低利の融資資金である農林漁業セーフティネット資金及びJA農業経営緊急支援資金の対応を既に実施しており、町といたしましては、それらに対する利息と保証料について支援を講じてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目目の、公共施設の維持管理と庁舎の耐震対策に関する2点の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の、優先順位の基準等に関する御質問ですが、道路、河川、橋梁の維持管理につきましては、町内3業者による共同企業体において、土木施設の管理を委託しているところであり、維持管理におきましては、町と受託業者との連絡、連携を密にして、作業の迅速化、効率化と、緊急時における体制強化に努めているところであります。

道路や河川の補修、改修などにつきましては、地域からの要望や陳情等を受けまして、受託業者と町で現場を確認しながら、道路等整備計画、河川整備計画を基本として、凍上による凸凹やひび割れなどの劣化により、車両や歩行者の通行に支障を来している状況や、道路の交通量などを勘案して、都度、優先順位を決めていきながら、施設の補修整備を実施しているところであります。

また、橋梁につきましては、5年に一度の目視点検による劣化状況から、橋梁長寿命化計画を策定し、修繕計画に沿った橋梁の修繕を実施して、施設の長寿命化に努めているところであります。

なお、組織としての最終的な判断につきましては、これまでも町長において行ってまいりましたので、これからも私が判断してまいります。

2点目の、役場庁舎の耐震化の計画、改築の予定に関する御質問ですが、役場庁舎及び消防庁舎の耐震診断については、平成22年度の国の補助を受け実施し、その結果については、当時の議会の中でも報告されているところであります。その後は、町内小中学校校舎の耐震改修が優先的に進められてきたところであり、役場庁舎の耐震化に対する具体的な対策の実施、改修計画の策定までには至っていないことについては、私を含め、議会の皆様も同じ認識と捉えております。

本来、役場、消防庁舎は、行政の中心的機能を有するとともに、災害発生時の防災拠点として機能することが求められている重要な施設であるということについては異論はないものと思っておりますが、一方で、その建替えに当たっては、様々な考え方や課題、問題など、難しい舵取りが必要となると感じて

いるところであり、また、町内域については、地震の発生源となる明確な活断層の存在が確認されていないことから、震度6強以上の地震が発生する可能性がごくごく小さく、また、現在、町立病院の改修事業を進めていることや、クリーンセンター、廃棄物最終処分場の更新など、多額の費用を要し、住民生活に直結する事業への対応が山積している中では、それらに先駆けて着手していくことも難しいものと感じています。

議員から、予定はと御質問をいただいているところではありますが、現時点では、具体的な時期を含めて、その具体的内容をお示しできるものは特に持ち合わせておりません。

いずれにいたしましても、役場、消防庁舎については、町の行政機能維持に必須な施設であり、その耐震化については、将来的には解決を図らなければならない事案であることから、引き続き他の公共施設の更新、集約化など、多角的な面から研究を進めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

4 番中瀬実君。

○4 番（中瀬 実君） まず、1 項目めの、今年度の干ばつの被害に対する対策についてお伺いをしたいと思います。

まず初めに、今年の9月の7日に、いわゆる農業委員会の作柄調査がありました。そのときに、いわゆる我々議員も、それから町長も同行されて、各作物ごとに作柄を調査をした経過があります。そのときに、町長も当然のことながら状況を把握されていると思います。

私が今、最初に聞きたいことは、町長、あの作柄調査の後に、いわゆる収穫間際までの間の中で、町長が農家、どこでも、どういう状況になっているかということで、農家のところを訪れて、作柄を再度確認したことはあったでしょうか、まずそれをお伺いしたいと思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4 番中瀬議員の御質問にお答えいたします。

私自身も、作況調査、農業委員会の調査のほかにも、いろいろ農家の方、全戸ではありませんが、いろいろ話を聞く機会がありましたので、その折を見て、作況については伺ったこともございます。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

4 番中瀬実君。

○4 番（中瀬 実君） ただいま作況、作柄調査とは別に、町長自らが農家のところへ行行って、農家の人の話を聞いたり、それから、作物の状況を見たと

いうことで、私も、町長、そのような格好で行動してくれたことに対しては敬意を表したいと思いません。特に我が町は農業が基幹産業でありますので、町長自らが、今回のこういった被害に対して、積極的に町の次の営農に支障のないように対策をとってもらおうで、そういう形、行動をとってくれたということに対しては、私も本当にありがたいことだなど思っているところであります。

今回の干ばつについては、2018年が、いわゆる今回とは逆で、雨の多い年で、そのときも結構農業被害が出ております。2018年のときは5億9,000万円、これもあくまでもそのときは12月の定例会でありますから、おおよその見込みの数字だったと思います。

今回は、おおよそ5億円ということでの先ほど答弁をいただきました。あくまでもこれからの農産物の販売いかんによっては、これが多少縮小されるかもしれないというような農協の関係者の話も聞いております。

ただし、その可能性は、上富良野町においては当てはまらないと思っています。なぜかという、今、価格が上がっている作物は、タマネギとかリンゴとか、そういった生食の関係でありまして、私どものいわゆる上富良野町の農業は、いわゆるこういった野菜はごく少ない、そういう地域でありますので、この金額、先ほど言われた減収の部分の金額については、ほぼほぼこれぐらいにはなるのかなというふうに思っております。

そして、借入れ金額についても、今現在ではこういう金額になっておりますけれども、農協のいわゆる関係者の話も聞いておりますが、1月下旬まで、資金の申込みをするということになっていきます。ですから、まだこれ以上になるか以下になるか分かりませんが、こういった形の資金は申込みがあるということは現実としてあります。

それで、先ほど町長の答弁にありましたけれども、資金のいわゆる利息、保証料、これらいわゆる支援したいということでありますが、この今現在の1億5,600万円、この金額を、いわゆる利息と保証料をいわゆる町が負担するとすれば、幾らぐらいになるのでしょうか、まず分かれば教えていただきたい。

○議長（村上和子君） 農業振興課長、答弁。

○農業振興課長（大谷隆樹君） 4 番中瀬議員の御質問にお答えいたします。

今現在、申込み借入価格が1億5,600万円程度となっておりますが、仮に借入れ期間を10年で試算した場合に、約138万円の金額となります。

以上でございます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

4 番中瀬実君。

○4 番（中瀬 実君） 今、利息と保証料を含めて、10年間で138万円ということをお伺いました。この金額が多いのか少ないかということをお考えたときに、決して前回のいわゆる異常気象による町のスタンスよりはちょっと少ない金額なのかなということと、それから、前回は、そういう作物の被害のほかに、雨の被害があったために、畑、道路、そういったところが結構被害を受けております。そういったこともあって、町として、その畑の修復、それから、雨に対する湿害対策、そういったものにもある程度町は、来年の営農に支障がないようにしていきたいということでの対策をしております。

ですから、今回、先ほど答弁いただいた分のほかに、農家に対して何か支援をするという考えはあるのでしょうか、お伺いをしたいと思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4 番中瀬議員の御質問にお答えいたします。

先ほどの利息と保証料の額については、何とも、どう評価していいのかといいますと、当時と、前回の30年の12月の定例会のときに報告している額、被害額はほぼ同じなのですが、利息と保証料が、今回、100万円ちょっとということで、小さいかどうかということは、結果としてそうになりましたけれども、我々としては、必要な資金、JAで、必要な資金、借りてくださいということで、それに上限があったわけではありませんので、困っている方、営農に対して、つなぎも含めて、資金的に困っている方は借りて結構です、利息と保証料は町が負担する予定ということで、そういうことで、申し込まれた、その結果として、利息と保証料の、今の農業振興課長の報告の数字となったわけですので、これが多いかどうかというのは、評価は特に、結果としてただ受けとめるだけかなと。

そのほか、前回の場合のときは、長雨ということで、災害の畑、道路等の災害復旧も併せて行ったわけですが、今回の場合は干ばつですので、特にそのような災害復旧をする工事とか、そういうことはありませんので、現在のところは、営農に支障がないように、利子補給と保証料に関してのみ考えているところであります。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ありますか。

4 番中瀬実君。

○4 番（中瀬 実君） 利子補給と保証料については、町としては責任を持って対応したいというふう

に私は聞こえました。これが、先ほども言いましたけれども、1月の下旬まで資金申込みをJAはするというのであります。これが増えるか減るかは別なのですが、例えば金額が増えたとしても、先ほど言った金額より増えたとしても、それは保証料と、それから利息については、それは面倒見ということでもよろしいですね。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4 番中瀬議員の御質問にお答えいたします。

1月末で締切りということで、需要金額については、現在のところ1億5,600万円ということで、これは上下する可能性があります、町としては、上下したとしても、これらはしっかり利息と保証料について、しっかりと考えていきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（村上和子君） 4 番中瀬実君。

○4 番（中瀬 実君） 利息と、それから保証料については、そういった形で面倒見ていただければ本当に助かると思っておりますが、先ほども申し上げましたけれども、その利息と保証料のほかで何とか対応できる部分はないのかなというふうには私は考えております。

というのは、今後、こういった、いわゆる今年は干ばつでした。2018年はいわゆる雨の関係で、いろいろ農作物に被害が出ました。これ、異常気象ということで考えると、今後、こういうことは度々起こる可能性が出てくるのではないかなという気がしております。

そのときに、農家も努力はしていますけれども、それは自然が相手でありますから、自然にはどうしても勝てない。どうしてもそういう災害が起きる可能性があります。

そういったことから考えたときに、今年のこういった干ばつの中でも、いわゆる個人差があります。いわゆるその個人の中で、農地の中でも、いわゆる平年ぐらい、作物が育っているところはあります。それはなぜか、何かということは、これは当然のことながら、地力、そういったものが優れているところはほぼほぼの作物の収量があります。これは不断の農家の方のいろいろな努力の成果がこういうふうになっているのだと思っております。

ですから、そういったことに対しての、いわゆる先行投資とは言いませんけれども、いわゆる緑肥とか堆肥とか、そういったものを、いわゆる農家の人が希望するとすれば、そういったものに対しての先行投資のいわゆる助成策を、今後のことを考えたら、する考えはないのか、お伺いをしたいと思います。

す。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4番中瀬議員の御質問にお答えいたしたいと思っております。

農地が被災、雨、前回、2018年のときは雨でしたが、その際は、当然、町としても、復旧について、町が中心となって復旧するのですが、先ほど4番中瀬議員の言葉の中でありましたとおり、災害に備える耐力、農家個々の皆さんの耐力というのは、災害があったときにやる施策というよりは、むしろ毎年毎年、日々の施策の中で行うものなのかなというふうに考えております。例えば基盤整備などは、計画に基づいて、国、道が中心となって行きますし、大型の農業機械を入れたり、町でも農道の整備とか、高収益作物への奨励金、担い手、それから、後継者への補助など、これらは災害に備えるための耐力ということで、日々、毎年毎年、ふだんの農業の施策の中で、皆さんに耐力をつけてもらうと、経営体としての耐力をつけてもらうと。

そのほか、やっぱり災害に遭ったときには、何ができるのかということで、雨が降れば災害、今回のような干ばつであれば、資金的に利息と保証料と、このような考えとなったことに対して、御理解をいただきたいと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

4番中瀬実君。

○4番（中瀬 実君） 私が今申し上げたことは、地力の維持ばかり、それももちろんありますけれども、それ以外に、町長も御存じのとおり、上富良野町の今の農業者の数が250戸前後ですよね。その中で、今後ともますます戸数が減っていくわけですよ、確実に。何ぼとめようとしても、いわゆる年齢的なことがあったりして、減っていくと。いろいろなところの、いわゆる第8次の農業振興計画等々で見ましても、将来的には170戸から150戸前後になるだろうということでもあります。だとすれば、1戸当たりの面積が非常に大きくなると。そういったときに、あまりにも大きくなった面積のときに、その面積を確実に全部作物をつくるということが困難になってきたときの対策も含めて今後やっていかなければ、こういうことも先行投資の一つになるのではないかとということがあったものですから、たまたま聞いたわけで、今後ともそういったことも含めながら町の農業政策を進めていただければいいと思っておりますので、今後ともよろしく願いをしたいと思っております。

答弁は結構です。

次、2項目めです。公共施設の維持管理と庁舎の

耐震対策ということで、お伺いをいたします。

この耐震化については、今年の9月の2日、北海道新聞が記事を出しています。これ、いわゆる179市町村を対象に行った調査だということでありまして。それによりますと、災害時に対策本部などの拠点が置かれる自治体庁舎の耐震化率は71.9%、2018年時点での消防庁の調査の全国平均の85.6%を大きく下回っております。

自治体の耐震化は、本庁舎のほかに、災害時に職員らが活動する支所や公共施設も調査対象とした今年の8月時点で、耐震化が完了していないのは66市町村であると書いております。

その中に上富良野町は入っておりません。いわゆる北海道新聞の、いわゆる庁舎の耐震化が終わっていない自治体の中の市町村の中に上富良野町は入っておりません。これはどういうことでこういうふうになっているのでしょうか。まずその点からお伺いします。

○議長（村上和子君） 総務課長。

○総務課長（宮下正美君） 4番中瀬議員からありました、秋にやりました北海道新聞の調査結果の部分の御質問に、私のほうからお答えをさせていただきます。

多分、9月の議会の際にも、違う委員会の中で同様の話があったかなと思いますが、当時、道新さんのほうのアンケート調査ということで、うちのほうからも返してございましたが、そのときに、ちょっとこちらのほうの出す段階での調査のちょっと把握ミスということで、チェックをつける場所が間違って報告をした関係上、当町につきましては、耐震化が本来は終わっていない町村に数えられるべきだったのですけれども、当時の部分につきましては、そこには含まれていなかったということで、御理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

4番中瀬実君。

○4番（中瀬 実君） 平成22年に国の補助を受けて耐震化をやっておるということでもあります。そのときに、いわゆるその耐震化の基準には達していないということでもあります。平成22年から、今、令和3年ですから、約10年ですね、これ。10年間の間、いわゆる庁舎の関係については、いろいろなことが考えられます。経費、いわゆる費用、そういった財源がないから、なかなかそういう庁舎の部分にまで手がつけられないというのは現実の問題だとは思いますが、最近、地震はどこで起きるか分からない。地震も、上富良野町はどちらかといえば大きな地震が起きることがない地帯だというふ

うに考えられています。でも、世の中は想定外のことが起きることが多々あります。もしこういった役場庁舎が、これは町民の皆さんも利用されますし、我々議員もそうですし、職員の方もここで日々仕事をしております。たまたま日曜日に地震がくれば、それは別ですけれども、普通のときは、そういうことを考えなく、夜中であろうが昼間であろうが関係なく、地震は起きる可能性があります。

そんなときに、前回、同僚議員も、平成23年のときにも質問しております。そのときに、いわゆるこの庁舎は、地震には耐える状況ではない。いわゆるこの庁舎は、もし優先順位を考えたときには、優先順位は高いというふうに町長は答弁しております。優先順位が高いということで認めているわけです。

だとすれば、この庁舎内で、課長会議とか、そういったことで、年に1回、そういういろいろな、こういう公共施設の維持管理の関係で会議をやっているわけですけれども、費用がない、財源がない、それはそれでいいのですけれども、絶えずその中で、将来的にも、こういう姿でいかなければならないよねという話が我々には見えてこない。そこら辺のところの、いわゆる年に1回かもしれませんけれども、そういった会議の中でどのように取り上げられているのかをまずお聞きしたいと思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4番中瀬議員の御質問にお答えいたします。

平成22年の耐震の調査以来、10年間、結果的に役場庁舎、消防庁舎については、何もしてこなかったといいますか、何もしていないのですが、では、その10年間、何をしていたかという、やはり小学校と中学校の耐震化をしていました。そのほか、庁舎、そして消防庁舎は、災害のときの拠点施設ですので、非常に優先順位は高いというのは、それは私も同じ認識をしております。ただ、やっぱり高い、決して最優先という意味ではなく、高いという意味だと思います。そのほかには、やはり今、ちょうど計画が進んでおります町立病院ですとか、ごみの関係とか、いろいろ住民生活に直結するようなものも多々ありまして、非常に優先順位は高いのですが、なかなか、財源の関係もありまして、一遍にやれば問題は解決するのかもしれませんが、なかなかそういうわけにもいきませんので、その都度、優先順位を考えながら、小学校、中学校、その次は病院と、今進んできましたので、その先には、その時点の優先順位を考えながら、今後、役場の建替えになるかと思いますが、それについては、現在のところ、話は全く出ていないのが現状ですが、その

時々の優先度を考えながら、今後も決断といいますか、他の事業等を考慮しながら進んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

4番中瀬実君。

○4番（中瀬 実君） 町長の答弁からは、私もそれは財源の関係と、今やろうとしているいわゆるプロジェクトの関係、いろいろあるわけですから、何もかにも一遍にできるわけではないということは理解をしております。

ただ、こういった公共施設の維持管理とか、そういった先ほど言いました強靱化の關係のこの中身を見ますと、フォローアップの方針や何かのところで書かれています。当計画の実効性を高めるため、具体的な施設の再配置を定める実施計画、それから、毎年度、上富良野町課長会議において、進行管理と計画の見直しを行います。さらに、公共施設等の再配置の検討に当たっては、議会や町民に対し、随時、情報を提供を行い、認識の共有を図りますと書かれています。これは、認識の共有は本当に図られていると、町長、思っていますか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4番中瀬議員の御質問にお答えいたします。

強靱化計画につきましては、非常に国のほうからの指示に基づいて、いろいろ我々もやって、計画を立てていますが、具体的に何をどうするという、具体的な施策については、まだこの町もといいますか、うちの町は特にそこまでは、強靱化に関しては、具体策には至っていないということであります。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

4番中瀬実君。

○4番（中瀬 実君） この計画書とか、そういったものはだてにつくっているわけではないと思いますよ。やはりそれに沿ってもしいくのであれば、そういった情報とか、できないならできないで私はいと思いますよ。今の、先ほども申し上げましたけれども、いわゆる町立病院とか、子どもセンターとか、いろいろな大きな事業を抱えている中で、こういったことをすぐやれとかということは、当然、無理な話だというのは分かっています。ですけれども、そういったできないというような今の現状を、いわゆる我々議会にもそうですし、町民の皆さんにも、こういったものが今、緊急課題としてはあるけれども、当分、ちょっとできません、できないですよということの情報を、それは共有すべきという

か、それがあるべきだなというふうに思っているのですよ。

ですから、今回はこういう公共施設の維持管理のことばかりでなくて、なぜか最近、我々のところ、それから町民の皆さんに、情報がちょっと遅れて出てくるような、そんな感じが私はしております。ですから、そういう情報を共有できるようにしていただきたいなと思っているのですが、町長、どう思いますか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斎藤 繁君） 4番中瀬議員の御質問にお答えいたしたいと思えます。

強化計画等につきましては、問題点といえますか、将来の課題といえますか、そういうものが含まれていて、こうしなければならぬということは、計画として町が示しております、なかなか財政的な問題とかがあってできないということはバックにはあるのですが、そういうことまでは表現としては踏み込んで、これだからできない、これだから順番がこうだということは、そこまでは表現は計画の中ではしてありません、ただ、現在の問題点だけを計画として、これは現在、こういう問題があるということは、町民の方々も、職員も、議員の皆さんも、町民の方も共有していかなければならぬことだと思います。それをいつやるかというのは、なかなか指し示すのが難しい状況ではございます。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

4番中瀬実君。

○4番（中瀬 実君） 同じことを繰り返すようではありますが、情報の共有だけは図っていくようにしていただければというふうに思っております。

先日、国会でも言っておりますけれども、国も今、16か月予算を組もうとして、国土強化計画については、5か年間、強力に進めていくというふうに、今の岸田内閣は言っております。

そういうことからいけば、庁舎のこともありますが、全てのこういう公共施設の、いわゆる強化計画にのっとって維持管理をしていけるようになるのかなというふうに思っておりますので、何とか町民の皆さんが、人命法とか、危険に遭わないような、これは庁舎だけではありません。いわゆるインフラ関係全てそうなります。道路に関しましても、こういう建物に関しても、そういったことは町が率先して危険箇所を少しでもなくす、危ない、町民の安全・安心を担保できるような、そういう、そこはきちっとやっていただきたいと思っております。

ですから、町長もまだ就任1年目でありますか

ら、町長のこれからの力の発揮するのはこれからでありますので、ぜひともリーダーシップをとっていただいて、そして町の行政を進めていただきたいと思いますと思っております。

答弁は結構です。

以上、終わります。

○議長（村上和子君） 以上をもちまして、4番中瀬実君の一般質問を終了いたします。

ここで、昼食休憩とさせていただきます。

再開は13時でございます。

---

午前11時56分 休憩

午後 1時00分 再開

---

○議長（村上和子君） 昼食休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、3番高松克年君の発言を許します。

○3番（高松克年君） さきに通告してあります2項目、7点についてお伺いいたします。

1、干ばつ、価格低下による農家への支援対策を。

2として、土砂災害の対応は。

町長にお伺いいたします。

今年度、畑作、水稲、飼料作物等は、高温、干ばつによる減収、また、価格の低下により、農家にとっては大きな経済的打撃となった。

共済制度も、多くの作物で調査中であり、被害の確定にはまだ至ってはいません。

収入保険に加入している農家については、自己申告により、仮払いを受けられる制度があり、受け付けをしています。

しかし、共済金の支払い、収入保険支払いまでのつなぎ資金を早急に必要としています。

町の支援についてお伺いいたします。

2の1として、ゲリラ豪雨で大規模災害が起きている。7月の熱海市の災害を受けて、全国で盛土調査が行われたが、我が町ではどのような結果であったか、対象の地域があったかについてお伺いいたします。

また、その地域に、今後、どのように対応していくのかをお伺いいたします。

3として、我が町において、過去、建設残土の農地の一時転用を含めて、埋立てが行われた経緯があったが、それらの土地から土砂の流出等、問題が起きる可能性はないのかをお伺いいたします。

4、現在、埋立地の件数と面積はどのくらいなのか。その埋立地が適正かどうかはどこが判断して行っているのかをお伺いいたします。

5番目として、旧東中ごみ埋立地は、30年間、

ごみの埋め立てに使用した後、旭川建設管理部富良野出張所発注の河川改修工事に伴う残土を、地域の富良野沿線より23年間運び込んだという経過がある。

残土の埋立て完了に伴い、埋立地が町有地として改めて管理が行われていく運びになっていると思うが、埋立地周辺の河川部分には砂防ダムが2基ある。河川には、演習場から雨水が流れ込んでいる部分もある。今後、どのように管理しようとするのかをお伺いいたします。

また、今後、この埋立地に起因する災害が発生した場合に、どこが責任を負うか、お伺いいたします。

以上です。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 3番高松議員の2項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの、干ばつ、価格低下による農家への支援対策の御質問にお答えさせていただきます。

さきの中瀬議員の御質問でもお答えさせていただきましたが、7月中旬から8月上旬における高温、少雨により、馬鈴薯、豆類、飼料作物などに生育不足が見られ、多くの作物で収量が落ち込み、被害が発生した状況にあります。

収入保険加入者においては、年内に支払いが行われ、また、各共済加入者においても、数量が確定できれば、特例により、年内支払いを行う予定であると伺っているところであります。

また、JAふらのにおいて、農林漁業セーフティネット資金及びJA農業経営緊急支援資金の貸付け受付けを既に実施しており、12月上旬で34件、1億5,600万円の申込みがあり、一部の方については年内に実行されると伺っております。

町といたしましては、それらに対する利息と保証料について支援を講じてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めの、土砂災害の対応に関する6点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目と2点目の御質問については、関連がございますので、まとめてお答えいたします。

今回、7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害を受けて、北海道が進めている点検調査に関する質問と思いますが、当該調査については、北海道が現在行っている内容であり、調査内容の詳細については明らかにされていないところであります。今後、北海道において、結果がまとまり次第、公表されるものと捉えております。

なお、盛土に関する規制の対象となる大規模盛土造成地については、盛土の面積が3,000平方メートル以上、または盛土をする前の地盤面の水平面に対する角度が20度以上で、かつ、盛土の高さが5メートル以上とされているところであり、町内においては該当する箇所は存在しないところではありますが、今回の点検対象箇所として公表されている点検箇所については、大規模盛土造成地のほか、土砂災害警戒区域、山地災害危険区域、これまでの各規制法令対象箇所や、国土地理院データから対象箇所を抽出していることから、町内でも該当箇所2件とされているものと捉えております。

なお、今後の対応については、北海道の調査結果を受け、必要な場合には、今後、どのような対応を行うべきかの検討を進めていくこととなりますが、既に土砂災害警戒区域の指定を受けている13か所については、当該箇所のハザードマップを作成し、既に公表しているとともに、当該箇所の影響を受ける地区、住民の方々には、それぞれ情報提供を行ってきたところであります。

次に、3点目の、農地法5条による一時転用許可地においては、平坦で、周辺道路よりも低いところに工事残土を搬入し、表土を戻して農地として使用しており、土砂流出等による問題が起きる可能性はないと認識しているところであります。

次に、建設残土の件につきましては、北海道等の工事に伴い、発生した建設残土を埋め立てている事例がございますが、このような工事に伴う埋立てについては、その工事を行う実施主体が、その埋立ての工法などについて設計し、施工するものでありますので、それら実施主体のもとで適切に管理されるものと認識しております。

次に、4点目の、埋立地の総数等についてであります。埋立て自体については、町に届出を行うような制度はなく、一定の面積を超えた開発行為が必要なものについて、町で把握しているものであります。そのため、民間事業者が実施する小規模な埋立てなどは把握できないものと考えております。

これまでの開発行為の届出においては、議員御質問にありますような、一定規模以上の埋立てなどは確認されていないものと認識しております。

次に、5点目と6点目の、旧ごみ埋立地の管理及び起因する災害の責任に関する御質問にお答えいたします。

旧東中ごみ埋立地につきましては、昭和46年9月から、28年間にわたり、ごみ埋立地として管理し、平成11年3月31日をもって閉鎖したところであります。

この間、地域住民の皆様の御理解をいただきなが

ら管理できましたことに対して、この場を借りてお礼を申し上げます。

埋立て終了後の跡地整備につきましては、埋立地周辺は森林地域に属していることから、跡地は植栽することで必要な土量を確保するため、旭川建設管理部富良野出張所に依頼し、建設発生土の受入れを行っております。

当初、もっと早い段階で搬入が終了するところでありましたが、河川改修工事で発生した土を捨てる場所がないことから、地域住民の皆様の御理解を得ながら、2年間、受入れを行っていたところであり、重ねてお礼申し上げます。

また、令和3年3月をもって受入れが終了し、植栽ができる状況になったところであります。

なお、管理道路の修復作業も5月に完了したところであります。

また、平成11年度に砂防ダムの土砂上げ並びに管理道路のゲート設置工事を行っております。

平成13年度には、ごみ埋立地内だけで残土処理を実施した場合、隣接する多田分屯地境界付近に大きな窪地ができてしまい、降雨及び融雪時における排水が問題となっていることから、多田分屯地内に一体的な埋立てを行っており、もし陥没等の災害が発生した場合につきましては、町が補修工事等を実施することで、当時、上富良野駐屯地と覚書を交わしたところでございます。

また、埋立地に起因する災害につきましても、町において対応してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

今後、管理計画につきましては、植栽を行う予定であり、関係課と調整しながら、令和5年度より整備を実施してまいります。

なお、水質検査につきましては、閉鎖するに当たり、保有水等集排水設備が整備されていない処分場であること、閉鎖後に覆土として地区河川改修にかかる土砂等の搬入を継続するに当たり、引き続き水質検査の実施について要望がありましたことから、地域との協議により、基準省令に基づく水質検査項目を参考とし、地下水等の検査を今後、実施してまいります。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） 先ほど同僚議員の中瀬議員が同じようなことで質問をし、それに答えておられる答えを外して質問をしたいと思っております。よろしくお願ひします。

農業は、本来、再生可能な職業、産業と言われてきたのですが、しかし、今回のこの干ばつは、産業として成り立つ根本が崩されようとしてい

るように思います。

収益の減少は、我々の努力で取り返すことができますけれども、天候、地理的条件は変えられない、重要なポイントとなってしまいました。

今年の被害、どのように町長は受けとめているか、お伺いしたいと思います。

干ばつ、確かに雨の不足期はありましたけれども、しかし、その中でも、同僚議員の言われたように、有機質が多く、保水力のある畑地は、周りより確実に作物がよかったということが見えましたけれども、町長もこれは一緒に歩いて見たときに知り得たことなのではないかなというふうに思いますけれども、地域で保水力に対応するために、有機質堆肥の造成と運搬、堆肥の散布について、強力に進めるべきだと思われました。農業振興実践プランの中に、堆肥の生産施設等整備とありますけれども、進行状況は決して目に見えるものではないようになっているように思いますけれども、これを含めてお伺いしたいと思います。

○議長（村上和子君） ちょっと質問項目、干ばつについてですけれども。

町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 3番高松議員の御質問にお答えいたします。

農業が再生可能な産業であるということは、昔から農業が営まれてきたことから、明らかなことだと思いますが、高温少雨、干ばつというのは、雨の災害なども含めて、温暖化の影響なのかどうか分かりませんが、今後、これらの気象条件が厳しくなるのかどうかというのは、注意深く見ていって、行政としても対応していかなければならないのかなど、このように感じております。

高松議員がおっしゃるように、堆肥等の利用も含めて、今後、注意深く気象条件を見るとともに、足腰の強い農業といえますか、それらも含めて対応を将来的に考えていかなければならないと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） 今回、干ばつの被害、粘土地帯というか、重い土のところ、多くやはり被害を受けているのかなというのも散見されましたけれども、ここに白金ダムからの水路というか、地下の埋設水路ですけれども、入っていると思うのですけれども、それを利用してのかん水システムの設置というのは無理な施策なのだろうかとかというのを、お伺いしたいと思うのですけれども。

○議長（村上和子君） 違いますね。ちょっと質問



趣旨が少し離れておりますが。

○3番(高松克年君) 議長、干ばつの被害から農業を守るということになれば、これらのことも重要なことなのではないか、実際に入っている施設としてあるわけですから、どうでしょうか。

○議長(村上和子君) 申告、ちょっと少し……。  
(発言する者あり)  
暫時休憩といたします。

---

午後 1時19分 休憩  
午後 1時21分 再開

---

○議長(村上和子君) 休憩を解きます。  
3番高松克年君。

○3番(高松克年君) 今のダムの利用については、今後、考慮してもらえないかというような質問に変えたいと思います。

それと、これ、そういうように変えまして、農業から、今回、このような環境下での営農に対して、農業からの離脱を防ぐために、もう一步踏み込んだ町費の導入など、支援の対策は考えられないのかをお伺いしたいと思います。

○議長(村上和子君) 町長、答弁。

○町長(斉藤 繁君) 3番高松議員の御質問にお答えいたします。

白金の水につきましては、どのような利用が可能なのかというのは、今後、検討していく価値は十分あるかと思っております。

あと、もっと一步踏み込んだ農業救済策といえますか、それにつきましては、今回、干ばつ、高温、少雨による干ばつの影響ということで、次年度の営農に影響が出るのであれば、資金的な手当といえますか、利子と保証料、町のほうで施策として利子補給していくということであります。そのほか、もしそれ以外で、来年の営農について影響があるという事象といえますか、そういうものがあれば、今後、町のほうでもしっかり対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長(村上和子君) 再質問ございますか。  
3番高松克年君。

○3番(高松克年君) そういうものも考えていきたいということなので、ぜひ、この後、心配されるのは、種子の問題が起きてくるのかなと思うのですね。それらあたりが高騰したりとかいうことがあったら、それについてもぜひ考慮してほしいというふうに思います。

それと、米価の下落なのですけれども、これ、直接干ばつとは関係はありませんけれども……。

○議長(村上和子君) ちょっとすみません。

○3番(高松克年君) 価格の低下によるということを入れてあるので。

○議長(村上和子君) ちょっと趣旨、ちょっと離れていますね。(発言する者あり)

○3番(高松克年君) 水稻がそれに当たるのですけれども、だめですかね。(発言する者あり)

○議長(村上和子君) 続けてください、最後まで。今、途中ですので、最後にちょっと。

○3番(高松克年君) 地域農業再生会議の働きにより、水田の転作と水稻作付はバランスがとれた状況にあったと思います。

米価の下落は、稲作農家にとっては大きな打撃になってしまっています。豊作基調になるといったことを聞くと、途端に、本来、喜ばなければならないのですけれども、今年は豊作と言われると、すぐ価格の下落が見られました。公益社会法人米穀安定供給確保支援機構は、20年産米の過剰供給抑制のために、37万トンに対しての保管経費に10億円を計上するとしました。しかし、これはニュースとして遅かったように思います。機構は、先ごろ、若干、価格が戻っているということを公表しています。また、これには、ミニマムアクセス米の70万トンは大きなボディブローとなっています。

米の減産に対して、北海道農協米対では、飼料米対応としての作付が価格保有等の主体となるとしている。農家の競争力を、産地生産者の主体性に対して、答えは持ち合わせていないとも言っています。

このような中で、新しい休耕政策が出され、米作農家は不安をあおられているとともに、厳しい状況になっていますけれども、これをどのように農家が受けとめるか、また、町は受けとめるのか、お伺いしたいと思います。(発言する者あり)

○議長(村上和子君) 最後、大分内容が離れていると思いますけれども。少しちょっと内容を考えて。(発言する者あり)

暫時休憩といたします。

---

午後 1時28分 休憩  
午後 1時29分 再開

---

○議長(村上和子君) 休憩を解きます。

○3番(高松克年君) 最後の部分で、そういうような状況になっていますけれども、町はその価格の下落に対してどのような対策がとれるか、支援をできるか、お伺いしたいと思います。

○議長(村上和子君) 町長、答弁。

○町長(斉藤 繁君) 3番高松議員の御質問にお答えしたいと思います。

米価の下落は、この秋、ありました。それが、コロナの影響で、外食産業を中心に、消費の低迷によるものなのか、一時的なものなのか、コロナが収まれば回復するものなのか、その辺を見極めながら、今日の農業新聞だったかな、マスコミ等でも、いろいろな対策、収支の補助とか、対策をとって、メニューといいますか、そういうものがありますので、それら含めて、今後、どのようなものが適切なものか、検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解のほど、よろしく願いいたします。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） それと、価格の低下と飼料作物についてお伺いしたいと思います。

酪農、畜産については、堅調に推移していると思っていたのですが、残念ながらここへ来て、年度末に生産者に対してイエローカードが出され、本日の新聞によると、冬休みに入り、学校給食の休止により、年度末に全国で5,000万トンの超過が出そうだと。これらによって、酪農家の収入の減少、また、自給飼料の干ばつによる不足は、購入飼料の高騰と相まって、収益の減少へとつながります。自給飼料の確保と、それらの重要性は課題として残るものとなっていますけれども、融資の必要性は、畜産、酪農も同じだと思います。他と同様に支援は可能なのかをお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 3番高松議員の御質問にお答えいたします。

私も、今朝の新聞、見ました。生乳の廃棄の部分ですが、今後、いろいろな情報がもたらされると思いますので、それらをもって、何が最善かということ、今後、検討してまいりたいと思っておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） 次に、土砂災害の対応に向かっていきたいと思っております。

先ほどの答弁の中で、盛土に関する規制の対象になる大規模盛土造成地について、面積が3,000平方メートル、3段以上、盛土になる前の地盤の水平面に対する角度が20度以上で、かつ、盛土の高さが3メートルというようなところは、町内においては該当しないということが言われていますけれども、今回、静修のH氏の地先に、埋立量が20万立方と言われる埋立地があるというふうに聞いているのですけれども、これがこの大規模造成の盛土造成地に当たらないのかどうか、お伺いしたいと思います。

す。

○議長（村上和子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（宮下正美君） 3番高松議員からありました、盛土の部分のところにつきまして、私のほうから回答させていただきます。

町長が先ほど回答させていただいた中に、大規模盛土造成地という定義があるというところがございますが、基本、こういうところに該当した場合は、届出時に申請して、許可をいただかないとできないというふうになっている制度でございますので、町内にはそういう該当箇所はないということで、私たちのほうは把握をしているところがございますので、今、高松議員がおっしゃられた箇所も、それに該当しているというふうには、町としては判断していないところであります。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） そのように判断しているということだったので、（発言する者あり）判断していないということだったので、その判断材料というのを教えてください。

○議長（村上和子君） 総務課長。

○総務課長（宮下正美君） 3番高松議員の、判断のあれですが、いわゆる知事への届出が行われている箇所というふうにはお聞きをしていないので、判断をしていないというふうにお答えさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） では、それは上富良野の町の所有するとか、町に入っているところではないという意味合いなのでしょうか。（発言する者あり）町の土地ではないとか、町のエリアの中に入っている土地ではないということなのでしょうか。（発言する者あり）

○議長（村上和子君） 総務課長。

○総務課長（宮下正美君） 3番高松議員にお答えします。

すみません、ちょっともしかしたら誤解をされたかもしれませんが、町内では、先ほど言いました大規模盛土造成地、いわゆる知事の許可の必要な造成が行われた箇所についてはないというふうに判断しているということです。知事の許可が必要だった大規模盛土造成地というものは、町内にはないというふうに確認しているところです。

先ほど高松議員が、静修地区でそういうところがあるぞというふうに言われたので、そこはここでい

う盛土造成地ではないというふうに町は判断していますというふうにお答えをさせていただいたので、町有地がどうしたこうしたではなくて、上富良野町内の中にそういう箇所はないというふうに思っているという答えです。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 3番高松議員の御質問にお答えしたいと思います。

当該の、恐らく高松議員おっしゃっているのは、北海道が残土を入れているところでないかなと思うのです。先ほど答弁にもありましたけれども、建設残土でどうのこうので、北海道が北海道知事に、いいですかと、やる人は北海道知事だからという話ですね。そういったところについては、そういう届けが、民間の業者ではありませんから、届出しません。それについては、北海道が責任を持ってきちんと基準にのっとった工事を設計、施工しまして、安全対策も北海道が責任を持ってやるということですから、先ほど町長の答弁の中に、北海道等の工事の場合には、その事業者が責任を持ってやりますよという、公共工事の場合には届出が必要ないので、そういったことで、民間の方がやる盛土と、それから、きちんと北海道がやる盛土と、そういった意味では、届出の仕方が違うのだということ御理解を賜ればなと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） そこののですけれども、埋立地の下流には北30号川というのがあります。そして、その川は江幌完別川に合流するのですけれども、江幌完別川は、ハザードマップによると、1時間雨量が60ミリで洪水氾濫地域が示されています。他の川は1時間当たり100から120ミリとなっていますけれども、洪水に対しては非常に弱い川の上流に当たるといったことではないかと思うのですけれども、お伺いします。（発言する者あり）

○議長（村上和子君） 暫時休憩といたします。

午後 1時40分 休憩

午後 1時41分 再開

○議長（村上和子君） 暫時休憩を解きます。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） 平成31年に、たしか中流部で越水を起こし、護岸工事をした川だと思いません。このとき、そういうことがある川の上流部に、いかに道とはいえども、その対応がどのようにでき

ているかは十分に自分も調べてはいませんけれども、実際であれば、やっぱり雨水の処理、流出土砂どめ、沈殿池など、蛇籠なども積んだりして、行っているべきと思うのですけれども、残念ながらそれらは、行ったところで、見えないのですね、今のところ。安全だということからすれば、それはそのようなことなのかもしれないのですけれども、しかし、災害はいつやっても、我々の判断を待たないことだと思っているので、これについて、しっかりした、町でも監視をしてほしいというふうに思います。（発言する者あり）

答弁要りません。

○議長（村上和子君） よろしいですか。終わらせていただいてよろしいですか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） 続いて、東中の埋立地についてお伺いしたいと思います。

実に23年間で38万立方メートル、先ほど言ったところは20万立方メートルを埋め立てると言っているのですけれども、東中の埋立地は38万立方メートルが埋め立てられました。大型ダンプにして実に7万7,000台となる量であります。谷間に、水源の上にこの埋立地はあります。多雨のときには、上部の演習場から雨水が埋立地と川に流れ出るようなところでもあり、28年の大雨のときには、雨水とともに土砂を河川に流し、崩落を起こしている現状にあります。

その演習場からの雨水処理について、今回、町も責任をとるとのことですけれども、埋立地途中で既に数週間前に管理道路が崩落をするということもありました。また、上部にため水が生じている。これは本当にそのときにも行ってみましたが、周りの側溝をどんどん水が流れるような状況で、上には確実にため水になるということもあります。

そのようなことから、どのくらいの雨量を考えた設計になっているのか、それらについても、先ほどのことから言えば、町はうかがい知ることができないということだと思いますけれども、それらの処理を考えた上でも、また、最終処理と言われていますが、処理をしたところの表面水、そこは足を踏み入れられないほどの水たまりがあります。そのまま管理できるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 3番高松議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

今後につきましては、令和5年度より植栽を行う予定でありまして、そうすると、今は土だけかもしれませんが、草木が表土を覆って、水たまり

等は解消できるのかなと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） 実際に夏の間は確かに、今年の干ばつでしたから、水はなかったのですけれども、残念ながら、自分が質問書を出してから、見ていますか、現場を。

○議長（村上和子君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（星野耕司君） 3番高松議員の質問にお答えします。

質問書が出てまいりまして、私も現地、12月8日の日に、雪が解けましたので、車で処分場も上がれるようになりましたので、現地確認しまして、演習場との境まではちょっと行けなかったのですけれども、素掘りの側溝がありまして、その先まで行って、木が自生している、あと、演習場のところまでは行けなかったのですけれども、行けるところまで行って、見てきたのですが、水がたまっている状況ではありませんでした。

また、下の砂防ダム1号、2号、そちらのほうも車では行けなかったもので、歩いて、1号、2号、見てきたところなのですが、沢水につきましては、雪解け水が流れている程度で、実際に豪雨が降ったときに現地を見ないと、どのような状態になっているか確認できませんが、2号のほうにつきましては、ごみとか、以前は流れてきていたのですけれども、行ったところ、ごみもなくて、土砂だけが堆積しているような状態で、ごみ等は流れてきている状態ではなかったのを、現地を確認しております。

以上です。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） ここにも答弁にもらっているように、平成11年以降、残念なことに、今、課長の言われた砂防のダムについても、1回も土砂上げはしていません。そして、言われるように、1号ダムの上にはすのこがかかっていますけれども、それには落ち葉がいっぱいたまっているというような状況で、これが砂防のダムの機能を果たしているというふうには、残念ながら思えないわけです。

というのは、28年の洪水のときに、デボツナイ川、車線の20号ですけれども、あそこで越水をした水が3日間、引かないというような状況になっていて、それで、我々、すぐ土現と言ってしまいますけれども、管理部のほうでも所長が見に来ていて、3日も引かないのはどうしてだろう。それは、実に上から土砂を持ち込んで、そして次の日から洪

水が起きるぐらい河床が上がって、そしてあふれているものですから、それが流れていかないことには、水が引かないような状況だったわけですから、それが今でもデボツナイ川の最上流部には残っている。それが堆積している。将来的にも、何かがあれば、上から流してくる土砂が河床を上げて、また、せっかく今、十分に掘って、デボツナイ川も20号までは今までにないような水の引きをしているわけですけれども、それらにまたため込んでいくような形になるのだと思うのです。

それで、町は実際に十分に手当すると言っているわけですから、そういうような一つ一つの細かいことを今後どういうふうにやっていくのか、お伺いしたいと思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 3番高松議員の御質問にお答えしたいと思います。

砂防ダムの土砂ですが、なかなか私も担当の話を聞きまして、一気に、火山の砂防と違って、土砂を流れてくるものをとめるものではなくて、そこで土砂上げをして、完全に土をとめてしまうと、下流は土を持っていかれて、上流から流れてきたので、プラス・マイナスにならないと、砂防ダムの下のほうは、ここで土をとめてしまうと、下流の河床が荒れてしまうので、なかなか難しいのですが、この辺は植栽の後、十分上流のほうから、通常、どのぐらいの土が流れてきて、どのぐらい下に流せば下のデボツナイ川が荒れないのか、その辺も植栽と一緒に考えながら、土砂上げをどのぐらいしたらいいのか、あまりしすぎるとデボツナイも荒れてしまうので、どのぐらいがいいのかを植栽と一緒に今後考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） それよりは、やはり河川の河床がそのとき上がったのがそのままなわけですから、そこら辺もやっつけていかないと、今言われたようなことは論理としては成り立たないというふうに思います。

それと、過去においてですけれども、28年の年ですけれども、町の係の人が来て、ここの土砂を取り除いてくれという話をしたのですけれども、そのときに、これを云々ということで、もう一晚置かせてくれと言ったのです。一晚置きました。そうしたら、実にコーン畑、見事に流されました。そのときの後の始末なのですけれども、そのとき、あそこの土現が管理していた道路も含めてですけれども、残念ながらその修復のための土、それと、道路の修復

のための砂利、それは町は一切入れなかったのです、何日も。どういうことだったのか。そのときに本当に怒りました。そのまま放ったのです。ある意味、自分たちの生活の道路でもあるから、どうしようもないし、でもそれに、例えば、よしんば我々が手配して砂利を入れたところで、誰も何も言うてくれることではないだろうと思って、そのまま置いたのですね。そういう経過にもあるぐらい、町ははっきり言ってあの道路に対しては管理しませんでした、二十何年間。そういう実態があって、自分としては、これはやっぱり一言言うておくべきだなという思いで、今言っています。

○議長（村上和子君） 答弁要りますか。

○3番（高松克年君） だから、今後、道路ではなくて、河川に対して、先ほど言ったようなことは成り立たないと思います。上流部でもたまれば越水するわけですから、ためないことはもちろんのことだけれども、いかにやっぱり流して落とさないか。このまま置いていたら、演習場の部分についても、流し込むことになってくると思います。実際に上でも戦車が走っていますからね。

○議長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 3番高松議員の御質問にお答えします。

過去にいろいろな大雨や何かのときに、いろいろと御迷惑をかけたという御主張もありまして、それらに対して、町の対応はどうなのかということでございます。確かにそういった面で、手の届かない部分、あったやもしれませんので、その辺については大変おわび申し上げたいと思います。

一応、残土といいますか、表土も含めて、植生ができるように、今のところ工事が進んでおります。あらゆる天候によって、いろいろな水が出たりということがありますけれども、都度、その状況に応じて、状態が変わるわけですから、そういったときには、できるだけ注意深く対応を図るようなことを検討していく課題とともに、今後、植林、何せ山に戻すことが、一番、土砂流出や何かに対して安定するわけです。ですから、そういったもの、広大な面積がありますから、そういったものを一つ一つ計画、どのようにして植生しながら、下流の部分もどうしたらいいのか、まだはっきりした絵が描けていない状況でございますので、そういったことも含めて、町のほうでしっかりと対応するように、今後、ちゃんと見据えていきたいというふうに思っておりますので、この間の対応も含めて、御理解をいただきたいと、そのように思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（村上和子君） よろしいですか。よろしい

ですね。

以上をもちまして、3番高松克年君の一般質問を終了いたします。

次に、11番小林啓太君の発言を許します。

○11番（小林啓太君） 私は、さきに通告しておりました1項目、3点について御質問いたします。

日の出公園の利活用に関して御質問いたします。

先日行われました議会懇談会においても、町民の方から、日の出公園の利活用に関する御質問や御意見を多くいただき、日の出公園の魅力再生と併せて、公園の利活用に関しても町民の関心が高いことを再認識させられたところであります。

そこで、上富良野のにぎわいを呼び起こす重要拠点としての日の出公園の積極的な利活用に関して、以下、町長の考えをお伺いします。

1、公園の利活用の主体に関して。

公園の新しい活用方法を考え、利活用を行っていく主体は、町、指定管理者、町民、民間業者、民間企業などの町外団体など、様々な主体が考えられます。

その中で、町長は、誰が主体となって利活用策を考え、実際に利活用していくべきと考えているのか。また、現時点で町として具体的な新たな利活用策はあるのかをお伺いします。

2点目に、指定管理者の位置づけに関して。

町が主となって公園の活用策を考え、指定管理者は粛々と管理のみを行うことを求めるのか、もしくは、独立採算を目指し、企業としての利潤を追求することを指定管理者に求めるのか、町としての考えをお伺いします。

3番目に、新設の駐車場を含む冬の公園の利活用に関して、町長の考えをお伺いいたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 11番小林議員の、日の出公園の利活用に関する3点の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の、利活用についてであります。日の出公園は都市公園であり、町民の憩いの場であるとともに、ラベンダーやオートキャンプ場などの観光振興、スキー場などの教育施設と、様々な利用のされ方をされる公園であります。

議員の御質問にありますように、町内外の団体等からも様々な利用要請があり、十勝岳ヒルクライムやトレイルランなどに利用していただいております。

町といたしましては、これらの団体、個人からの利活用については、それぞれの利用目的に沿って、指定管理者へ直接、または町の担当部署を通じて利

用申請をいただいているところであり、多くの方々から利用していただけるよう、いつでも門戸を開けてお待ちしております。

また、町の主な利用としては、四季彩イベント実行委員会において実施する三つのイベントを中心に、利活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の、指定管理者の位置づけについてであります。町が設置した施設について、適切に管理していただくことが第一であることは間違いなく、その上で、収益を上げることができる事業については、民間会社の特性を十分に発揮いただきながら、収益の向上に努めていただかなければならないものと考えております。

しかしながら、町が設置した施設においては、それぞれ住民の福祉や公共性などを考慮し、それぞれの利用目的がありますので、それらを外れての営業はできないという制約もありますので、施設の利用目的に応じた中で、積極的な運営をしていただくよう期待しているところであります。

最後に、3点目の、冬期間の新しい駐車場の利用についてであります。12月上旬に四季彩イベントの実行委員会があり、冬のイベントについて事業案が提案され、北の大文字においては、駐車場を利用したドライブインシアターによるライブ配信、雪まつりにおいては、地盤の安定している駐車場を利用して、陸上自衛隊上富良野駐屯地の御協力による滑り台の設置など、祭り会場としての活用を図ってまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） まず、確認したい共通認識ですが、日の出公園に町内外の人が集うことによって町がにぎわい、その結果として、町も潤うこともあるというのが、利活用を進めていく先にあるイメージだと思います。

今回、この質疑応答で確認する利活用とは、日の出公園の活用によって、町内外の人が日の出公園を訪れて利用するという認識で進めても大丈夫でしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えいたします。

町が潤うというのは、公園の目的が、そもそも基本的に都市公園ですので、そこで経済活動をしてもらうことだけを指しているわけではなくて、町民の方が来て、憩いの場としての都市公園としての役割が基本にありますので、町内外を問わず、大勢の人に来てもらうというのは間違いはないのですが、それが全て経済活動であるというのではなくて、経済活

動というのはその一部だというふうな認識をしております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） 利活用という言葉はたくさん意味を含んでいますが、経済活動のみを指すものでもないということは、今、確認させていただきました。

では、御答弁の中では、日の出公園を利活用していく主体としては、町、また、既に利用している団体も含めた個人や団体の、この二つのパターンがあるのかなと理解いたしました。

では、まず、町の部分に関しての再質問をしたいと思います。

町としては、四季彩イベント実行委員会において実施する三つのイベントを中心に利活用を図ってまいりたいとの御答弁でした。この三つのイベントとは、具体的にはどのイベントを指しているのか、お伺いします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えいたします。

三つのイベント、四季彩の実行委員会で扱う三つのイベントは、雪まつりと、大文字と、夏のラベンダー、今年からラベンダーフェスタと名前を変えまして、その三つです。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） それでは、基本的に、この三つ以外に新しく人が集まるようなイベントを町で企画して行っていくという方向性は、現時点では持ち合わせていないと理解しましたが、その認識で間違いがないか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 11番小林議員の御質問にお答えします。

ただいま町長答弁しましたイベントの中で、夏のイベントについては、今年、まだ試行の段階で、ライトアップを行ったというようなことでございます。

今後、それぞれ運営委員会というものがあって、中身を煮詰めていくのかなと思っておりまして、そういった中で、夏のイベントについては、基本は今年やったライトアップをベースとするのでしょうか、その中で、どのような、今までどおりの1日限りのイベントになるのか、ウィーク、ライトアップの期間、長いですから、小さいイベントを何

回やるのかとか、それから、どういう出店をしたらいいかとか、そういったことについては、運営委員会の中で積極的な議論がされて決まってくるのかなと思ひまして、今のところはまだその運営委員会がしっかり開かれていない状況でございますので、ただ、新しいあり方として、何か変わったことをしていただけることを今のところは期待しているところでございます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） 今の御答弁では、三つを軸にして、その熟度を上げるような、そういった検討がメインになってくるのかなと理解いたしました。

そこで、昨年、新しい駐車場という集客場、とても有効なアイテムが整備されたことにより、日の出公園に多くの人を集めるイベントを行うに当たっては、これまでの前例にはとらわれない、新しいアイデアや企画の実行が可能になりました。前町長においても、駐車場が十分に確保されていないから、日の出公園には人が呼べないという趣旨の発言を幾度もされていたことも記憶に新しいです。

そんな中、町としては、これまで行ってきた三つのイベントを中心に、今後も利活用を図っていくということは、裏を返せば、新しい活用方法に関しては、町内外の個人や団体からの提案がメインになってくるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えいたします。

イベントとしては三つのイベントを中心に回っていきますが、利活用は、もちろん、スキー場として、町の責任としてやらなければならないことは、都市公園と、スキー場としての機能、キャンプ場としての、いろいろありまして、観光イベントとしてはその三つを中心に回っていきますが、もちろん、小林議員おっしゃるとおり、他の、例えば先ほども答弁させていただきましたが、トレイルランとか、ヒルクライムとか、使わせてほしい、スタート地点に使わせてほしいという、そういう要請、要望があれば、どんどん受けて、利活用を図っていきたくと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） 今、町長の、今後の新しい利活用に関しては、既に既存で使われている団体等も含め、個人や団体の方に積極的に使っていただきたいという趣旨の御答弁だったかと思ひますが、

今後、利活用していこうという前提に立てば、イベントを主催してくれる方というのは大変貴重な存在であり、町としても積極的にそのような個人や団体をサポートしていくものと期待してもよろしかったでしょうか、お伺いします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えいたします。

そういう民間の方といいますか、団体、利用してくれる団体、非常に貴重といいますか、助かりますので、町としては十分連携を図って、検討を重ねてといいますか、サポートといいますか、どういうサポートがあるのかも含めて、いろいろ連携を密にして、新しいイベントがもし今後あるとすれば、検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） 私自身、本当にたまたまではあるのですが、今年1年の間に、日の出公園をイベントや企画で利用したいという町内外の個人や法人から相談があり、そのそれぞれ間に立って、その交渉を見守らせていただいた経緯がございます。

その際に、私自身が感じたのは、どこが担当の窓口で、どのような承認ルートを経て利用までたどり着くのだろうということでした。もちろん、企画するイベントによっても担当課は異なり、承認ルートも異なってくるという役場の事情も理解はできません。しかし、せっかく思いを持って日の出公園に人を集めてくれようとしている方からすれば、一貫して利用に関して相談に乗ってくれる方や担当の窓口などがあれば、利用しやすいのではないかなと考えますが、現状ではどのように対応されているのか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 11番小林議員の御質問にお答えします。

確かに利用目的によりましては、例えば社会教育というような部分が多いのか、観光の色合いが強いのか、そういったことによって担当部署が違うというのは、議員がおっしゃるとおり、役場の中で様々な部署がありますので、そういった部分はあろうかと思ひます。

しかしながら、一応指定管理者として、しっかり振興公社のほうにお願いしていますので、まずはそこに行くことが大事なのかなと思ひますが、とはいえ、答弁にもありましたように、振興公社が勝手に決めることでなくて、あくまでも町の施

設ですから、そういったものの、例えば利用に対して、こういう町のイベントとして意義があるから、使用料については免除しますよとか、そういったことは振興公社が勝手に決めることはできないわけなのです。

ですから、そういったところをまず一つ、恐らくよく町の役割分担が分からない方というのは、まずは振興公社のほうにお伺いに来るのか、役場のどこかの窓口のほうに相談に来るかだと思いますけれども、そういったもので、ではそれに伴って、日の出公園利用受付窓口というのを設置するののかとなると、それもまたそれだけで担当といいますか、部署をつくるわけにもいきませんので、そういった部分含めて、一番大事なのは、議員おっしゃるとおり、横の連携なのかなと。私どものところの班ごとの連携、課ごとの連携だと思っていますので、担当課については、一番の利活用については、うちの企画商工観光課になりますし、整備のほうになれば、当然、建設水道課になりますしとかいうようなことはありますけれども、第1については、企画のほうにでも、振興公社なり企画のほうに来ていただいて、それから割り振っていくというのが、一番、現の体制の中で連携をとるためには有効というか、近道といいますか、なのかなと思っています。

ただ、とはいえ、それぞれの部署と一緒にあって相談しなければならぬという手間については、そのこの1か所で全て判断するようなことには、まだ今の段階ではできないのかなというように考えています。あくまでも窓口は割り振りということでは、一番近いのは企画商工観光課なのではないかなという考えでおります。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） 今回の副町長の御答弁では、当然、利用の目的によって担当する課も異なるし、あとは実際の利用に関して、利用料の減免であったりとか、そういう判断をする上でも、やはりまずは町が一旦、企画者の方の声を受けとめるのが一番であって、かつ、企画のほうで一番最初に声を受けるのがいいのかなというようにお話だったかと思えます。

あとは、実際、横での連携というのは、町長もおっしゃっていたところではございますが、例えば今、ロケサポートセンターのような、ロケであれば、そこに行けば全てが手配してもらえると、非常に分かりやすい仕組みが完成しております。

この横の連携をするという上でも、何か企画があったときに、では企画商工観光課のほうに伺って、内容次第では、その相談者の方がいろいろな課

に回されていくというのは、またこれも不具合があるかなと思うのですが、そういった相談に関しては、役場のほうでいろいろとその御対応に対して横の連携を図ってしてもらえると、もしくはそういう体制を今後うまく築いていくという理解でよろしかったでしょうか。

○議長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 先ほどの答弁の中で、最後にちょっと言い訳っぽく言いましたけれども、あくまでもそれぞれ所管ごとに、日の出公園に関して担当するものはありますので、ワンストップにできるとしても、それをきっちり全部そこだけで賄えるというところまでの組織ということにはまだまだならないのかなと思っています。ただ、しっかりこういう利用の内容を聞いて、そういう内容ならここに行くと相談したほうがいいですよというような、そういったところまでであればできるのかなと。あとはいろいろな面で、いわゆるよく行政で言われるたらい回し、そういったもの、とりあえずここへ行けばではなくて、話を聞いて、それならこういこととしてあの係に、班に行ったほうがいいのかというようなことをやるような連携については、今の体制でもまだ可能なかなと思っていますので、その辺は御理解賜りたいかなと思います。最終決定するのは、やっぱりそれぞれ所管が持っている部分がありますが、その分担を超えてまでというのは、今のところは難しいというふうに考えております。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） そのように、先ほどの質疑応答でもありましたように、今後はそういった町を活性化させてくれるような個人や企業は非常に重要なキーパーソンになるということは共通認識として持たしたいと思いますので、今後、そのような御相談があった場合には、ぜひそういう御相談に寄り添って対応していただけるような体制をつくっていただければなと思っています。

2点目の、指定管理業者の位置づけに関して、再質問いたします。

先日、議会懇談会を開催した際にも、日の出公園の運営に関しては多くの質問や御意見をいただきました。

その中で、多くの町民の方々は、日の出公園がどのように管理、運営されているかという点に関しては、実はあまり正しく御理解されていないのではないかなと感じることが多々ありました。

具体的には、町が直接管理をしていて、公園の利用料や売上げは町の利益になるといったような誤解などです。



そこで、議長、2点目の指定管理者の位置づけについての再質問に入る前に、本日は傍聴者の方もたくさん来ていただいておりますので、いま一度、私を感じる課題点や論点を御理解いただきやすいように、簡単に町と指定管理者の関係などを、二、三分程度で私なりに説明した後に、再質問に入らせてもらってもよろしいでしょうか。

○議長（村上和子君） はい。

○11番（小林啓太君） ありがとうございます。

もし私の認識に誤りがあれば、御答弁の際に訂正いただければ幸いです。

日の出公園は、キャンプ場を含め、指定管理という形をとり、民間企業に管理、運営を任せるという形式をとっております。

今回の質問では、その企業、法人のことを指定管理者と呼んでいます。

町は、令和3年度の予算では、日の出公園の管理委託費として約2,700万円を計上しています。これは、見晴台公園の管理委託費がおよそ340万円であることと比較すると、その規模の大きさが分かります。

指定管理者は、町との委託関係を厳守しつつ、自身の企業活動としての利用料や占有料などの利益を得ることができます。

日の出公園自体は町の財産であり、都市公園という位置づけなので、利用料や占有料の料金は、指定管理者が勝手に決めることはできません。上富良野町都市公園条例というルールの中で定められている料金設定内でしか営業ができず、その意味では、完全に自由に経済活動ができるわけではありません。

ここで、大切なポイントとして、公園の利用料や占有料はあくまで指定管理者の売上げであり、町の収入ではないということと、そして、その収入を得るのに、都市公園条例というルールのもと、事業活動には大きな制約があることが挙げられます。

また、町長は、公園の利用に関して、利用の目的や趣旨に応じて、利用料の減免措置を行うことが可能であると都市公園条例で定められております。

都市公園条例に基づけば、例えばある町民が、日の出公園で人をたくさん呼んでイベントを開催したいと考えた場合、本来、公園の占有料はかかるが、町が許可を出してくれれば、占有料の減免措置もあり得るといえることかなと思います。

しかし、もしそのイベントが収益性のある興行という形になり、正規の占有料を支払うとなると、三百坪、つまり1反当たり1日5万3,000円ほどの料金がかかり、イベントを開催する主体としては、とても大きい費用的なリスクを抱えなければな

らない一方、管理者としては、占有料という手堅い利益をほぼリスクなく上げることもできます。

ただ、指定管理者の立場からすると、町がどんどん減免措置を出して公園を利用させればさせるほど、本来、自分たちがそこで営業して利益を得られたかもしれない場所を、利益もないのに管理をしなければならなくなります。

以上の前提を踏まえ、指定管理者の位置づけに関して、再質問いたします。

さきの御答弁では、適正に管理してもらうことが第一であるが、収益の上がる事業については、民間会社の特性を發揮してもらいたいとのことでした。

さきの利活用の主体が誰かという質問の際に、指定管理者という答弁はありませんでしたが、基本的に指定管理者に、公園の新たな利活用だったり、自主事業としてイベント開催して、日の出公園に多くの人を集客してもらうようなことは期待していないという理解でよろしかったでしょうか。

○議長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 11番小林議員の御質問にお答えします。

受託した業者さんの中でも、いろいろ工夫の余地がございまして、基本的には場所貸だけではないわけです。そんな中で、売店収入を上げようということ頑張ったりとか、それから、いろいろな、去年の事例だと、オートキャンプ場のほうにキッチンカーみたいなものを来てもらって、お客さんへのサービス向上させながら、所場代ももらうというようなことをして、いろいろと営業努力はできます。

ビッグなイベントをやろうかということになると、幾ら指定管理者といえども、そういったことに関しては、公園をしっかり管理しています町のほうに、一応いろいろな承諾があります。

通常の利用の中で、いろいろな工夫をして収益を上げるということは、まだまだできることはあると思いますので、そういったことをちょっと期待しているという言葉の中には含んでいるのかなと思います。

やはり大きな事業を展開するには、それなりの人と物も必要になってきますし、ある程度のお金もあるかと思っています。現段階で、受託していただいている会社のほうに、それらをいきなりやってくれというところまで期待をできるのかなというのと、今の段階ではまだそこまで至っていないのかなというのが町としての感覚なのかなと思っています。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） それでは、今の御答弁の内容を伺っても、やはり公園に新しく人を集めるよ

うなイベントを企画したり計画するようなことは、町内外の個人や団体に委ねられる部分が大きいのかなと理解しました。

そこで、町が許可した個人や団体が企画するイベントなどを行う際の公園の管理については、現状の委託費の中に含まれているという認識でよろしいのでしょうか。もしくは、新たにイベントなどの企画をする際には、その分、新たに委託料や管理費のようなものを支払うというような形になるのでしょうか。この点、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 物によりますといいますか、確かに基本的には5年間の委託料を決めて、それで、今年幾ら、今年幾らというふうにしてやって、その範囲の中で、経営努力の中で運営をしてもらうと。なおかつ、その上で、一定程度を超える収益が上がった場合には、その会社から町のほうに、将来、設備等の維持管理とか修繕とかのためにまた寄附をもらって、その会社自体はそんなにため込まないで、町の基金に入れて、またその利用している施設を修繕していくというような形でとっております。

新たに大きなイベントをやってくれと言われたときに、例えば過剰に、想定を超えるような設備や何かの投資が必要だということになれば、それは当然、管理会社でなくて、イベントを主催する側にそういったものについてはきちんと担ってもらうことを求めなければならないのかなと思っております。

ですから、それはいろいろと度合いによると思います。ある程度使うことによって、芝がちょっと傷むから、その芝の修繕費が多少かかる程度のことであれば、当然、通常の維持管理の中身ですから、それはその会社のほうで維持費の中でこなすことでしょうし、イベントをやるからいきなりこんな照明施設を建ててくれやということまで、今回のライトアップもそうですけれども、そこまでその会社の委託費の中で担うとかということは、ちょっと難しいことがありますので、それはレベルの問題は多少ありますけれども、基本的に、通常の利用である範囲であれば、基本的には町の委託費と会社の収益の中で、年間、しっかり維持してもらうということになりますので、それはちょっとイベントの規模や内容によって変わるのかなと。その都度、やっぱり利用、イベントを企画される方というか団体と、しっかりその内容を精査しながら、きちんと決めていくことになるのかなというふうに思っております。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

再質問でございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） 今回の僕の質問の背景にあったこととしては、例えば町が企画者に対して減免措置をするなどして、無料に近い形で公園を使ってもらおうというふうな流れになった場合、それを受ける指定管理業者は、自分たちに利益がないのに、公園を多くの人を使うことを管理、もしくは清掃などをしなければならないというデメリットのようなことが生じてしまうのではないかなと思います。そうなったときに、やっぱり利用する側としても、その負担が発生しないように、ちょっと公園の利用に関して二の足を踏んでしまうような状況が生まれるのではないかなということをお心配しての質問なのですが、今の御答弁からは、やはりその規模によったりとか、やること、内容によって、ケース・バイ・ケースで、その時々で判断をされるという、そういった回答でよろしかったでしょうか。

○議長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 11番小林議員の御質問にお答えします。

原則は、きちんと使用料があって、その使用料の範囲内で徴収して、それも維持費の中に回ってということでございます。ですから、ケース・バイ・ケース、何でもかんでもケース・バイ・ケースではなくて、原則、きちんとルールがある上で、特殊要素があった場合には、きちんと協議して、町の管理する側との話し合いも持って、町が後援して減免するとか、そういうことも含めてしっかりと話し合いをしなければ、議員、御心配のように、過剰に受託した業者さんに負担がかかるということではちょっと問題がありますので、そういったことでのケース・バイ・ケースということで捉えていただければなというふうに思っております。

○議長（村上和子君） 再質問でございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） そもそも利活用の目的という原点に立ち返ると、日の出公園に人が来ることによって、町のにぎわいや潤いに波及する効果が期待できるのではないかなというものだったと思います。なので、町を活性化する上でも、いかに公園に人を集められるかがカギになってくると考えています。

しかし、先ほど説明したように、町の権限を強くしすぎると、管理業者の企業活動を阻害してしまいかねない一方、管理業者の利益を優先して考えると、イベント開催に関しては、リスク負担の観点からも、イベント開催にとってはちょっと消極的になってしまうのではないかなという問題があると考えています。

だからこそ、日の出公園に人を集めてくるという

役割に関しては、例えば指定管理業者には期待しないというスタンスをとるのであれば、町が個人や団体と企画したイベントに対して、適正な管理のみをお願いするという、シンプルな関係が築けるのではないかなと考えます。

逆に、指定管理業者にも自主的なイベント開催や収益の最大化を期待するのであれば、個人や団体の企みに関しては、収益も含めて指定管理業者との協業により、企業活動の範囲内で最大効率が期待できるのではないかなと考えています。

先ほどの町長の御答弁にもあった、管理もしっかりしてほしいけれども、積極的な運営もしてほしいといういいとこ取りのスタンスでは、公園の利用に関しては、今もあった、常にケース・バイ・ケースで、その都度、意思決定に関わる利害関係者全ての合意が必要になり、スムーズに利活用を試みるのが難しい状態が維持されてしまうのではないかなと懸念しますが、それでも町と指定管理業者の役割を明確に線引きする必要はないのか、町長の考えをお伺いします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

町が、指定管理業者がどこまで営業行為といえますか、できるのか、なかなか、今、我々が期待しているといえますか、例えばキャンプ場の中でどういうサービスが可能なのかとか、そういうこと、温泉で何をしたらお客さんが喜ばれるのかとか、そういう観点でありまして、新たなこの大イベントを誘致してとか、そういうことはまだまだ想定していないのかなと思っております。

ただ、それが、大イベント、もちろん大きなイベントが開催されて、人が来ればいいのかもかもしれませんが、減免というのは、それぞれやはり理由がありまして、当然、公共性があるようなイベントの場合は減免されますので、それが、もちろん町主催のイベントであれば、使用料ゼロですし、第三者、民間であっても、町の健康づくりとかに合致する部分であれば、ある種、それに応じて減免されるわけで、それをもって指定管理者の営業行為が阻害されたというのは、ちょっとあまりどうなのかなというふうに思っておりますし、何と言いますか、町は、だから営業は誰が行うのかというのは、町が行う大きなイベントを誘致するための営業は誰が行うのかというのはなかなか難しいのですが、今のところは、いろいろ声をかけてくれるところがありますので、主催者としてですね。そういう声を大事にして、なるべくお応えしていきたいですし、全く関係ない、本当に興行的なものであれば、あまり配慮し

なくてもいいといえますか、減免もありませんし、内容によってはちょっと、都市公園という目的がありますので、それを阻害するようなものであれば、ちょっとお断りするようなケースもありますので、ケース・バイ・ケースと言ったら何ですが、とにかく声をかけていただければ、積極的に関わって、なるべく町としても応えてあげられる部分があれば、大きなイベントに対して関わっていききたいというのが私の思いであります。

以上です。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） 引き続き今後、日の出公園で開催されるイベントなどは、町では三つのイベントを中心に考えて、指定管理業者に対して、別にそこを今時点で期待するものでもなく、あとは個人や団体からの要請に対しては適宜、その内容や目的に沿って御対応されるという、トータルでのお話だったかなと理解いたしました。

3点目の、冬の公園の利活用に関してお伺いします。

さきの御答弁では、新しい駐車場を使って、北の大文字のドライブインシアターや、雪まつりの会場として活用していくといった御答弁でしたが、個人的にもとてもいい使い方なのかなと感じました。

そこで、お伺いしたいのが、新設の駐車場に関して、冬の間はイベント時のみ除排雪を行うという理解でよろしかったでしょうか。

○議長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 11番小林議員の御質問にお答えします。

今考えているのは、年明けぐらいといえますか、できれば年内なのですけれども、もう既に滑り台をつくるということになれば、雪を入れ始めなければならぬですね。ですから、駐車場としてというよりは、もう既に踏み固めたような状態で、滑り台の位置にもよるのですけれども、ほぼ踏み固めたような状態で使うことに今年からはなろうかなと思っております。

ただ、あれだけ広大な面積ですから、全部が全部、踏み固めるとか、除雪するということになる、大変難しい問題がありますので、イベントのときには必要な部分だけ踏み固めたり除雪するという形で、通常利用では、既存の舗装されている駐車場で、通常のスキー利用程度だったら間に合うのかなというような考えではおります。

あと、雪まつりというイベントがある、大文字というイベントがある関係上で、スキー場の利用オン

リーというよりは、そっちのほうでの圧雪や除雪というものが発生する可能性はあろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） 冬の駐車場の利用に関しては、今、御説明いただいた内容で理解しました。

冬のスキー場の利用者などからも、あっちの新設のほうの駐車場も使えれば、距離も近くなって、非常に利便性が高いという声もいただいておりますので、もしも踏み固めているようなところが駐車場としても利用できるのであれば、その点も御検討いただければなと思えます。

さきの御答弁では、駐車場以外の公園部分に関しては特に触れられておりませんでしたでしたが、スキー場やキャンプ場エリア、その他のスペースを有効に活用する考えなどはあるか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 11番小林議員の御質問にお答えします。

冬の利用ということでよろしいでしょうか。今、要望が上がってきておりますのが、クロスカントリー少年団が、本当は新しい駐車場、ずっと距離が長くとれるので、そちらのほうにコースをつくりたいということで要望が上がっていたのですが、今回、雪像といいですか、滑り台をつくる関係で、使わせてくださいということで、もし延ばすのであれば、今まで雪まつりをやったほうの会場、1段下がっているところ、ああいうところにクロカンのカッターを入れてコースをつくるとか、そういったことで利用していただけるように調整できれば、距離を延ばすために使っていただくことも可能かなと思っておりますけれども、今、要望が上がっていますのは、クロスカントリー少年団がクロカンコースの延長のために、ちょっと日の出公園の空いている部分を使わせてくださいというお話は、正式ではないですが、お話は聞いております。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） 冬の公園の利活用ということで、既に町としても、今、クロスカントリーであったりという、利用に関しては話がいろいろと検討されているということを理解いたしました。

その他、またそれこそ個人や町外の人が、あそこで冬に公園を利活用しようという絵を描いたときには、主にスノースポーツや雪遊びなどが考えられると思っております。

もしその企画を、町でもなく、指定管理業者でも

ない、個人や団体が計画した場合、そのスノースポーツなどの性質上、広い面積を必要とする分、当然、占有面積も大きくなり、多額の占有料を支払わなければならないとなり、運営のハードルはとても高いものになります。

一方で、内容によっては、先ほど来からお話のある、町長の許可が得られれば、占有料の減免措置という可能性もありますが、そうすると、今度は都市公園条例上、利用者から利用料金などの収益を得ることができず、全てを自賄いやボランティアで運営しなければならず、これもこれで運営のハードルが高くなってしまふのかなという現状があると考えております。

一つの具体例としてなのですが、さきにもお話しした、公園を利活用したいと行動した町内の個人の事例をお伝えしたいと思います。

冬の日の出公園のスキー場を活用して、スノーパークを運営して、町を盛り上げたいという相談は、結果として様々な方の御尽力で、今シーズンの冬に試験的にやってみようという話までなったところまで把握しておるところでございます。

このこと自体はとても喜ばしいことだと思っておりますが、占有料の減免措置を受ける関係で、運営費を利用者から徴収することができず、また、管理に関しても、全てその個人が無償で、けがなどのリスクも全て負担しなければならないという、苦しい胸の内を伺いました。

一方で、占有料を正規に支払うとなると、その広大な面積から、1日当たり数万円から十数万円かかるという説明を受け、とてもではないが、利用料をとって賄いきれないということで、利用料をもらって運営費を賄うというプランは断念せざるを得なくなったという話も伺いました。

これは誰が悪いという話ではなく、仕組みが日の出公園の新たな活用の可能性を狭めてしまっているという事実であり、せつかく町を盛り上げたいと思う若者などが出てきても、持続可能な運営の絵が描けないという事実にほかならないと考えております。

これは冬の利活用の一例ではありますが、これまでの私の質問にも共通する、町内外の個人や団体が利活用のアイデアを持ち込んだ際の共通の課題になるのではないかなと考えております。

少し抽象的な質問にはなっていますが、このような個人や団体に対して、まちはどのように寄り添うことが可能なのか、もしくは、あくまで企画者の自己責任で運営されるべきなのか、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えいたします。

なかなか公共の施設、建物は、当然、公園だけではなくて、会館とか、そういうのにも適用されて、そういう公共の施設で営業を行うことの是非というのは、なかなか非常に判断するのが難しい場面もあります。営業といっても、かなりスノーパークであれば、スポーツの部分もちろんありますし、営業の部分もあるのですが、なかなかスキー場だけではなく、公民館、社教センター、地区のいろいろな会館等も同じように、営業行為については可能ですが、減免はケース・バイ・ケースといいますか、はっきり、原則、営業行為は高いのですよね、減免ありませんし。ですので、運営については、なかなか相手側してみれば不自由な面もあるかと思いますが、その辺を御理解いただいて、もちろん相談等には、相談、協議には十分乗って、十分話を詰めてはいきたいとは思いますが、やはりできる部分とできない部分が、町有の、公共の施設ですので、ありますので、その中で、できることは最大限できるように、向こうのほうのお話とか目的とか運営方針、そういうものを勘案して、その中で決めていけ

ればなど、検討していければなど思っておりますので、一律どうのこうの、一律営業だからだめだとか、そういうこともなかなか、条例上といいますか、そういうことを言っているわけではなく、民間のイベントにも公共の部分があるよねということは、それは確かですので、今後、検討していければなど、お互いに、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

以上をもちまして、11番小林啓太君の一般質問を終了いたします。

---

#### ◎散 会 宣 告

○議長（村上和子君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2時45分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

令和3年12月15日

上富良野町議会議長 村上 和子

署名議員 中澤 良隆

署名議員 米沢 義英

令和3年第4回定例会

上富良野町議会会議録（第2号）

令和3年12月16日（木曜日）

○議事日程（第2号）

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 町の一般行政について質問

追加日程第1 議会運営委員長報告

追加日程第2 議案の訂正について（議案第5号 令和3年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）

第 3 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて

（令和3年度上富良野町一般会計補正予算（第9号））

第 4 議案第 2号 令和3年度上富良野町一般会計補正予算（第10号）

第 5 議案第 3号 令和3年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

第 6 議案第 4号 令和3年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

第 7 議案第 5号 令和3年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）

第 8 議案第 6号 令和3年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第4号）

第 9 議案第 7号 令和3年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

第10 議案第 8号 令和3年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

第11 議案第 9号 令和3年度上富良野町水道事業会計補正予算（第1号）

第12 議案第10号 令和3年度上富良野町病院事業会計補正予算（第3号）

第13 議案第11号 職員のサービスの宣誓に関する条例及び上富良野町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

第14 議案第12号 上富良野町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

第15 議案第13号 上富良野町手数料条例の一部を改正する条例

第16 議案第14号 上富良野町十勝岳翁地区飲料水供給施設条例の一部を改正する条例

第17 議案第15号 土地改良事業分担金徴収について

第18 議案第16号 南部地区土砂流出対策工事（ベベルイ川）（R2国債）請負契約の変更について

第19 議案第17号 見晴台公園の指定管理者の指定について

第20 議案第18号 日の出公園施設の指定管理者の指定薦について

第21 議案第19号 吹上温泉保養センターの指定管理者の指定について

第22 議案第20号 上富良野町パークゴルフ場の指定管理者の指定について

第23 発議案第1号 上富良野町議会委員会条例の一部を改正する条例

第24 発議案第2号 議員定数・議員報酬調査特別委員会設置に関する決議について

第25 発議案第3号 議員派遣について

第26 発議案第4号 燃油等の価格高騰対策、国の農業予算や運用変更に関する意見について

第27 発議案第5号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見について

第28 発議案第6号 中華人民共和国による人権侵害問題に対する調査及び抗議を求める意見について

第29 閉会中の継続調査申し出について

○出席議員（13名）

1番	元 井 晴 奈 君	2番	北 條 隆 男 君
3番	高 松 克 年 君	4番	中 瀬 実 君
5番	金 子 益 三 君	6番	中 澤 良 隆 君
7番	米 沢 義 英 君	8番	荒 生 博 一 君
9番	佐 藤 大 輔 君	10番	今 村 辰 義 君
11番	小 林 啓 太 君	13番	岡 本 康 裕 君
14番	村 上 和 子 君		

○欠席議員（1名）

12番 小田島 久 尚 君



○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	齊 藤 繁 君	副 町 長	佐 藤 雅 喜 君
教 育 長	服 部 久 和 君	代 表 監 査 委 員	中 田 繁 利 君
農 業 委 員 会 会 長	井 村 昭 次 君	会 計 管 理 者	及 川 光 一 君
総 務 課 長	宮 下 正 美 君	企 画 商 工 観 光 課 商 工 観 光 班 主 幹	上 嶋 義 勝 君
町 民 生 活 課 長	星 野 耕 司 君	保 健 福 祉 課 長	鈴 木 真 弓 君
農 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 谷 隆 樹 君	建 設 水 道 課 長	狩 野 寿 志 君
教 育 振 興 課 長	林 敬 永 君	ラベンダーハイツ所長	谷 口 裕 二 君
町 立 病 院 事 務 長	北 川 徳 幸 君		

○議会議務局出席職員

局 長	深 山 悟 君	次 長	飯 村 明 史 君
主 事	真 鍋 莉 奈 君		

午前 9時00分 開議  
(出席議員 13名)

### ◎開 議 宣 告

○議長（村上和子君） 御出席、まことに御苦勞に存じます。

ただいまの出席議員は13名でございます。

これより、令和3年第4回上富良野町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

### ◎諸 般 の 報 告

○議長（村上和子君） 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（深山 悟君） 御報告申し上げます。

本日の一般質問は、2名の議員となっております。

また、議会運営委員長、総務産建常任委員長及び厚生文教常任委員長から、閉会中の継続調査として、別紙配付のとおり申し出がありました。

以上であります。

○議長（村上和子君） 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（村上和子君） 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、

8番 荒 生 博 一 君

9番 佐 藤 大 輔 君

を指名いたします。

### ◎日程第2 町の一般行政について質問

○議長（村上和子君） 日程第2 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

初めに、8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） おはようございます。

私は、さきに通告しております3項目10点について、斉藤町長にお伺いいたします。

まず1項目め、令和4年度予算と財政見直しについてお伺いいたします。

斉藤町長は、今月末で就任後1年を迎えます。令和3年度予算に関しましては、向山前町長より引き

継いだ形であり、事実上は確認行為にとどまっており、町長御自身の考えは反映されていなかったものと推察いたします。現在、令和4年度予算編成に向け、鋭意作業中と思いますが、いよいよ町長が公約に掲げた七つの政策実現に向けた予算が盛り込まれていくものと、大いに期待しております。

そこで以下4点についてお伺いいたします。

1点目、令和4年度予算編成にあたっての基本的な考え方についてお伺いいたします。

2点目、選挙の際、町長が公約に掲げたきたる政策の実現に向けて、令和4年度予算に具体的に反映させようとする施策は何かお伺いいたします。

3点目、町長の考える令和4年度予算の重点施策は何かお伺いいたします。

4点目、第6次上富良野町総合計画後期計画の策定に向け、令和4年度後半から策定作業に着手すると考えますが、中長期的な観点での町財政運営の見直しについてお伺いいたします。

次に、2項目め、高齢者支援策についてお伺いいたします。

今年8月に介護保険制度の見直しが行われ、特別養護老人ホーム、介護老人福祉施設、介護療養型医療施設や短期入所などの介護保険施設を利用する低所得者の食費や居住費を補助する補足給付が縮小され、自己負担が大幅に増えたことより、介護を必要とする高齢者に大きな影響が出ております。

国では2014年、平成26年の介護保険法改正で支払い能力に応じた負担を求め、給付要件を厳しくした大幅な見直しを行っており、実にこれで2度目であります。厚生労働省では、全国で約27万人が今回の制度見直しに対象となり、これに伴う関連予算の削減額は年間400億円規模になるとのことで、介護保険制度を維持するためにも負担をお願いしたいと、理解を求めています。

そこで町が運営する施設での実態について、以下3点お伺いいたします。

1点目、町が運営する施設において、今回の制度見直しにより影響を受ける利用者数と影響額の概算についてお伺いいたします。

2点目、厚生労働省では、一部の社会福祉法人では食費などに対し、月額5,000円の程度の補助をし、利用者の負担軽減制度を設けているとしておりますが、当町においてはこのような施設があるか、実態をお伺いいたします。

3点目、補足給付は、低所得者対策であります。当然、介護保険の財源ではなく、一般財源を用いて今回の制度見直しにより大きな影響を受けた方々に対し緩和措置を行い、利用者の負担軽減を図るべきと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

最後に3項目め、ワクチン接種証明書についてお伺いいたします。

当町における新型コロナウイルスワクチン接種状況は、令和3年10月27日現在、65歳以上の高齢者の2回目接種率が95.18%、12歳以上を含む対象者の2回目接種率は88.17%と、道・国の接種率を大きく上回っております。この間、ワクチン接種に関わった町内医療機関の医療従事者の皆様、関係機関各位、そして保健福祉課職員等多くの方々に改めて感謝と敬意を表します。

ワクチン接種完了者には、新型コロナウイルスワクチン予防接種済証が手渡され、はがきサイズの用紙に2回分のワクチンのシールが貼られた状態で、多くの方々はこの用紙を大切に現在保管されております。10月中旬以降、国内の新規感染者数は減少し続けており、飲食店で的人数制限の解除やイベントの収容人数の緩和、旅行での県外移動の緩和策などが現在広がりを見せております。

そこで飲食店利用時やイベント参加の際、そして来年1月中旬以降に再開が予定されているGo Toトラベル2.0など、今後において様々なシーンで予防接種済証の掲示が必要となることが予想されます。

現在、ワクチン接種証明書、ワクチンパスポートについては、これまでの海外渡航の用途だけではなく国内利用も視野に入れ、国において2021年12月からの運用開始を目指し、デジタル化に向けた取組が進められております。

そこで、以下3点についてお伺いいたします。

1点目、当町においてこれまでの間、海外渡航の用途でワクチン接種証明書の発行状況についてお伺いいたします。

2点目、ワクチン接種証明書発行に関しては、国ではマイナンバーカードがあれば、スマートフォンで即時に発行できるアプリの開発や、東京都などではラインを活用した東京ワクションなどデジタル化に向けた取組がなされておりますが、一方ではスマートフォンを使用していない高齢者の方々などに対する対策が、後回しになっている現状がございます。

町のサービスとして希望者、特にスマートフォンを持たない高齢者の方々に、町独自の携帯しやすい名詞サイズのワクチン接種証明書の発行をすべきと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

3点目、経済活動再開に向けて各自自治体などでは、ワクチン接種証明書を掲示することで、飲食店や様々な施設等で割引などの接種者への有料サービスが続々と展開されております。当町においても商工会などと連携し、経済活性化策として、このような

サービス事業を展開していくお考えがあるかないか、お考えについて町長にお伺いいたします。

以上です。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 8番荒生議員の3項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの令和4年度予算と財政見直しに関する4点の御質問にお答えいたします。

1点目から3点目については、現在、編成作業を進めております令和4年度予算に対する私の考え方に対する質問でありますので、まとめてお答えいたします。

まず、令和3年度予算に関し、議員から確認行為にとどまりとの趣旨の発言があったところでありますが、確かに予算編成作業期間中での就任であり、最初から関わることはできませんでしたが、前任の向山町長から受け継いだ予算内容については、第6次総合計画に基づく事業であることから、多くの部分については容認できる内容であったところでありますが、そのような中においても現在建て替えに向けて準備を進めております子どもセンター改修については、私の考え方を取り入れたところであります。

しかしながら、令和3年度予算編成を終え、今後の町立病院の改築をはじめとして、大規模な公共施設改修への対応が控えている状況を鑑みると、これまで以上に既存事務事業の見直しによる歳出必要一般財源の圧縮、財政構造のスリム化と経常収支比率をはじめとした各種財政指標の改善を目的として、これまでの予算編成手法を見直すよう今年度早々に指示したところであります。

予算編成手法の見直しについては、これまでの方式を変更するとともに、特に投資的事業に係る予算の要求達成時期については、本格的な予算編成作業前に完了させ、予算編成日程を全体的に早めることで十分な予算審査査定時間を確保することについて、本年5月末の定例課長会議で組織決定し、現在、見直し後の手法により予算編成作業を進めているところであります。

また、令和4年度予算編成にあたっての基本的な考え方となる予算編成方針については、10月27日開催の臨時課長会議で組織決定するとともに、11月2日開催の予算編成担当者会議において、職員全体に指示したところでありますが、その概要を申し上げますと、現状での新型コロナウイルス感染症の影響による国内経済情勢、国の概算要求など国政の動向等を踏まえ、本町の財政状況については、令和2年度決算において経常収支比率は平成28年度以来4年ぶりの80%台となるなど、各指標の改善

が図られたものの地方交付税をはじめとする依存財源に頼っている状況は変わらず、依然として脆弱な財政構造にあることは変わらない状況にあっても、人口減少社会を見据え、自立した地域を維持していくため、地域振興や人口減少への対応、多発する自然災害に対する応急・恒久的対策をはじめ、老朽化している公共インフラの長寿命化、公共施設の改築など様々な課題に対応するため、継続的な財政需要も引き続き想定しなければならず、また、今後10年以内に予定されている大型普通建設事業の財源として発行する地方債の償還財源の確保は喫緊の課題であり、令和4年度を含め償還開始までの数年間における歳出圧縮による償還財源の捻出と、健全性を維持する財政構造の構築が急務となっているところであり、それらを踏まえ令和4年度の予算編成にあたっては、各種経費の見直しにより財政構造のスリム化を図るとともに、第6次上富良野町総合計画に掲げた目指すべきまちづくりの方向性を見据えた実効ある政策の実行と財源の確保、将来の財政規律を担保する予算編成が求められていること。

また、町民との協働の視点に立った行政運営を推し進め、町民生活の実情を把握しつつ、第6次上富良野町総合計画に定めた将来像である「暮らし輝き交流あふれる 四季彩のまち・かみふらの」の実現に向け、各事務事業の評価、検証をもとに政策の優先性を判断し、事業の取捨選択と効率的な執行を図るとともに、それぞれの事務事業が限られた経費で最大の効果をもたらすよう予算に反映していかなければならないこと。

このようなことから全ての行政経費について、いま一度総点検し、新たな視点を持って予算編成を行うことを目的に、令和4年度から積上げ要求及び1件審査方式に変更することとし、平成12年度から22年にわたり実施してきた予算枠配分方式については、廃止することを基本方針としたところであり

ます。

また、この基本方針に基づき予算要求する事業に関する基本的な考え方については、1、第6次上富良野町総合計画の目標達成を見据えた取組、2、次期基本条例と行政運営の原則、3、地方創生に向けた地域経済の活性化、地域資源の活用・推進等、4、行財政の改革・改善、5、持続可能な財政構造の再構築、6、積み上げ要求及び1点審査方式と事務事業評価の視点から検討を加えることとしたところであり、現在、その方式に基づき予算編成が進んでいる途中であり、限られた財源の中では実現できる事業も限られるところであり、今後、副町長査定・町長査定を進めていく中で十分検討・熟慮の上判断してまいりたいと考えておりますので、この段

階で具体的な事業をお答えすることは控えさせていただきます。

次に、4点目の中長期的な観点での町財政運営の見直しについてであります。さきにもお答えしたとおり、町の財政については依存財源に頼っている状況は今後も変わらず、依然として脆弱な財政構造が変わらない中で、今後、予定している町立病院建て替えなど、多くの普通建設事業については起債により対応することから、建設時に過大な財源負担は生じませんが、建設後、償還が開始することになり、特に国の交付税・地方交付税を中心とする地方財政計画の影響を大きく受けることから、中長期的な財政見込みを予測することについては難しいものがありますが、特に歳出予算における公債費に着目すると、今後、数年間は償還完了により減少が見込まれますが、令和14年度以降は大きく増加することが見込まれているところであり、今から将来に備えた財政運営が必要と考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めの高齢者支援策に関する3点の御質問にお答えさせていただきます。

介護保険制度における介護保険施設や短期入所サービスを利用される方の食事代、部屋代の利用者負担軽減制度につきましては、平成18年度に介護保険施設における食費、居住費を保険給付対象外とする改定が行われ、所得の低い利用者に対しまして軽減対策として補足給付が設けられたところであり、平成27年8月からは、低所得の施設利用者の食費、居住費を補填する補足給付の要件に資産要件が追加され、本年8月からは負担階層が3段階から4段階に改正されたことから、町は全対象者に制度改正について周知したところであり

ます。

まず、1点目の今回の制度見直しにより影響を受ける町の施設における利用者数と影響額の概算については、ラベンダーハイツと町立病院の介護医療院において、改正前の7月分と改正後の8月分の自己負担額について比較したところ、ラベンダーハイツ入所者は19人、1人あたり平均2万2,890円、短期入所では19人、1人あたり平均3,355円であり、町立病院、介護医療院では2人、平均2万3,436円が増額となったところであり

ます。

次に、2点目から3点目については関連がございますので、併せてお答えさせていただきます。

町としての介護保険利用者負担軽減施策は、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業を平成27年度から実施しており、町内の施設としてはラベンダーハイツ施設入所、短期入所、通所介護と社会福祉協議会が運営する小規模多機能型居宅介護・訪

問介護を対象としております。

また、町内の社会福祉法人が運営する施設入所、短期入所及び通所介護も対象とし、令和3年度においての軽減対象見込み者は27名、補助額100万円を予算計上し、利用者負担軽減施策を講じておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3項目めのワクチンの接種証明に関する3点の御質問にお答えさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書につきましては、国から12月6日付において、本年12月20日から二次元コード規制による電子及び紙による証明書の発行を開始すると通知がありました。利用にあたりましては、ワクチン接種記録システム利用に関する内容を確認し、接種証明の電子交付機能を活用できるよう準備を進めてまいります。

また、電子版による接種証明書の発行手続は、各自が接種証明専用アプリをダウンロードし、マイナンバーカードの読み取りと暗証番号の入力などの手続が必要となることから、手続に関するリーフレット等を作成し、速やかに住民の皆様へ周知してまいりたいと考えております。

1点目の海外渡航によるワクチン接種証明書の発行状況については、11月末現在4件であります。

2点目の町のサービスとして接種証明書の発行についての御質問であります。これまで2回接種された皆様に配付しております接種済証につきまして、大事に保管していただきますよう注意喚起したところであります。

昨今ワクチン接種済みを確認することを求められることや、サービス利用に対しまして住民の方からも保管していた接種済証の紛失について、お問い合わせもいただいております。町としましては、接種証明書を利用していただくことを推進しておりますが、特にスマートフォン等電子機器を所有していない方に対しましては、来年3月から開始を予定しています3回目のワクチン接種時に、1回目、2回目及び3回目の接種済証を発行しますことから、必ず保管していただけるよう十分周知してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3点目の経済活性化策についての御質問ですが、上富良野町商工会飲食業部会による飲食店スタンプラリーを今月17日から開催する予定であります。これらの取組については、これまで同様、換気や手指消毒・検温など各個店において感染対策を徹底して実施していくとともに、来店するお客さまにもマスクの着用などをお願いしていくことと伺っております。

議員、御質問のワクチン証明の提示につきまして

は、町のワクチン接種率が非常に高いことなどから、証明書提示の有無にかかわらずサービスを展開し、また、来店時の余分な手間をお客さまに負わせないよう実施していくことと伺っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） 冒頭に、私の質問の中に令和3年度予算に関しましては、事実上確認行為にとどまるという文面に関しては、ただいま町長の御答弁で、大切な子どもセンターの向山前町長の御提案は子育て支援機能及び発達支援機能をそれぞれ分散した形での御提案だと思われませんが、町長就任後、早速の指示でこの案を白紙にさせていただき、また、後に今年、令和6年開設をめどに新しい子どもセンターができるという運びになりましたので、この功績に関しては十分評価させていただきますので、確認行為にとどまりの件は謝罪をさせていただきます。

では再質問に入りますが、今回、御答弁の中で令和4年度予算編成に関しての基本的な考え方などをただいま丁寧に分かりやすく御説明をいただきましたので、大方は理解をさせていただいたところで

す。そこで、これまでの間、平成12年度から22年間にわたり実施してきた予算枠配分方式を廃止し、令和4年度予算からは積み上げ要求及び1件審査方式に変更すると、基本方針を変更されております。まず、この基本方針の変更の理由をお聞かせ願います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 8番荒生議員の御質問にお答えいたします。

2年間続けてきましたいわゆる枠配分方式と既決政策という枠もあのときにあったのですが、それらを聖域なくといえますか、枠配分というのはできた当時は、かなり自由にその中で組み立ててやれるということで、設立の目的はそうだったのですが、一旦ここで見直して、さきにも述べたとおり将来の財源・償還の資金も立てていかなければならないという財政的な要求もありますので、一旦それは白紙にしてまた元に戻して、全て1件審査方式に戻したところであります。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） では、ただいまの御答弁の文面の中にございました大型普通建設事業とは、分かりやすく御説明いただけるのでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 8番荒生議員の御質問にお答えいたします。

大型建設事業というのは、これから建てようとする町立病院と、それに附随して移転しなければならない子どもセンター、これが今のところ該当します。

以上です。

○議長（村上和子君） 8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） 私の設問の中で、選挙の際、公約に掲げた主たる政策の実現に向けて、令和4年度予算に具体的に反映させようとする施策はという質問させていただきましたが、現在、まだ鋭意作業中ということで、この後、副町長査定、そして町長査定と続く中で正式な御判断をされるということは理解させていただきましたが、町長、就任後初の本年令和3年の第1回定例会において、同僚議員からの質問に中学生までの医療費無償化についての質問がありましたが、斉藤町長は、このように御答弁されております。

令和4年度からのスタートができるよう、しっかりと頑張っていくますということで、選挙前のプレスリリースでも、斉藤繁候補イコール中学生までの医療費無償化というワードが非常に先行しております、力強い御意思とともに、この公約は早々に実現できるのかということで期待をし、今回の質問に代えましたが、残念ながら中学生の医療費無償化という単体のワードは答弁として出てきませんでした、当時の思いから何ら変わりなく実現に向けて進行しているのかどうか伺います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 8番荒生議員の御質問にお答えいたします。

前回の答弁から特に変わりなく、令和4年からスタートできるよう鋭意努力している最中でございます。

以上です。

○議長（村上和子君） 8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） では、やっていただくという方向でお間違えないでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 令和4年度予算に計上するように、もしその場面が、計上された暁には、皆さんの議決をいただけますよう努力いたします。

以上です。

○議長（村上和子君） 8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） では、この質問に関しては、後の同僚議員から同じ設問がありますので、ここで取りやめまして、最後に令和4年度予算にあ

たっての質問ですが、依然として脆弱な財政構造が変わらない中で、今後、予定している町立病院建設、そして多くの普通建設事業があるため、建設後いやようにもその起債の種類によっては例えば3年後、もしかには5年後ということで償還が開始されるということで、今回、御答弁で令和14年度から償還が非常に増え、財政を圧迫するというものでしたけれども、その14年というのはこの後、子どもセンターが6年、その後に病院。

昨日、同僚議員からの質問で、役場庁舎等の耐震化について等の質疑の中で、町長は、ちらっとクリーンセンターのことも言及されていますが、R14年償還が厳しいというのにはクリーンセンターとかの建物も入っていますか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 8番荒生議員の御質問にお答えをいたします。

14年に厳しくなるというのは、現在のところ、クリーンセンター等については入ってございません。入っています。すみません。

以上です。

○議長（村上和子君） 総務課長。

○総務課長（宮下正美君） 8番荒生議員からありました部分で、今、見通しの話をさせていただきました。町長のほうから答弁させていただきました、入っているということでお答えをさせていただきました。

先ほどの答弁の中では入ってございます。ただ、あくまでも計画がきっちりしておりませんので、単純にこれから10年間にやらなければならないような事業をとりあえず全部入れた中で計算をすると、14年ぐらいにはかなり大変なことになりますよというを出しているというところでございます、これにつきましてどんどんどんどん変化するというものであるということも、御理解をいただければと思います。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） ただいまの御答弁のとおり、本当に今後10年間、様々な施設の改修等々で多額のお金が必要となります。昨日、会計課のほうに確認をいたしましたら、うちの町の借金は約73億円、これは今期、来年の3月を見越した中での数字になりますが、借金が73億円、そしていわゆる預金である基金、こちらを見通すと約25億円です。この後、先ほど町長の御答弁でありました大型普通建設事業というのは、病院、子どもセンター、大体的見積りの概算額は、昨年、37億円ということでの基本構想の議決は経ておりますので、その

後、様々な変化要因に伴い、多分、病院のほうも45億円前後、そして子どもセンターも6億円、そしてイレギュラーな社会教育センターの総合センターの屋根の補修等々、見えないお金が今後多額な支出を予定しております。

そのような中、我々に現在示されております第6次上富良野町総合計画は、平成31年から令和10年までという基本計画ですが、多分、向山前町長判断に至らなかった理由としては、病院等の様々な変化要因があるということで、現在、これまで我々に示されているのはR5年度までの前期計画のみであります。今、令和14年に公債費の償還が開始され、非常に厳しいことが予想されるということもおっしゃっていただきましたけれども、我々、令和6年度以降を5年間の計画が示されていない以上、何を物差しに判断をしたらいいのか全く分かりません。非常に不安を感じています。

町民の皆様、そして町民代表の議決機関である我々議員に対し、将来の財政見通しなどの不安感を払拭させるためにも庁舎内での検討や協議事項を積極的に発信していただき、情報共有を強く望みます。この件に関して答弁求めます。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 8番荒生議員の御質問にお答えいたします。

内部協議の段階では、今までの外にまだ誤解を招いたりするおそれもありますので、出した経緯は特になかったと思いますので、内部協議の段階では、これまでどおり内部で煮詰める間は、外に中途半端な状態で出すことはないと思いますが、決まったもの、出さなければならないもの、情報を共有しなければならないものについては、速やかに皆さんと情報を共有してまいりたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） では、第6次上富良野町総合計画の計画に基づき、我々には年度当初3年間のローリングの実施計画というのが手渡されます。来年4年度ですので4、5、6、6はまだ我々に計画を示していない要素が既に入っているのですけれども、これまでどおり実施計画は4、5、6と、6年度まで我々に示す予定ですか。あくまでも多分6年度においては、暫定的な数字になると思われませんが、その提出の仕方、確認させていただきます。

○議長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 8番荒生議員の御質問にお答えします。

10年の総計ありまして、前期・後期で5年できちんと見直しをしますということでありまして、見直しをするかしないかもそのとき判断すること。ですから、基本的な計画が後半5年間、白紙ではないわけですね。10年あって、その10年の中の間時点で改善すべきものがあれば改善し、そういうようなことでの見直しということで、まず1点御理解を賜りたいなと思っています。

ですから、当然、3年3年のスパンで議員の皆様には事業費等お知らせしておりますけれども、それらについては後期の分が、方針が変わるまでは、それらの前期・後期併せて続いている計画にのっとった事業でございまして、現在もお示ししているものについては、3年先のものについてはきっちり積算したことがなかなかできていないものもありますので、概算で大きくのせているものもございまして、そういったことも含めてきちんとローリングして、お示しする数字が途絶えることのないように積算をして、お知らせするように努めてまいりたいと思います。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） 分かりました。いずれにしてもスタイルは変わらず、4、5、6と3年間は、この後お示しいただけるということでしたので、1項目めに関する質問は、これで終了させていただきます。

続きまして、2項目めの高齢者支援策の補足給付についてですが、今回、8月の見直しにより7月から8月の制度改正に伴い、請求書を見てびっくりしたという声が、全国各自体体に出ておまして、厚生労働省が判断する施設入所の平均の年数というのは、約15年ぐらいを期間として見ている中で、町長の答弁でもありました資産等々も鑑み、返済ができるであろう、払いができるであろうということでの増額でしたけれども、月に2万円、請求書やっぱり変わると、もちろん驚きますし、入所者の方、そして家族の方非常に困惑し、また、今般のコロナ禍で本業もままならないという中での増額というのは、本当に悲痛な訴えというのはひしひしと感ずるところであります。

そこで御答弁では、現在も介護保険事業の中で社会福祉法人等々に、申請行為をすれば非課税世帯の対象者の方々、例えば2万円でしたら4分の1程度、5,000円ぐらいの補助はこれまでもありましたし、この後もしっかりとそういったサポートはするという確認は取りましたけれども、さらに町長、どうでしょう。こういった非課税世帯の方々、もう一歩寄り添って手を差し伸べ、手厚い

支援をさらに加えるというお考えないでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 8番荒生議員の御質問にお答えいたします。

今回、改定により3段階から4段階に段階が、階層が増えたのですが、非課税の方は負担は従来と変わりませんので、今までどおりといたしますか、今までどおりの対応でいきたいと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） この質問に関しても、次の同僚議員が同じような内容で質問しますので、ここでやめさせていただきます。

最後に、ワクチン接種証明書に関してですが、1点目は実態、4件あられたということで受け止めさせていただきます。

そして2点目のワクチン接種済証に関しては、ブースター接種が開始される来年早々に3回目の接種を受けた方、しっかりと1回目、2回目のワクチンのメーカーであるとか日にち等々を印字した中で、A4が望ましいのか別としても、こういったスマートフォン持たれていない高齢者の方々への対応ということで、やっていただけるということで、ぜひしっかりと住民の方にも紛失等のないよう、周知と管理を促していただければと思います。

本来、道の道民割等も延長が決まりまして、1月4日のチェックインから3月11日アウト分まで、こういった宿泊施策においても、次年度からは道民割にも接種済証という掲示が、新たな必要な必須科目と加わり、掲示が必要になります。

根室市では、先行的に9月の中旬にカード代の、本当にこれはワクチン接種済証のバーコードのついたやつではなく、ただ印字で簡単に財布に入れて、気軽にいつでも必要な際、掲示できるような取組というもの、ただラミネートするだけですで大したお金もかかりません。希望者の方にそういった対応して、必要なときに汚れずまた出しやすいという、市民の方に寄り添ったサービスというのも展開しております。これはあくまでも参考例として、うちの町はしっかりと3回目の接種以降取り組んでいただけるということで、この設問は理解いたします。

最後に、PRいただきました明日から開始の商工会、これは残念ながら町と連携した事業ではなく、商工会の単独事業になりますが、明日の17日から1月いっぱいまでスタンプラリー事業が展開されます。商品券での還元ですが、商品総額14万5,000円、店舗数は63店舗協賛店があり、スナック等では2枚のスタンプがいただけるということで、

大いにこれは町の経済対策になるのではないかとということで、商工会には非常に頑張っていただいているなということで感じておりますが、私の質問は、今般の感染者の減少を受け、今後、経済支援策として町が商工会と連携をして新たな経済支援策の取組だということでの質問ですので、いかがでしょうか。

昨日、特別交付税の当町の割り当てが1億1,000万円という記事を見ました。今まで必要な経費を補うということで、要素的には変わると思いますが、今般の臨時国会、来週の月曜日には補正予算が可決されると思います。その後、経済支援策等々で当町にお金が来た後、こういった商工会と連携した経済支援策、考えられないでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 8番荒生議員の御質問にお答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、来週の月曜日に国のほうの補正予算が決まると思いますので、それを受けてどのような内容かを十分精査して、もちろん商工会と十分協議をして町の景気刺激策といたしますか、対策を十分検討してまいりたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（村上和子君） 8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） 十分検討ということで、これ前向きに捉えてよろしいでしょうか。最後に、もしこの町の今後の経済支援策に関して、町長の思いがありましたら併せて伺い、質問を終了いたします。最後に御答弁をお願いします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 8番荒生議員の御質問にお答えいたします。

国の補正予算等ありまして、多分といたしますか、決まって、うちが何をやるかというのは、これから早急に決めなければならないと思っております。それと併せて、町の感染状況も今、非常に落ち着いていまして、このまま、それは注意深く見なければならぬのですが、いずれといたしますか、適切な時期に経済の浮揚策といたしますか、景気刺激策、救済策、これは必ずどこかでやらなければならないというふうには私は思っていますし、町がコロナから抜け出すアフターコロナといたしますか、ポストコロナといたしますか、その時期に向けてしっかりと支えていきたいと、このように考えておりますのでよろしくお願いたします。

以上です。

○議長（村上和子君） 以上をもちまして、8番荒生博一君の一般質問を終了いたします。



次に、7番米沢義英君の発言を許します。

○7番(米沢義英君) 私は、さきに通告してありました点について、町長に質問、見解を求めます。

まず第1点目は、子どもの医療費の無料化であります。

今、子どもの命と健康を守るために医療費の無料化を、当町においても中学生まで切望する声が増しに高まっているというのが実情であります。また、近隣の自治体では既に高校から大学へと、拡充するところまで出てきているというのが実態です。子育て中の世帯においては、ぜひ医療費の無料化を中学生から高校生へと求める状況も、当町においても状況が変わりつつあるというのが現状であります。

この間の私の質問に対して、町長は、令和4年度から実施できるように考えると答弁していますが、明確な答弁は聞かれませんでした。時が経過するにつれて、町長は、本当に中学生までの医療費の無料化を実施する考えがあるのだろうか、このような声が出るという状況で懸念する声も出始まっているというのが実情であります。子どもたちの命と健康を守るためにも、町長の公約でもある中学生までの医療費の無料化を令和4年度に実施できるのか、お伺いいたします。

また、将来は、多くの町民が望んでいるように、高校生までの医療費の無料化を想定しているのか、この2点について、町長の見解についてお伺いいたします。

次に、国民健康保険税の負担軽減についてお伺いいたします。

国民健康保険税の軽減策については、全国知事会、市町村長会からも高い国民健康保険税については構造的な問題があるとして、国に公費負担を増やし軽減策を求める声が上がっており、それに押される形で国は来年度から就学前の子どもに限って均等割を5割軽減に適用される、こういう方向になりました。しかし、負担軽減の改善策として大いに評価いたしますが、しかし、協会けんぽから見ても加入者の負担が重くなっている国民健康保険税の軽減対策としては、不十分と言わなければなりません。

社会保障審議会の部会では、全国知事会、市町村会の委員からも未就学児に限定することなく、その対象を拡大することを求めています。私は当然だと思います。そういったことを述べて、次の2点についてお伺いいたします。

一つ目には、就学前の子どもに対して、均等割の5割軽減適用されようとしていますが、これに町独自の上乗せ考えて、さらに拡大する気があるのかどうかお伺いします。

その際の対象人数と財源についてもお伺いいたします。

二つ目には、均等割の軽減は、就学前に限定することなく、中学校・高校まで拡充してはどうか、その際の対象人数と財源についてもお伺いいたします。

次に、介護施設利用料についてお伺いいたします。

国は、今まで介護保険制度の改悪を行ってきました。例えば、要支援者の訪問介護、通所介護、介護給付から総合支援事業、ヘルパーの派遣回数や介護時間の短縮、特養入所者原則3以上でなければ入所できない。また、所得に応じて利用料の引上げなどがありました。この点について、介護保険制度を利用している方たちからは、介護制度のたび重なる改悪に不安を感じる人も現状では出ています。

しかし、国は8月から特養など介護保険施設を利用している入所者の給食費、居住費の負担を軽減している制度の見直しを行いました。その結果、月10万円程度の年金収入の給食費の月額負担額、約2万円から4万数千円程度に上がるという状況になりました。また、ショートステイ等の給食費も上がるなど、利用者からは不安の声が出るのも当然であります。

さらに施設利用者からは、所得や預金も増えていないのに、生活費や消費税の負担が一方で増える。これ以上、何を削ればいいのかなどの声も聞かれるという状況になってきています。直ちに改正前に戻すべきだと考えます。このことを述べて、次の3点について伺います。

制度の改正で影響を受けている入所者及び1人あたりの影響額。

2番目、所得階層別で負担額が増える入所者はどの程度なのか。

3番目には、最低でも改正前の制度に戻すべきではないかと考えますが、この点、町としても国など関係機関にきっちりと要請すべきだと考えますが、この点についての町長の明確な答弁を求めるものであります。

次に、子どもの予防接種についてお伺いいたします。

町においては、子どもの予防接種については、義務のもの個人負担が無料となっていますが、義務でないインフルエンザなど任意の予防接種については負担が生じております。一部非課税世帯の軽減ありますが、全ての人を対象にした負担の軽減を求める声もあり、見直しが必要と考えますが、この点についてその対象額についてお伺いいたします。

次に、定住移住策についてお伺いいたします。

町においては、人口減少を抑制し、将来人口を増やすために、町外在住の人たち、町の人たちも含めて大いに町に興味をもってもらい、居住してもらうための各種の施策、その施策に基づきながら計画的に移住人口を増やす、定住人口を増やすなどの政策が取られております。しかし、一方で他の自治体においては、人口確保のための施策として、町民や移住者に対して職場の確保や総合的な相談・支援などと併せ、家屋の修繕や新築をするときなどに手厚い優遇措置がされております。

この点で、町においては改築時のリフォームに対する補助制度がありますが、他の近隣の自治体から見れば十分とは言えません。この点についても、町長の今後の対応について答弁を求めます。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番、米沢議員の5項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの子どもの医療費無料化についての御質問にお答えいたします。

私が掲げた七つの政策の一つである中学生までの医療費の無料化は、子育ての不安や負担を少しでも解消するための少子対策のみならず、将来の子育て世帯が上富良野町で子育てをしてもらうための定住移住対策の面もあり、非常に重要な施策と考えているところであります。

そのようなことから事業実施に向けて、現在、令和4年度予算編成を進めている最中でございます。事業費と財源について調整を進めている状況にあり、実現に向けて努力してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

また、高校生までの医療費無料化につきましても意味のある施策と認識はしておりますが、町全体の中での施策の優先順位・緊急性等を鑑み、現時点では想定までには至っておりません。まずは、公約を実現することを最優先とさせていただきたいと存じます。

次に、2点目の国民健康保険税の負担軽減についての2点の御質問にお答えいたします。

令和4年度から子ども未就学に係る国民健康保険税の均等割額を2分の1に減額し、減額相当額を公費で支援する制度が始まります。将来的には被用者保険と同様になるものと認識しております。国民健康保険税の軽減の内容につきましては、現在、令和4年度予算編成の最中であり、今後、保険率率につきましては、令和6年度に資産割の廃止、令和12年度に保険料の全道統一が予定されておりますが、保険者努力支援交付金及び財政調整基金を活用した中で軽減策を実施できないか、国民健康保険運営協議会に諮問し、実施内容について決定していきたい

と考えております。

なお、御質問にあります現時点での対象者及び費用額につきましては、未就学児を全額軽減する場合には61人、約100万円となり、高校生までの拡充の場合は202人、約520万円、大学生までの場合は250人、約620万円となるところであります。

次に、3項目めの介護施設利用料に関する3点の御質問にお答えいたします。

さきの荒生議員の御質問でもお答えをさせていただきましたが、介護保険施設等を利用される方の食費代、部屋代の利用者負担軽減制度は、今年8月に改正されたところであります。

まず1点目の制度の改正で影響を受けている方は、改正前の7月と改正後の8月給付実績で比較したところ、16人の方が段階を変更しており、1人あたり約2万2,000円の増となったところであります。

2点目の改正により所得階層別で負担額が変更された利用者は、第3段階が2区分に細分化されたため、新たに新設された第3段階の2に変更された10人です。

3点目の制度改正に対して、国などに要請すべきではないかとの御意見につきましては、本制度の改正は、介護保険制度の安定した運営のため、所得や収入に応じた費用負担であり、在宅者と施設利用者との均衡を図るための改正であると理解しているところであり、今後の介護保険制度の運営において、介護保険給付費と自己負担額の在り方に対しまして、道、他の自治体の施策等について検証していく必要があります。現在のところは国に対して要請する考えは持ち合わせていないところでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、4項目めの子どもの予防接種についての御質問にお答えいたします。

予防接種法に基づく子どもの予防接種につきましては、定期接種として町が実施する4種混合ワクチン外13種類について、公費により実施しております。

また、町では、小児の感染予防及び重症化予防のため、任意接種として、おたふくかぜ、インフルエンザの2種類について接種していただけますよう周知しており、おたふくかぜは無料、インフルエンザは生活保護及び町民税所得割非課税世帯は無料としており、課税世帯においては医療保険制度の自己負担割合を参酌し、費用に係る3割程度として1,300円を自己負担していただいております。インフルエンザワクチンの接種につきましては、令和2年度実績においてゼロ歳から18歳までの対象者1,

570人に対して接種された方は739人であり、接種率は47%となっております。

また、接種された方のうち、課税世帯で自己負担している方は695人で、自己負担額を全額助成した場合は、90万3,500円となることです。

インフルエンザワクチン接種において、子育て世帯から負担軽減を求める声があるとのことですが、インフルエンザワクチン接種は予防接種法において任意接種であり、今後、国において定期接種へ変更があれば、公費負担も検討されることと思われまので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、5点目の定住移住策についての御質問にお答えいたします。

町の定住移住策については、第2次定住移住促進計画に基づき取組を進めております。議員、御質問にある家屋の改築や新築に対する補助事業については、他の自治体の事例も承知しており、それぞれの御判断の中で事業に取り組んでいるものと理解しておりますが、町では、住宅リフォーム等助成金を既存住宅耐震改修費補助金の交付を通じ、住宅を長く使用していただくほか、快適で安全な住環境の整備を進めることで、賃貸や売買による利活用により円滑な移住開始のための条件整備を推進しております。

また、移住後、起業を考えておられる方については、新規開業事業補助など補助事業もありますので、そちらを活用しながら移住と併せた起業についても支援していく考えであります。

定住移住施策は、福祉や教育・農業・商工業・観光など様々な分野で複合的に関わりがあり、あらゆる分野において町の魅力を上げるべく各施策の取組を進めており、引き続き必要な施策について研究してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 質問いたします。中学生の医療費の無料化の問題であります。

同僚の議員からも、先に行うべきだという質問がありました。来年度から実施するというこの話であります。この間も質問の中で述べましたが、町長、就任してから印象として、次の年度から医療費の無料化を実施するものだと思っていた方もおられます。これは政策ですから、町長の判断で、こちら辺はなかなか踏み越えることはできないのですが、しかし、それぐらいに町民の方はスピード感を町長に期待しているのです。そのスピード感がどうも見えないということの中で、その不安からいつ本当に中学生の医療費の無料化をするのかという不安の声が出るのですね。

今、生活している人たちが非常にいろいろなコロナ禍の中で、大変な生活を余儀なくされております。この医療費の無料化、どこでも取り組んでいるのは、子どもの将来の健康と命と健康を守るための制度として位置づけ、子育て支援とも位置づけて実施しているわけで、この点をぜひ考えていただいて、確認いたしますが、来年4月、新年度から中学生の医療費の無料化は実施するというので、明確な答弁をいただきたいのですが、お願いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えをいたします。

先ほどの荒生議員のときも答弁いたしました、令和4年実施に向けて事務作業を進めております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 令和4年度から実施することとありますから、ぜひ実施していただきたいと思っております。

二つ目に、高校生までの医療費の無料化の問題ですが、既に大変失礼で申し訳ありませんが、高校生までという形の近隣市町村でもそういう流れになっております。やろうと思えば、こういったものも一気に町長の立場から言えば、当然、財政も考慮しながらしなければなりません、立場から言えばすぐにも、来年から必要な財源も確保して実施できるというふうに思いますが、この点なかなか踏み切れないというのは何か要因があるのかお伺いたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えいたします。

答弁にも書いているとおり、高校生までの医療費の無料化というのは、非常に意味のある施策だとは感じておりますが、町全体の中ではほかの施策、福祉、子どもに限らず高齢者の問題とか道路のインフラとかいろいろな政策があって、その中で優先順位を十分考えて今後検討していくべき課題だと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） いろいろな角度からぜひ検討していただいて、次のステップへという形に上がっていただきたいというふうに思っております。

次に、国民健康保険税の軽減策についてお伺いたします。

ここでも町長は、明確な答弁を避けております。その理由として、国民健康保険運営協議会の諮問に基づいて、その結果によって判断したいということ述べておりますが、しかし、同時に考えなければならないのは、町長がこういう方向で検討をお願いしますという形の諮問の仕方もあるのではないかと、いうふうに思います。

そういうことを考えれば、運営協議会の確かにそういう段階を踏むということは、非常に大事だということふうに考えますが、町長自身は、この問題を自らの問題意識と捉えて、これはぜひとも実現しなければならない、このようにお考えはありますか、確認いたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えいたします。

答弁書のほうが先に出てしまって、ちょっと前後して大変申し訳ございません。

国保審議会が昨日行われて、そちらのほうで審議いたしました。そちらのほうの結果を再質問の中で述べさせていただきますが、子どもの医療費につきましては、均等割については就学前含めて学生については減額、そして資産割も廃止、令和4年から、来年から、これについて国保運営協議会のほうで諮問いたしまして、了承されましたので、早速、令和4年の予算編成作業に入らせていただきたいと思います、御報告申し上げます。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 学生ということは、高校までですか、確認いたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えをいたします。

学生というのは、大学生も含めて学生です。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） この負担軽減を求める人たちの要望であります。ここでなぜ高いのかという仕組みなのですが、協会けんぽと違って均等割などがあります。そのことを考えて、例えば収入300万円の子ども2人がいる世帯で、課税所得が159万円になります。それに対して2割軽減の対象になりますが、医療分が23万円になります。同時に収入400万円の子ども2人の世帯で、これは軽減なしになります。課税所得が233万円になります。この医療分は31万3,000円の税の負担になり

ます。ほかに介護だとか入ってきますから、さらに負担が増えるのです。これぐらいにやっぱりこういう家庭というのは、230万円から31万円の税の負担、国保税ですね。ほかに医療費支援分もありますから、払わなければならないという形の中で非常に生活だとか支出が増える中で厳しい。本当に大変な国保税の負担があるということで、国や道、知事会もこれに対する負担軽減をして、こういう制度ではだめだということの判断で、今回、こういう方向性になったというふうに思いますが、町長自身も協会けんぽと比べて明らかに国民健康保険というのは、制度の違いがあつたにしても、高いというふうに認識されておりますか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えいたします。

国民健康保険と協会けんぽは、その算定はかなり違うなということは認識しておりました。今回、国のほうでも令和12年度までに協会けんぽのほうに近づけるということで、子どもの均等割の減額は就学前ということですが、うちの町としては令和4年から先ほど申しました学生まで拡大する、そして前倒し。資産割につきましては、令和6年から8年までの間に廃止をしてくださいということが言われていたのですが、これも令和4年から廃止するというので、長い目で見ればといいますか、12年度までは近づけるという大きな流れの中での私の判断でございます。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 次に、介護施設の利用料についてお伺いいたします。

なぜ、この問題を取上げたのかということなのですが、同僚議員もおっしゃったように、今回の制度の改悪というのは所得の少ない方に、いわゆる負担を求めるといふ制度なのです。本来でしたら、こういう方々に対してはきっちりと国が対策をとって、守らなければならないというような状況の話であります。

例えば、今回の制度の改悪でどうなるのかということなのですが、年収80万円以下の方で、施設入所は変わりませんが、ショートステイを利用した場合、390円から600円の給食費がかかります。80万円を超えて120万円以下の方は、650円から1,000円です。120万円を超えて155万円だったかと思いますが、この方は650円から1,300円に増えるという状況になっております。このことを見ただけでも、いかにこの制度が弱い人た

ちに追い打ちをかけている、負担をさらに求めてきているということが明らかに、一目見ただけでも分かるというふうに考えております。

120万円を超えた方で、給食がどうなるのかということですが、1,300円、介護保険では2万円だったのが、さらに約2万円引き上がって4万2,000円程度になるのですね。これになおかつ施設入所という形の、そういうものも若干プラスされますが、そうしますと10万円くらいの年金の方でプラス1割ぐらい負担、ほぼ全額ですね。8万円から9万円、10万円の方であります、そのぐらい費用負担として納めなければならない、こういう実態が出てくるわけです。

私も親を2人みとって、介護保険料の施設利用料では悩まされました。本当に高いですね。こういうことを考えたときに、やっぱり町は静観するのではなくて、平等公平の負担の原則に基づいて今回は行われているから、今後の推移を見て国に対しても要望をしたいということというところでありますが、現状を見てもはっきりこの制度のゆがみが分かると思いますが、町長はどのようにお考えですか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えいたします。

制度が改正されると、確かに上がったたり下がったり、階層が増えると、それによって新しくできた階層に当てまったり、いろいろ従来のものと比べて変化が現れてくるのは非常に理解しておりますが、答弁にも述べさせてもらいました介護保険制度の安定した運営のためと、在宅者と施設利用者との均衡を図るため、今回の改正の理由と理解しているところであります。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 確かに運営のためで、利用費の見直し等が行われてきました。しかし、前日、質問の中でも訪問ヘルパーの滞在での介護時間を短くするだとか、いろいろな形で制度の改悪が行われて、結局、利用者負担が増えてきているというのが実態であります。

このことを考えたときに、これは1自治体の問題として捉えた場合に、そこに住んでいる人たちが年金で生活できない、年金で施設利用料も払えないという実態が上富良野町でも出てきているのですね、そういうことだと思います。この中で軽度から恐らく10人の方ですか、区分変更されたという方たちの話であります。恐らく上がったのだと思うのです。当然、この話ですから。そうしますと、今回の

もう一つの問題は、資産要件がさらについてきたということなんです。

前回までは、大ざっぱに資産要件で言えば、単身で1,000万円、夫婦で2,000万円、この範囲は従来どおりだけれども、今回それが3区分に分かれて、単身で80万円の方は預金が650万円、夫婦で1,650万円あれば、これから外れますよというような話なのです。こういうことでなければの恐らく仮に預金があったとしても、資産があったとしても、将来の老後のために蓄えた何らかの形で資産形成された方だと思えるのです。これが本当にあり余るような、分かりやすく言えば資産なのかということなのです。

わずか80万円以下の世帯の場合は、平均しますと月額6万円ぐらいの年金ですから、ショートだとか使ったら、やっぱり二、三万円、3万円とかなってしまいます。そういうことを考えれば、この年金で、将来考えて蓄えを若干持っていたほうがいいのではないかという形で、資産形成した方だというふうにするのですが、そういう方が年金で施設利用料が賄えない。そうすると、預貯金やそういうものも取崩して、施設に利用料払ってくださいという話なのです。なくなるまで使っていかなければ、今度は軽減策さらに、こういう話だと思うのです。そんな感じかなと思って、私、受け止めます。正確ではありませんが、それぐらいに大変な状況に置かれているということなので、町長は、上富良野町の入所者の実態もつかみながら、国に対して最低でも元の制度に戻すべきだという方向をぜひ働きかけていただきたいと思いますが、確認いたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えいたします。

まず、資産の捉え方ですが、何らかの目的を持って貯蓄をされていたのかもしれませんが、やっぱり客観的に見て資産なのだろうと思います。米沢議員もおっしゃっていたとおり、資産を取崩していけば階層が下がると、全くそういう制度、これはよしあしは別として、そういう制度設計になっております。

国に対しても現状を制度のよしあしといいますか、賛否はともかくとして、上富良野の現状というのは常日頃、機会あるごとに道や国に対してこういう現状ですということは伝えていくようには、今までもそうだと思いますし、今後もそういうふうなことで、道・国に対しては伝えていきたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7番米沢義英君。

○7番(米沢義英君) ぜひ上富良野の実態も踏まえて、要請していただきたいというふうに思いますが、町長自身の問題意識というのがまだちょっと見えないところありますけれども、ぜひ働きかけていただきたいというふうに思います。

次に、子どもの予防接種の問題についてですが、この点については任意のものであり、国が認可しているものについては、負担軽減されて負担という形で自己負担がない部分もあります。また、同時にインフルエンザは当然で、非課税世帯については若干軽減されておりますが、将来的にはこれもやはり義務的なものにならなければならないのかなというふうに思います。その段階まで町としての自己負担の軽減策については、国の制度が変わらない限りは現行でいくという方向なのか確認いたします。

○議長(村上和子君) 町長、答弁。

○町長(斉藤 繁君) 7番米沢議員の御質問にお答えいたします。

ワクチン接種が義務化になれば、もちろん公費負担というふうなことになるかと思いますが、現状においては任意接種でございますので、1,300円というふうに自己負担をお願いしております。非課税世帯は無料ですが、それ以外の課税世帯においては1,300円。1,300円も実際は答弁しているとおり、実際の費用の3割程度として1,300円を負担していただいているということで、そのまま全額を費用負担しているわけではないということをおし上げたいと思います。

以上です。

○議長(村上和子君) 再質問ありますか。

7番米沢義英君。

○7番(米沢義英君) 次に、定住移住策についてお伺いいたします。

各近隣町村見ましたら、近隣町村のことをあまり言いたくないのですが、中富良野は100万円だとか、リフォームに対する補助、美瑛だとか東川、東神楽に至ってもいろいろな角度からのこういった移住者に対する、あるいは定住者に対しての支援策があります。それから比べますと、町に至っては20万円限度という制約がずっと、一部変えたところもあるのですが、しかし、従来と同じような推移で来ているというのが現状であります。

この間の議会との住民との一部、保育所関係の方との懇談の中でも、もっと補助額を増やしてほしいというような声も出されております。補助額が増えれば、当然、その対象少しでも、ちょっと補助額が増えたからちょっとグレード、質の高いものを建てたいだとか、そういう話になっていくという話で

す。それが地域の経済にお金が回り回って、また、地域の経済を潤す話なのですね。単にAという人に補助金が出したから、それで終わりではなくて、それが資材を買ういろいろなものに、商品に結びつくということですから、やはりこういった定住移住政策の中では、これと併せていろいろなものが必要ですが、この部分しか今取上げておりませんが、決定的に重要な定住移住に伴う要素になってきているのだと、私は考えております。

この点について、現行制度をもう一度見直しが必要だと思いますが、町長は、どのようにお考えなのか答弁をお願いします。

○議長(村上和子君) 町長、答弁。

○町長(斉藤 繁君) 7番米沢議員の御質問にお答えいたします。

住宅リフォーム等の助成金につきましては20万円ということで、他の町村などと比べて金額的には劣るのかもしれませんが、移住定住対策に関して言えば、住宅に対する助成のほか福祉や教育、幅広い分野を総合的に組み合わせてする施策と思っております。住宅のみならず、住宅も一つの移住定住の施策ですが、子育てであったり、福祉、高齢者の前のボランティア制度が、除雪のボランティア制度が充実しているですとかいろいろな面があって、これらを複合的に、複合的にといますか、いろいろ複合的に関わり関連しながら、町として魅力ある移住定住してもらうようなまちづくりを進めていくという、その中の一つが住宅リフォーム等の助成金ということで私も捉えておりますので、これだけを比べて他の市町村から劣って、金額的には劣っているから移住定住の対策が、全体として劣っているということにはならないかなというふうに私も思っております。

もう一つ、住宅リフォーム等の助成金は、移住定住対策のほか議員おっしゃるとおり、経済対策という面もございまして、この辺両面、政策は一つの面だけではなく、複数の面を持っていると思います。住宅リフォームの助成金については移住定住に対する施策であったり、かたや経済対策であったり複数の面を持っておりますので、そういうことにつきましては、引き続き必要な施策について十分調査研究をしてみたいと、このように思っております。

以上です。

○議長(村上和子君) 再質問ございますか。

7番米沢義英君。

○7番(米沢義英君) 総体的な中の一つ、狭い部分で、私、質問しております。この部分は、地域経済でもいろいろ影響を及ぼす大事な一側面を持っておりますので、ぜひスピード感を持ちながらこの

点、あえていつまでという話はしませんが、きちっとした尺度を持ちながら、こういった住民の要求に応えるというのも行政の役割だというふうに思いますので、ぜひこの点、スピード感を持った調査研究しながら、対応していただきたいと思いますが、この点もう一度確認いたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えいたします。

引き続きスピード感を持って、必要な施策について研究してまいりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

よろしいですか。

以上をもちまして、7番、米沢義英君の一般質問を終了いたします。

これにて、町の一般行政についての質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

再開は11時10分といたします。

---

午前10時39分 休憩

午前11時10分 再開

---

○議長（村上和子君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

#### ◎諸 般 の 報 告

○議長（村上和子君） 議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（深山 悟君） 本日、町長から、議案の訂正請求書についての提出がありました。

また、議会運営委員長から、委員会報告の日程追加の報告がありました。

以上でございます。

#### ◎日程追加の議決

○議長（村上和子君） お諮りいたします。

本日、6番中澤良隆君から、議会運営委員長報告がありましたので、これを日程第2の次に追加日程第1として、また、町長から、議案の訂正についての提出がありましたので、これを追加日程第1の次に追加日程第2として、日程の順序を変更し、議題にしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長報告を日程第2の次に追加し追加日程第1として、議案の訂正についてを追加日程第1の次に追加日程第2として、議題とすることに決定いたしました。

休憩いたします。

---

午前11時11分 休憩

午前11時12分 再開

---

○議長（村上和子君） 休憩を解きます。

#### ◎追加日程第1 議会運営委員長報告

○議長（村上和子君） 追加日程第1 議会運営委員長報告を行います。

本定例会の会期日程等の議事運営に関し、審議決定した内容について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、中澤良隆君。

○議会運営委員長（中澤良隆君） 令和3年第4回定例会の議事運営等について、審議決定した内容を御報告いたします。

本日、町長から、議案の訂正請求書についてが通知されましたので、急遽、議会運営委員会を開き、審議いたしました。

提案内容の審議についてであります、「議案の訂正について（議案第5号令和3年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）」については、提出日に本会議において説明の上、審議を行うことといたしました。

以上、議会運営委員会における審議結果の報告といたします。

○議長（村上和子君） 以上をもって、議会運営委員長の報告を終わります。

#### ◎追加日程第2 議案の訂正について

○議長（村上和子君） 追加日程第2 議案の訂正について（議案第5号令和3年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号））を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） ただいま追加日程2においてお認めいただきました議案の訂正について。

議案第5号令和3年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

既に、議案として配付させていただきました議案第5号令和3年度上富良野町介護保険特別会計補正

予算（第3号）の議案書につきまして、当該補正予算作成時の精査不足により、誤った文言を記載したことが判明いたしました。

ただいま配付させていただきました正誤表に基づき御説明申し上げます。

令和3年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）に関わる正誤表。

令和3年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）の第1表の歳入歳出予算補正に誤りがあったため、次のとおり訂正します。

1、歳入。

1款1項、3款国庫支出金、1項国庫負担金、これは右欄の誤りのところに表記されていましたが1項国庫補助金を1項国庫負担金に訂正するものでございます。

2、歳出。

2款保険給付費、これは右欄の誤りのところで記載されておりました2款総務費を2款保険給付費に訂正するものでございます。

このたびは大変申し訳ございませんでした。今後、このような誤りがないよう深く反省し、事務処理に努めてまいります。お認めいただけますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、議案の訂正についてを採決いたします。

本件を承認することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案の訂正について（議案第5号令和3年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号））は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

### ◎日程第3 議案第1号

○議長（村上和子君） 日程第3 議案第1号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度上富良野町一般会計補正予算（第9号））を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮下正美君） ただいま上程いただきました議案第1号専決処分の承認を認めることについて（令和3年度上富良野町一般会計補正予算（第9号））につきまして、専決処分した要旨について御説明申し上げます。

本件は、国が実施する子育て世帯への臨時特別給付事業に関し、国の新型コロナウイルス感染症対策予備費を活用した子ども1人あたり5万円の先行給付分について、できるだけ速やかに支給するよう求められているところであり、当該給付金については年内から支給開始を行うため、所要の補正を12月1日付で専決処分を行ったところであります。

なお、財源については、全額国庫補助を充当し、財源調整を図ったところであります。

このようなことから、地方自治法の規定により予算の内容を議会へ報告するとともに、承認を賜りたく本議案を上程するものであります。

なお、追加分の5万円相当のクーポン券給付に関する事業及びその費用については、当初、国からの正式な通知を受けた後、必要な予算措置をとっていくことを予定していたところでありますが、今週の国会での補正予算審議の中で、大きな方針転換がなされ、年内からの10万円一括給付についても可能とする基本指針が示されたことから、町として緊急的に関係機関と協議を進め、現在、年内からの10万円一括支給の方向で準備を進めており、その内容及び関係予算については、今後、改めて御協議をいただくことを要請をしております。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分についてのみ説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略をさせていただきますので、御了承願います。

議案第1号を御覧ください。

議案第1号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記の事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求め

記。

処分事項、令和3年度上富良野町一般会計補正予算（第9号）。

裏面を御覧ください。

専決処分書。

令和3年度上富良野町一般会計補正予算（第9号）を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。



令和3年12月1日、上富良野町長、斉藤繁。

令和3年度上富良野町一般会計補正予算（第9号）。

令和3年度上富良野町の一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,880万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億4,916万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

15款国庫支出金7,880万円。

歳入合計7,880万円。

2、歳出。

3款民生費7,877万5,000円。

11款給与費ゼロ円。

12款予備費2万5,000円。

歳出合計7,880万円。

以上で、議案第1号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度上富良野町一般会計補正予算（第9号））の説明といたします。

御審議いただき、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第1号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度上富良野町一般会計補正予算（第9号））は、原案のとおり承認することに決定しました。

#### ◎日程第4 議案第2号

○議長（村上和子君） 日程第4 議案第2号令和3年度上富良野町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮下正美君） ただいま上程いただきました議案第2号令和3年度上富良野町一般会計補正予算（第10号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、ふるさと応援モニター事業に要する費用について、これまでの寄附状況から、今後、事業費が不足することが見込まれるため所要の補正をするとともに、モニター事業以外のふるさと応援寄附について、9月補正予算に計上したものを以降に、これまで町に寄せられました寄附について歳入に計上するとともに、寄附者の意向に沿いまして、それぞれ目的基金への積立てと歳出予算に計上するため、所要の補正をお願いするものであります。

2点目は、児童手当法の一部改正により、来年度以降の児童手当制度について、特例給付対象者の所得要件の変更、現況届の廃止がされることに伴い、町の児童手当システムの改修が必要となることから、システム改修に係る所要額の補正をするものであります。

3点目は、後期高齢者医療広域連合への令和2年度負担金確定に伴い、療養給付費の負担及び特別会計への繰出金について、所要の補正をするものであります。

4点目は、クリーンセンターの焼却設備A系誘引送風機について、年次点検した際、内部に穴あきが発見されたことから、その取り替え、分解整備に要する費用について、所要の補正をするものであります。

5点目は、国の農業後継者対策として行っている経営継承発展支援事業について、町内2経営体の事業採択が認められたことから、所要の補正をお願いするものであります。

6点目は、指定管理により運営しておりますパークゴルフ場について、今シーズン期間中コロナ禍による緊急事態宣言により、長期にわたり利用を休止していたため、今シーズンに販売しておりましたシーズン券について、その一部払戻しを行うため、当該払戻し等に要する費用について、所要の補正をお願いするものであります。

7点目は、本格的な冬を迎えるにあたって、燃料価格の高騰に伴い、各公共施設における燃料費の補正をお願いするものであります。

8点目は、職員給与費について、11月29日の第5回町議会臨時会に議決いただきました、特別職の職員の給与に関する条例及び上富良野町職員の給与に関する条例の改正に伴う期末手当の減額改正に伴う、所要の補正をするものであります。

以上、申し上げた内容を主な要素とするとともに、他の既決予算についても、各事業における事業費の確定及び執行見込みに伴い所要の補正を行い、財源調整を図った上で、不足する額については予備費を充当し、一般会計補正予算を調製したところであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分についてのみ説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略をさせていただきますので、御了承願います。

議案第2号を御覧ください。

議案第2号令和3年度上富良野町一般会計補正予算（第10号）。

令和3年度上富良野町の一般会計の補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,326万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億8,243万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

8款国有提供施設等所在市町村助成交付金316万1,000円の減。

14款使用料及び手数料4万円。

15款国庫支出金1,110万7,000円の減。

16款道支出金20万6,000円の減。

18款寄附金4,870万円。

19款繰入金100万円の減。

歳入合計3,326万6,000円。

2ページを御覧ください。

2、歳出。

2款総務費5,208万2,000円。

3款民生費736万3,000円。

4款衛生費1,472万8,000円。

6款農林業費1,222万円の減。

7款商工費15万2,000円。

8款土木費498万6,000円。

9款教育費904万4,000円。

11款給与費546万7,000円の減。

12款予備費3,740万2,000円の減。

歳出合計3,326万6,000円。

以上で、議案第2号令和3年度上富良野町一般会計補正予算（第10号）の説明といたします。

御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） お伺いいたします。

今回は燃料費高騰で、予算も計上されておりますが、総体的な燃料費高騰による補正はどのぐらい額になっているのか、概略でよろしいです。分かればお伺いしたいと思います。

各施設等のこういったものは交付税措置がされるのかどうなのか、町独自の財源なのか、その点お伺いいたします。

次にお伺いしたいのは、一般の社会福祉法人等も、相当燃料等の高騰で悩んでいるというような状況もちょっと伺えます。それで、そういった施設等に対する国からの支援策等というのは、ないのかどうなのか確認いたします。

これ国の通知では、この間の生活困窮者等で燃料に対する補助をしました。そういった漁業者や公衆浴場、社会福祉施設等においても町単独の補助事業を充てるのであれば、これに対する交付税措置がされるというような話も聞いているのですが、この点、分かる範囲でよろしいですが、非常にどの施設も燃料高騰による大変な状況にありますので、この点確認しておきたいと思います。

○議長（村上和子君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） 7番米沢議員の2点目の社会福祉法人等の施設による燃料高騰による施策についての御質問については、現在、町のほうに国・道を通じて燃料高騰による施設への支援施策についてのまだ通知等はいただけていないところでございます。

これまで町としましては、議員も御存じのとおり、新型コロナの感染症対策ということで、町独自で1施設10万円の給付を補助を行っているところで、今、ほぼ全ての事業所からはそういう形で充てておりますので、その辺、国からの指示等もございましたら、それは速やかに対応していくこととなると思います。

あと施設におきましては、道直轄、一応ラベンダーハイツとかは直轄が道になりますので、そうい

うような情報については十分連携して、町としてどのような形で間接補助になるのか、そういうところについても情報を収集して、総務課とも交付税の算定になりますと、財政当局とも連携が必要となりますので、それについては情報連携をしまいたいと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 総務課長。

○総務課長（宮下正美君） 7番米沢議員からありました補正予算に関します最初の質問ということでございます。燃料の部分のことでございますが、こちらにつきましては今回燃料高騰に伴います燃料費の増額ということで、各施設設計しまして1,031万8,000円ということで計上させていただいているところでございます。

ちなみに前回の時にも説明しておりましたが、公共施設のかみんについては今回補正はしていないということで、かみんを除く公共施設で今言いました1,031万8,000円の燃料費ということで計上させていただいております。

あと、これに伴いますいわゆる財政措置がないのかということでございますが、到底今の時点では、これに対しての財政措置というのは今時点ではないというふうに判断しております。

以上です。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第2号令和3年度上富良野町一般会計補正予算（第10号）は、原案のとおり可決されました。

### ◎日程第5 議案第3号

○議長（村上和子君） 日程第5 議案第3号令和3年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（星野耕司君） ただいま上程いただきました議案第3号令和3年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

まず1点目は、国民健康保険税の実績見込みに伴い、歳入を増額をするものであります。

2点目は、保険給付費等交付金について、所要の補正をするものであります。

3点目は、一般会計からの繰入金に係る保険基盤安定負担金及び財政安定化支援事業の額確定により、所要の補正をするものであります。

4点目は、職員給与費等につきまして、給与条例の改正に伴い、所要の補正をするものであります。

5点目は、財政調整基金の積立てに伴う補正であります。現在の基金保有額は約2億円でございます。今回、8,000万円と利息を積み増し、基金の総額を約2億8,000円とするものでございます。基金積立金につきましては、令和4年度から始まり子ども均等割の軽減、資産割の廃止、また、令和12年度には保険料率が全道で統一も予定されておりますことから、将来、北海道に支払う納付金が増額となった場合の負担軽減など、安定的な国民健康保険運営のために保有するものであります。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

なお、議決項目の部分については説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第3号令和3年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

令和3年度上富良野町の国民健康保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,737万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億5,005万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1款国民健康保険税2,080万4,000円。

3款道支出金79万2,000円。

4款財産収入2万円。

5款繰入金575万7,000円。  
歳入合計は2,737万3,000円であります。

2、歳出。

1款総務費56万7,000円。

6款基金積立金8,002万円。

9款予備費5,321万4,000円の減額。

歳出合計は2,737万3,000円であります。

以上で、議案第3号令和3年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第3号令和3年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第6 議案第4号

○議長（村上和子君） 日程第6 議案第4号令和3年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（星野耕司君） ただいま上程いただきました議案第4号令和3年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、令和2年度広域連合市町村事務費負担金、令和3年度保険基盤安定負担金の額確定により、所要の補正をするものであります。

2点目は、広域連合納付金について、所要の補正をするものであります。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

なお、議決項目の部分について説明し、予算の事

項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第4号令和3年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

令和3年度上富良野町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ165万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,163万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

3款繰入金165万9,000円の減額。

歳入合計165万9,000円の減額であります。

2、歳出。

2款広域連合納付金165万9,000円の減額。

歳出合計は165万9,000円の減額であります。

以上で、議案第4号令和3年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第4号令和3年度上富良野町後期高

齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第7 議案第5号

○議長（村上和子君） 日程第7 議案第5号令和3年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） ただいま上程いただきました議案第5号令和3年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、令和2年度介護給付費実績確定に伴い、国からの追加交付について保険給付に財源を充当し、地域支援事業費に係る国・道費負担金について返還するものであります。

2点目は、介護保険事務処理に係る社会保障番号システム及び介護報酬システム整備について、国庫補助金の増に伴い、一般会計からの繰入れについて減額するものであります。

3点目は、道補助金による成年後見制度支援体制オンライン化推進事業補助金を活用し、権利擁護センター事業委託費を増額し、事務処理に必要な体制整備を強化するものであります。

4点目は、職員の給与条例改正に伴い、職員給与の歳入歳出につきまして減額補正するものであります。

5点目は、介護保険給付費及び地域支援事業費につきまして、当初予算において国から示された対象見込みで積算しておりましたが、対象者数の増等により給付費の見込みを超えることから、増額を補正するものであります。

なお、収支の差額につきましては、予備費から1,881万円を計上し、対応するものであります。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

なお、議案説明につきましては、議決項目のみ説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第5号令和3年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）。

令和3年度上富良野町の介護保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2,798万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

3款国庫支出金17万5,000円。

4款道支出金22万5,000円。

7款繰入金27万4,000円の減。

歳入合計12万6,000円。

2、歳出。

1款総務費19万4,000円の減。

2款保険給付費1,276万2,000円。

3款地域支援事業費561万1,000円。

6款諸支出金75万7,000円。

7款予備費1,881万円の減。

歳出合計12万6,000円であります。

以上、議案第5号令和3年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明といたします。

御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第5号令和3年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第8 議案第6号

○議長（村上和子君） 日程第8 議案第6号令和2年度上富良野町ラベンダー・ハイツ事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

ラベンダー・ハイツ所長。

○ラベンダー・ハイツ所長（谷口裕二君） ただいま

上程いただきました議案第6号令和3年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、寄附採納について、一般会計より繰入れを行うとともに、介護用備品の購入を図るよう、所要の補正を行うものであります。

2点目は、北海道が行う介護サービス事業所施設の感染防止対策事業に係るラベンダーハイツの対象4事業分の補助金を受けるよう、所要の補正を行うものであります。

3点目は、給与条例の改正に伴う期末手当の減額会計に係る職員給与費の補正及び燃料価格の高騰に伴う施設燃料費の補正をお願いするものであります。

4点目は、今後の施設設備の整備及び維持補修等に対応するため、施設整備基金に積立てするよう、所要の補正を行うものであります。

なお、収支差額については、予備費を充てることで補正予算を調整したところであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第6号を御覧ください。

議案第6号令和3年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第4号）。

令和3年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,379万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

6款繰入金8万円。

9款道支出金8万円。

歳入合計16万円。

2、歳出。

1款総務費167万2,000円。

2款サービス事業費16万2,000円。

4款基金積立金500万円。

6款予備費667万4,000円の減。

歳出合計16万円。

以上で、議案第6号令和3年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第4号）の説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第6号令和3年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

ここで、昼食休憩といたしたいと思えます。

午前11時56分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（村上和子君） 昼食休憩に引き続き、会議を再開いたします。

#### ◎日程第9 議案第7号

○議長（村上和子君） 日程第9 議案第7号令和3年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（狩野寿志君） ただいま上程いただきました議案第7号令和3年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の補正の要旨につきまして、御説明申し上げます。

内容につきまして、1点目は歳入におきまして、一般会計繰入金金の精査に伴い、減額補正を行うものです。

2点目は、歳出におきまして、衛生費の水質検査手数料額の確定により、役務費の減額補正を行うものであり、歳入歳出それぞれ同額を減額補正するものであります。

それでは、以下、議案を朗読し、説明をさせてい

たきます。

なお、予算の事項別明細書の説明につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第7号を御覧ください。

議案第7号令和3年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)。

令和3年度上富良野町の簡易水道事業特別会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ86万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,795万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

2款繰入金86万5,000円の減。

歳入合計86万5,000円の減。

2、歳出。

1款衛生費86万5,000円の減。

歳出合計86万5,000円の減。

以上で、議案第7号令和3年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)の説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(村上和子君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 討論なしと認めます。

これから、議案第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、議案第7号令和3年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

## ◎日程第10 議案第8号

○議長(村上和子君) 日程第10 議案第8号令和3年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長(狩野寿志君) ただいま上程いただきました議案第8号令和3年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の補正の要旨につきまして、御説明申し上げます。

内容につきまして、1点目は、歳入におきまして給与制度改正に伴う一般会計繰入金の減額補正を行うものであります。

2点目は、歳出におきまして、1点目と同様に給与制度改正に伴う下水道事業費の減額補正を行うものであり、歳入歳出それぞれ同額を減額補正するものであります。

それでは、以下、議案を朗読し、説明といたします。

なお、予算の事項別明細書の説明につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第8号を御覧ください。

議案第8号令和3年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)。

令和3年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ14万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,474万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

4款繰入金14万8,000円の減。

歳入合計14万8,000円の減。

2、歳出。

1款下水道事業費14万8,000円の減。

歳出合計14万8,000円の減。

以上で、議案第8号令和3年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第8号令和3年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第11 議案第9号

○議長（村上和子君） 日程第11 議案第9号令和3年度上富良野町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（狩野寿志君） ただいま上程いただきました議案第9号令和3年度上富良野町水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、水質検査手数料確定に伴う減額補正を行うものであります。

2点目は、人事異動及び給与制度改正に伴います職員給与費の減額補正を行うものであります。

これらの減額を予備費に積立てし、予算総額の増減は伴わない内容となっております。

それでは、以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第9号を御覧ください。

議案第9号令和3年度上富良野町水道事業会計補正予算（第1号）。

（総則）。

第1条、令和3年度上富良野町の水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、款項別の名称及び補正予定額のみ申し上げます。

ます。

第1款水道事業費用。

第1項営業費用318万6,000円の減。

第4項予備費318万6,000円。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）。

第3条、予算第6条第1号中「2,952万円」を「2,697万9,000円」に改める。

次ページ以降につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第9号令和3年度上富良野町水道事業会計補正予算（第1号）の説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第9号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第9号令和3年度上富良野町水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第12 議案第10号

○議長（村上和子君） 日程第12 議案第10号令和3年度上富良野町病院事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町立病院事務長。

○町立病院事務長（北川徳幸君） ただいま上程いただきました議案第10号令和3年度上富良野町病院事業会計補正予算（第3号）につきまして、提案の要旨を御説明させていただきます。

まず、補正の概要ですが、1点目は、給与費の補正です。本年度の人事院勧告に伴いまして、期末手当において0.15カ月分減額になったことによる減額補正です。

また、昨年度創設されました新型コロナウイルス感染症に係る作業に従事した医師、看護師等に対し



まして支給しています防疫作業等作業手当につきまして、発熱外来患者等の増によりまして不足が生じることが予測されますことから、増額補正をお願いするところでございます。

2点目につきましては、入院収益におきまして、1人あたりの入院単価につきまして、当初予定していました単価を下回ることが予測されることから、所要の減額補正をするものでございます。

3点目につきましては、町立病院改築整備事業に係る発注支援業務及び地質測量調査につきまして事業費が確定しましたので、債務負担行為及び企業債の限度額の変更をするものでございます。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第10号令和3年度上富良野町病院事業会計補正予算（第3号）。

（総則）。

第1条、令和3年度上富良野町の病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

補正予定額のみ申し上げます。

収入。

第1款病院事業収益82万5,000円の減。

第1項医業収益232万5,000円の減。

第2項医業外収益150万円。

支出。

第1款病院事業費用82万5,000円の減。

第1項医業費用82万5,000円の減。

（資本的収入及び支出）

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款資本的収入56万6,000円の減。

第1項出資金46万6,000円の減。

第3項企業債10万円の減。

支出。

第1款資本的支出56万6,000円の減。

第2項建設改良費56万6,000円の減。

（債務負担行為）

第4条、予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり改める。

（1）変更。

事項、町立病院改築整備事業（発注支援業務）、期間、令和3年度から令和4年度、限度額、補正前1,683万円、補正後1,595万円、88万円の減額となっております。

次のページをお開き願いたいと思います。

（企業債）

予算第5条、予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり改める。

（1）変更。

起債の目的、町立病院改築整備事業（地質調査・測量調査）。限度額、補正前1,300万円、補正後1,290万円、10万円の減額となっております。起債の方法、利率、償還の方法は、表内のとおりとなっております。

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）

第6条、予算第9条第1号中「6億6,550万7,000円」を「6億6,468万2,000円」に改める。

次ページ以降については、説明を省略させていただきます。

以上、議案第10号令和3年度上富良野町病院事業会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。

御審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第10号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第10号令和3年度上富良野町病院事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

### ◎日程第13 議案第11号

○議長（村上和子君） 日程第13 議案第11号職員の服務の宣誓に関する条例及び上富良野町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮下正美君） ただいま上程いただきました議案第11号職員のサービスの宣誓に関する条例及び上富良野町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

本件は、デジタル時代に向けた制度見直しの一環として、国においては法令の改正を中心に、書面主義、押印原則、対面主義の見直しが進められているところであり、また、住民の近くで多くの行政手続の窓口を扱っている地方公共団体においても国と同様の見直しに、積極的に取り組むことが求められています。

このことから、本町においても町民や事業者から、町の機関に提出される各種書類等の行政手続における事務の効率化及び町民の負担軽減を図るため、原則として押印を省略することとした本町の方針を策定し、所要の改正を行う手続を進めておりますが、条例改正にあたっては議会での議決が必要なことから、条例の規定中、押印に関し規定している2条例について、その条例の一部を改正しようとするものであります。

以下、議案に沿って御説明申し上げます。

議案第11号を御覧ください。

議案第11号職員のサービスの宣誓に関する条例及び上富良野町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例。

以下、条文の朗読を省略し、条に沿って概要のみ説明いたします。

第1条は、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正するもので、職員のサービスの宣誓における署名を不用とし、あわせて旧公用文用字及び用語等の文言整備をするものであります。

裏面を御覧ください。

第2条は、上富良野町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正するもので、固定資産評価審査委員会への申出及び審理手続における押印を不用とするものであります。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第11号職員のサービスの宣誓に関する条例及び上富良野町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の説明といたします。

審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質

疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第11号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第11号職員のサービスの宣誓に関する条例及び上富良野町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第14 議案第12号

○議長（村上和子君） 日程第14 議案第12号上富良野町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮下正美君） ただいま上程いただきました議案第12号上富良野町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

本件は、デジタル社会形成基本法が施行されたことにより、地方自治体に対してもデジタル社会実現に向けた取組が求められている中で、今後、自治体DXを進める上で必要となる町の条例等に基づく行政手続のオンライン化の通則条例に関し、現行条例については従前の行政手続オンライン化法を根拠として制定しておりますが、既にデジタル手続法に改正されており、当該デジタル手続法との整合性を図るため、当該条例の一部を改正しようとするものであります。

以下、議案に沿って御説明を申し上げます。

議案第12号を御覧ください。

議案第12号上富良野町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成29年上富良野町条例第12号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

上富良野町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例。

以下、条文の朗読を省略し、条に沿って概要のみ

説明をいたします。

第1条の改正規定は、この条例の目的規定について、デジタル手続法の目的規定と同じ趣旨となるよう改正するものであります。

第2条第2号ウの改正規定は、指定管理者の指定を受けた者の引用規定における根拠法令を条例から地方自治法に変更するものであります。

第3条の改正規定は、電子情報処理組織による申請等に関し、当該手続を規定している条例等の規定にかかわらず、定められた電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるほか、それに伴う必要な規定について定めるものであります。

ページをお開きください。

第4条の改正規定は、電子情報処理組織による処分通知等に関し、当該手続を規定している条例等の規定にかかわらず、定められた電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるほか、それに伴う必要な規定について定めるものであります。

第5条の改正規定は、電磁的記録による縦覧等に関し、当該手続を規定している条例等の規定にかかわらず、電磁的記録に記録されている事項等により行うことができるほか、書面により行われたものとみなすことについて定めるものであります。

第6条の改正規定は、電磁的記録による作成等に関し、当該手続を規定している条例等の規定にかかわらず、電磁的記録により作成することができるほか、書面により作成されたものとみなすことについて定めるものであります。

第9条の改正規定は、この条例の施行に関し、必要な事項については町の機関から規則で定める旨改正するとともに、当該条を第11条に繰り下げるとであります。

第8条の改正規定は、条例の運用状況の公表について文言の整理を行うとともに、当該条を第10条に繰り下げるとであります。

第7条の改正規定は、必要な措置、整備に係る努力義務について文言の整理を行うとともに、当該条を第9条に繰り下げるとであります。

第7条の追加規定は、この条例の適用除外について規定するものであります。

最後の裏面を御覧ください。

第8条の追加規定は、添付書類等の省略について定める措置、方式により入手又は参照できる場合には、添付を省略できることについて規定するものであります。

附則。

施行期日。第1項、この条例は、公布の日から施行する。

経過措置。

第2項、この条例による改正後の上富良野町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(以下「新情報通信技術活用条例」という。)第3条及び第4条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる申請等又は処分通知等について適用し、同日前に行われた電子情報処理組織による申請等又は処分等については、なお従前の例による。

第3項、この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の上富良野町行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例第5条又は第6条の規定により行われている縦覧等又は作成等については、新情報通信技術活用条例第5条又は第6条の規定により行われている縦覧又は作成等とみなして、これらの規定を適用する。

以上で、議案第12号上富良野町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の説明といたします。

御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(村上和子君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 討論なしと認めます。

これから、議案第12号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、議案第12号上富良野町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第15 議案第13

○議長(村上和子君) 日程第15 議案第13号上富良野町手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長(狩野寿志君) ただいま上程いただきました議案第13号上富良野町手数料条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

現在、我が国の住宅市場は量的に充足している一

方で、耐震性、省エネルギー性能が十分でない住宅ストックが多く存在している現状にあります。

こうした住宅について、建て替えやリフォームにより質を向上させるとともに、適切に維持・保全し、将来世代に受け継ぐこともできるストックとして有効活用していくことは、住居取得に関わる負担の軽減や地球環境への負荷を低減させる観点から重要であることから、長期優良住宅の認定促進等による住宅の質の向上に加え、既存住宅を安心して購入できる環境をさらに整備し、既存住宅流通市場を活性化させるための住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律が、令和3年5月28日に公布されました。

これを受けまして、長期優良住宅認定の関係法令である長期優良住宅の普及の促進に関する法律及び住宅の進出確保の促進等に関する法律に規定する認定基準への適合に関わる評価機関審査の申請方法が改正されたことに伴い、引用条項及び手数料の低減条件及び手数料額の見直しを行うものであります。

改正内容といたしまして、1点目は、引用条項の変更といたしまして、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条からの引用第1項から第3項までを、第1項から第5項までへ変更するものです。

2点目は、手数料の低減条件及び手数料額の変更といたしまして、低減条件としている評価機関による認定に関わる技術的審査を受けた場合及び住宅性能評価を受けた場合を認定基準に適合しているかの確認を受けた場合に変更し、合わせて審査項目の多少により違いが発生する手数料額を整理するものです。

それでは、以下、議案の朗読と別表の改正部分についての概要のみを御説明申し上げます。

議案第13号を御覧ください。

議案第13号上富良野町手数料条例の一部を改正する条例。

上富良野町手数料条例(平成12年上富良野町条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表中48の項におきましては、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までを第1項から第5項までに改正し、表中の手数料額の整理及び評価機関審査と住宅性能評価を評価機関確認に改正するものです。

別表中49の項におきましては、48の項と同様に手数料額の整理及び評価機関審査と住宅性能評価を評価機関確認に改正するものです。

別表中52の項におきましては、低炭素建築物新築等計画認定の申請時におきまして、評価機関審査についての説明を加えるよう改正するものです。

以上、別表の概要説明といたします。

附則。

この条例は、令和4年2月20日から施行する。

以上で、議案第13号上富良野町手数料条例の一部を改正する条例の説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(村上和子君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 討論なしと認めます。

これから、議案第13号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、議案第13号上富良野町手数料条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第16 議案第14号

○議長(村上和子君) 日程第16 議案第14号上富良野町十勝岳翁地区飲料水供給施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長(狩野寿志君) ただいま上程いただきました議案第14号上富良野町十勝岳翁地区飲料水供給施設条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

本件につきましては、令和3年9月17日に、自然公園法施行令の一部を改正する政令(令和3年政令第258号)が改正されたことにより、上富良野町十勝岳翁地区飲料水供給施設条例において、引用する条文に変更が生じたため、当該条例の改正を行うものであります。

それでは、以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第14号を御覧ください。

議案第14号上富良野町十勝岳翁地区飲料水供給施設条例の一部を改正する条例。

上富良野町十勝岳翁地区飲料水供給施設条例(昭和59年上富良野町条例第4号)の一部を次のよう

に改正する。

第2条中「第4条」を「第7条」に改める。

附則。

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

以上で、議案第14号上富良野町十勝岳翁地区飲料水供給施設条例の一部を改正する条例についての説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第14号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第14号上富良野町十勝岳翁地区飲料水供給施設条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第17 議案第15号

○議長（村上和子君） 日程第17 議案第15号土地改良事業分担金徴収についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

農業振興課長。

○農業振興課長（大谷隆樹君） ただいま上程いただきました議案第15号土地改良事業分担金徴収について、提案の要旨を御説明申し上げます。

道営土地改良事業、草地畜産基盤整備事業により土地改良法第3条の資格を有する者が草地整備事業を行うことから、同法第91条第3項の規定により分担金を徴収するため、上富良野町北海道営土地改良事業分担金の徴収に関する条例第2条第2項の規定により、承認を求めるものであります。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第15号土地改良事業分担金徴収について。

上富良野町北海道営土地改良事業分担金の徴収に関する条例第2条第2項の規定により、議会の承認を求め。

記。

北海道営土地改良事業名、草地畜産基盤整備事業（（草地整備型）公共牧場整備）。

分担金の基準、事業費の25%。

徴収時期及び方法、事業実施年度の2月に、納入通知書により納付する。

以上で、議案第15号の説明といたします。

御審議いただきまして、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第15号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第15号土地改良事業分担金徴収については、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第18 議案第16号

○議長（村上和子君） 日程第18 議案第16号南部地区土砂流出対策工事（ベベルイ川）（R2国債）請負契約の変更についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（狩野寿志君） ただいま上程いただきました議案第16号南部地区土砂流出対策工事（ベベルイ川）（R2国債）請負契約の変更についての内容につきまして御説明申し上げます。

本工事は、令和3年1月29日に議決を賜り、工期を令和4年1月31日までとし、株式会社アラタ工業により施工したところ、現場におきまして不都合があったことから、設計変更を行ったものであります。

設計変更の主な要因といたしまして、1点目は、護岸ブロック工事におきまして調査・設計時より地形の変化が生じ、設計以上の箇所では洗掘等が発生したことから、護岸ブロック設面積が増えたことにより、増額となったこととあります。

2点目は、袋固め工におきまして現地確認したところ、調査・設計時より施工個数が減少したことから減額となったこととあります。

3点目に、護岸法面小段整形工傾向において、現地において護岸ブロックの施工面積が調査・設計時より減少したことから、減額となったこととあります。

4点目に、工事用道路におきまして、数量精査の結果、調査・設計時より数量が増えたことにより、増額となったこととあります。

5点目に、工事中におきまして、構造物等の解体取壊しの際に発生するコンクリート廃材や吸い出し防止剤シートなどの現施工結果により増加したため、産業廃棄物処理費が増額となったこととあります。

以上、変更要因5点について、北海道防衛局に軽微な設計変更として、令和3年11月9日に180万4,000円を増額する報告を行ったところとあります。

以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

議案第16号を御覧ください。

議案第16号南部地区土砂流出対策工事(ベベルイ川)(R2国債)請負契約の変更について。

南部地区土砂流出対策工事(ベベルイ川)(R2国債)請負契約の締結(令和3年1月29日議決を経た議案第4号に係るもの)を次により変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記。

変更事項。契約金額(変更前)1億703万円。(変更後)1億883万4,000円。

以上で、議案第16号南部地区土砂流出対策工事(ベベルイ川)(R2国債)請負契約の変更についての説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(村上和子君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 討論なしと認めます。

これから、議案第16号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、議案第16号南部地区土砂流出対策工事(ベベルイ川)(R2国債)請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第19 議案第17号

○議長(村上和子君) 日程第19 議案第17号見晴台公園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長(狩野寿志君) ただいま上程いただきました議案第17号見晴台公園の指定管理者の指定についてにつきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

公の施設であります日の出公園施設、吹上温泉保養センター、上富良野町パークゴルフ場、見晴台公園の4施設の管理運営につきましては、上富良野町公の施設に関わる指定管理者の指定手続条例及び同条例施行規則の規定に基づき、それぞれの指定管理者により運営を行っているところでございますが、本年度末をもって現行指定期間が満了することから、新たに令和4年4月から5か年の指定管理者の指定をお願いするものであります。

本件の見晴台公園につきましては、当該施設の設置目的や期待する管理運営形態を担えるものとして、上富良野町公の施設に関わる指定管理者の指定手続条例第5条第1項の規定に基づく公募によらない方法により、本町が出資している法人又は公共団体もしくは公共的団体の中から最も適切なものとして、一般社団法人かみふらの十勝岳観光協会を指定管理者の候補者として選定いたしましたので、同事業者を指定管理者として指定したくお願いをするものであります。

それでは、以下、議案を朗読し、提案の説明とさせていただきます。

議案第17号を御覧ください。

議案第17号見晴台公園の指定管理者の指定について。

見晴台公園の指定管理者を次により指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、公の施設の名称と所在地。

(1)名称、見晴台公園及び光町3丁目ポケットパーク。

(2)所在地、空知郡上富良野町光町3丁目。

2、指定管理者となる団体の名称。

(1)住所、空知郡上富良野町中町1丁目1番8号。

(2)団体名、一般社団法人かみふらの十勝岳観光協会。

(3)代表者、会長、青野範子。

3、指定の期間。

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで。

以上で、議案第17号見晴台公園の指定管理者の指定についてにつきましての説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(村上和子君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 討論なしと認めます。

これから、議案第17号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、議案第17号見晴台公園の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第20 議案第18号

○議長(村上和子君) 日程第20 議案第18号日の出公園施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長(狩野寿志君) ただいま上程いただきました議案第18号日の出公園施設の指定管理者の指定についてにつきましての提案の要旨と提案に至る経過を併せまして御説明申し上げます。

公の施設に関わる指定管理者による管理・運営の経過等に関しましては、さきに議案第17号と重複する部分もありますので、一部説明を省かせていただきます。

本件、日の出公園につきましては、本年9月24日から10月22日の1か月間を公募期間として指定管理者を募集しましたところ、結果として現在の指定管理者と同じ、株式会社上富良野振興公社、1社のみ応募となりました。このため当該事業者の設定の有無を観点とした指定管理者の指定手続条例施行規則等に基づく選定委員会を開き、候補者が選定されましたので、同事業者を指定管理者として指

定したくお願いをするものであります。

それでは、以下、議案を朗読し、議案の説明とさせていただきます。

議案第18号を御覧ください。

議案第18号日の出公園施設の指定管理者の指定について。

日の出公園施設の指定管理者を次により指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、公の施設の名称と所在地。

(1)名称、日の出公園施設(日の出公園、日の出公園オートキャンプ場、上富良野町営スキーリフト)。

(2)所在地、空知郡上富良野町東1線北27号。

2、指定管理者となる団体の名称。

(1)住所、上富良野町大町2丁目2番11号。

(2)団体名、株式会社上富良野振興公社。

(3)代表者、代表取締役、佐藤雅喜。

3、指定の期間。

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで。

以上で、議案第18号日の出公園施設の指定管理者の指定についてにつきましての説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(村上和子君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 討論なしと認めます。

これから、議案第18号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、議案第18号日の出公園施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第21 議案第19号

○議長(村上和子君) 日程第21 議案第19号吹上温泉保養センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

企画商工観光課商工観光班主幹。

**○企画商工観光課商工観光班主幹（上嶋義勝君）**

ただいま上程いただきました議案第19号吹上温泉保養センターの指定管理者の指定につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

公の施設に関わる指定管理者による管理・運営の経過等に関しましては、先ほどの議案第17号と重複する部分もございますので、一部説明を省略させていただきますが、本件、吹上温泉保養センターにつきましては、現在の指定管理者であります株式会社上富良野振興公社、1社の応募があったところでございます。

選定にあたりましては、指定管理者として適正の有無を観点に審査を行い、提出された申請書類の内容の評価など選定委員会での協議を経て、株式会社上富良野振興公社を候補者として選定いたしましたので、同事業者を指定管理者として指定したくお願いをするものでございます。

それでは、以下、議案を朗読し、提案の説明とさせていただきます。

議案第19号を御覧ください。

議案第19号吹上温泉保養センターの指定管理者の指定について。

吹上温泉保養センターの指定管理者を次により指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めらる。

記。

1、公の施設の名称と所在地。

(1)名称、吹上温泉保養センター。

(2)所在地、上富良野町国有林上川南部森林管理署425林班及び426林班。

2、指定管理者となる団体の名称。

(1)住所、上富良野町大町2丁目2番11号。

(2)団体名、株式会社上富良野振興公社。

(3)代表者、代表取締役、佐藤雅喜。

3、指定の期間。

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで。

以上で、議案第19号吹上温泉保養センターの指定管理者の指定についての説明とさせていただきます。

御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（村上和子君）** これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（村上和子君）** なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（村上和子君）** 討論なしと認めます。

これから、議案第19号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

**○議長（村上和子君）** 起立多数であります。

よって、議案第19号吹上温泉保養センターの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

**◎日程第22 議案第20号**

**○議長（村上和子君）** 日程第22 議案第20号上富良野町パークゴルフ場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

教育振興課長。

**○教育振興課長（林 敬永君）** ただいま上程いただきました議案第20号上富良野町パークゴルフ場の指定管理者の指定につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

公の施設に係る指定管理者による管理・運営の経過などに関しましては、さきの議案第18号及び議案第19号と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

当該ゴルフ場につきましては、現在の指定管理者であります株式会社シー・エス・ティ、1社のみの応募となりました。

このため当該事業者の適正の有無を観点として、指定管理者の指定手続条例施行規則に基づく選定委員会を開き、候補者が選定されましたので、同事業者を指定管理者として指定しようするものであります。

以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

議案第20号上富良野町パークゴルフ場の指定管理者の指定について。

上富良野町パークゴルフ場の指定管理者を次により指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めらる。

記。

1、公の施設の名称と所在地。

(1)名称、上富良野町パークゴルフ場。

(2)所在地、空知郡上富良野町基線北27号。

2、指定管理者となる団体の名称。

(1)住所、空知郡上富良野町本町1丁目6番6号。

(2)団体名、株式会社シー・エス・ティ。



(3)代表者、代表取締役、三柳純一。

3、指定の期間。

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで。

以上で、議案第20号上富良野町パークゴルフ場の指定管理者の指定についての御説明といたします。

御審議いただきまして、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(村上和子君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 討論なしと認めます。

これから、議案第20号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、議案第20号上富良野町パークゴルフ場の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第23 発議案第1号

○議長(村上和子君) 日程第23 発議案第1号上富良野町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者から、趣旨説明を求めます。

6番中澤良隆君。

○6番(中澤良隆君) ただいま上程されました発議案第1号上富良野町議会委員会条例の一部を改正する条例につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

令和3年5月12日に、国においてデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が成立し、地方においても国の取組に準じて押印の見直しに取り組むことが望まれているところであります。しかし、見直しの対象は行政手続であるため、地方議会については直接的には対象とされておりませんが、国の動きを踏まえ、全国議長会代表者会議で書式等の見直しが決定されました。

こういった動きに合わせ、本町議会の条例、規則等で押印規定のある条文について、議員間で慎重審議し、今回上程のとおり、条例の一部改正を行うものであります。

以下、発議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

発議案第1号上富良野町議会委員会条例の一部を改正する条例。

上記の議案を別紙のとおり、上富良野町議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

令和3年12月15日提出。

上富良野町議会議長、村上和子様。

提出者、上富良野町議会議員、中澤良隆。

賛成者、上富良野町議会議員、荒生博一、上富良野町議会議員、金子益三。

上富良野町議会委員会条例の一部を改正する条例。

上富良野町議会委員会条例(昭和62年上富良野町条例第8号)の一部を次のように改正する。

第28条第1項中「又は記名押印」を削る。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上で、発議案第1号上富良野町議会委員会条例の一部を改正する条例の趣旨説明といたします。

御審議いただき、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(村上和子君) これをもって、趣旨説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、発議案第1号上富良野町議会委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第24 発議案第2号

○議長(村上和子君) 日程第24 発議案第2号議員定数・議員報酬調査特別委員会設置に関する決議についてを議題といたします。

提出者から、趣旨説明を求めます。

6番中澤良隆君。

○6番(中澤良隆君) ただいま上程いただきました発議案第2号議員定数・議員報酬調査特別委員会設置に関する決議につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

本町議会は、これまでも議会改革や活性化に向け、様々な取組を実施してきておりますが、活性化全体を網羅した計画は策定されていなかったため、議会及び議員が目標の進捗状況や達成度を共有することができていなかったという反省を踏まえ、令和2年8月26日に第1期(前期)上富良野町議会活性化推進計画を策定し、議会が一丸となり活性化を計画的に推進し、より身近で開かれた議会を目指すこととしております。

この計画の中に行財政改革や地方分権時代の進展など、議会を取り巻く環境変化の中、新しい時代にふさわしい議員定数の施策項目、さらには多様化する現代社会において町民の意思を反映し、その役割を果たすための議員報酬が職務や責任、また、他市町村との比較において適切であるか、計画の推進項目に位置づけられているところであります。

次期選挙前に適正な議員定数・議員報酬を調査検討を進める手法等について、議員間で協議を進めた結果、議長を除く13名による特別委員会を設置し、調査・検討を行うことにより、今回、特別委員会設置の発議を行うものであります。

以下、発議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

発議案第2号議員定数・議員報酬調査特別委員会設置に関する決議について。

上記議案を次のとおり、上富良野町議会規則第14条第2項の規定により提出いたします。

令和3年12月15日提出。

上富良野町議会議長、村上和子様。

提出者、上富良野町議会議員、中澤良隆。

賛成者、上富良野町議会議員、荒生博一、上富良野町議会議員、金子益三。

裏面を御覧ください。

議員定数・議員報酬調査特別委員会設置に関する決議。

次のとおり、議員定数・議員報酬調査特別委員会を設置するものとする。

記。

1、名称、議員定数・議員報酬調査特別委員会。

2、設置の根拠、地方自治法第109条及び委員会条例第5条。

3、目的、議員定数・議員報酬に対する調査。

4、委員の定数、議長を除く13人。

5、調査の期間、令和4年5月末日まで。

以上で、発議案第2号議員定数・議員報酬調査特別委員会設置に関する決議についての趣旨説明いたします。

御審議いただきまして、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、趣旨説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、発議案第2号議員定数・議員報酬調査特別委員会設置に関する決議については、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第25 発議案3号

○議長（村上和子君） 日程第25 発議案第3号議員派遣についてを議題といたします。

提出者から、趣旨説明を求めます。

6番中澤良隆君。

○6番（中澤良隆君） ただいま上程いただきました発議案第3号議員派遣につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

本町は、活火山十勝岳を抱える町であり、また昨今、全国各地で頻繁に発生している想定外の自然災害などに備えるため、平成30年12月6日に上富良野町議会における災害発生時の対応要領を策定し、翌31年には十勝岳噴火災害防災訓練に合わせ、議会としての訓練を実践・検証しているところであります。

いつ発生するか予測できない災害に対して、議会として迅速に議会災害対策支援本部を設置するとともに、様々な訓練活動を適時に行えるよう、令和4年1月から12月までの1年間の議員派遣の議決をいただくよう発議するものであります。

また、議会懇談会につきましては、令和4年1月から12月までの1年間の議員派遣の議決をいただければ、新型コロナウイルス感染症による非常事態宣言の発令、解除の状況を考慮した中で開催できることや、町民や各種団体からの開催要望に迅速に応えることができるよう発議するものであります。

以下、発議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

発議案第3号を御覧ください。

発議案第3号議員派遣について。

上記議案を次のとおり、上富良野町議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

令和3年12月15日提出。

上富良野町議会議長、村上和子様。

提出者、上富良野町議会議員、中澤良隆。

賛成者、上富良野町議会議員、荒生博一、上富良野町議会議員、金子益三。

裏面を御覧ください。

議員派遣について。

次のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により議員を派遣する。記。

1、上富良野町議会における災害発生時の対応要領に基づく災害対応活動及び訓練活動。

(1)目的、上富良野町において火山噴火、地震、大雨、その他の事象による災害発生時及び訓練活動に上富良野町災害対策本部との連携を図り、被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与するため。

(2)派遣場所、上富良野町内。

(3)期間、令和4年1月1日から令和4年12月31日の間の上富良野町議会災害対策支援本部の設置から解散まで及び訓練活動。

(4)派遣議員、全議員14名。

2、議会懇談会。

(1)目的、議会の監視機能や政策提言活動などの議会活動について、町民や団体と直接意見交換するため。

(2)派遣場所、上富良野町内。

(3)期間、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの間で、議長が別に定める。

(4)派遣議員、全議員14名。

以上で、発議案第3号議員派遣についての趣旨説明といたします。

御審議いただきまして、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、趣旨説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、発議案第3号議員派遣については、原案のとおり可決されました。

## ◎日程第26 発議案4号

○議長（村上和子君） 日程第26 発議案第4号燃油等の価格高騰対策、国の農業予算や運用変更に関する意見についてを議題といたします。

提出者から、趣旨説明を求めます。

8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） ただいま上程いただきました発議案第4号燃油等の価格高騰対策、国の農業予算や運用変更に関する意見についての趣旨を御説明申し上げます。

本件は、令和3年11月30日に、上富良野町農民連盟から当該意見書の採択と提出の要望書を受領し、意見書議決を要請されたことから、議会運営委員会において所管である総務産建常任委員会に付託され、その後、12月7日開催の総務産建常任委員会において慎重審議し、採択すべきものとして議会運営委員会、全員協議会での審議を経て、意見書を提出することに決定いたしました。

それでは、以下、発議案を朗読し、説明といたします。

発議案第4号燃油等の価格高騰対策、国の農業予算や運用変更に関する意見について。

上記議案を別記のとおり、上富良野町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和3年12月15日提出。

上富良野町議会議長、村上和子様。

提出者、上富良野町議会議員、荒生博一。

賛成者、上富良野町議会議員、金子益三。

燃油等の価格高騰対策、国の農業予算や運用変更に関する意見書。

新型コロナウイルス感染症の拡大により世界的に停滞していた経済活動が回復期に入ったことから、原油需要が拡大するなど価格上昇を続けており、今後、一層の需要増大が見込まれている。一方、石油産油国はコロナウイルスの再拡大を恐れ、増産には消極的な姿勢にあることから、需給環境を悪化させており、価格高騰に拍車をかけている。

そうした中、農業生産に欠かすことのできない動力機械や施設ハウスに使用する燃料をはじめ、肥料、飼料などの各種生産資材や農業用施設は昨年より価格上昇を続けている。コロナ禍などの需要減退から農産物価格が低迷しており、生産資材等の価格上昇は、生産を続ければ再生産可能な価格を下回る環境にあり、生産者の農業経営を圧迫している。

一方、新規就農を支援する事業においては、来年度より「新規就農者育成総合対策」の名称に変わ

り、事業内容が大幅に変更となった。これまで全額国費負担が支援が行われてきたが、地方負担が伴う事業内容となっている。このため、地方自治体の財源によって取組に差が生じることや、十分な支援が受けられない就農者が発生する可能性があり、これまでどおり国の全額負担が求められている。

また、農林水産省は11月25日、来年度の水田活用の直接支払交付金について、過去5年間に一度も水張りが行われていない農地を交付対象水田から除外する見直し案を示したが、農業者や国会議員などの反発もあり、11月30日に「過去5年間」から「今後5年間」へ内容が変更された。しかし、北海道では過去の減反政策に基づき、主食用米以外の作物への作付に協力してきた経過にあり、唐突な運用変更は現場の混乱や今後の営農計画に支障を来す恐れがある。

よって、食料の安定供給と農業の持続的発展を図るため、燃油等の価格高騰対策、水田活用の直接支払交付金などについて、万全な政策を講ずるよう次の内容を強く要望する。

記。

1、燃油や生産資材等の価格高騰対策について。

農業用に使用する軽油については、昨年より価格上昇が続いているほか、園芸農家では冬期間において施設ハウス用の燃油使用量が増加することから、価格上昇分を補填する対策を強化するなどの価格高騰対策を講ずること。

また、燃油価格高騰に連動して、石油製品をはじめ、肥料、飼料などの各種生産資材に加え、農業用施設などの価格も高騰し、農業経営を圧迫していることから、農家負担の軽減を図る対策を講ずること。

2、新規就農者育成総合対策の地方自治体負担の軽減について。

新規就農者育成総合対策については、新規就農者や後継者などの円滑な就農が促進されるよう、十分な予算を確保すること。

また、来年度からは、これまでの全額国による財政負担から、地方負担が課せられる内容となり、限られた地方自治体の財源によって取組に差が生じる可能性があることから、引き続き国が全額財政負担すること。

3、水田活用の直接支払交付金の運用並びに交付対象の見直しについて。

来年度の水田活用の直接支払交付金については、十分な予算を確保するとともに、農林水産省が11月25日に「過去5年間に一度も水張りが行われていない農地を交付対象水田から除外」する見直し案を唐突に示し、11月30日には「今後5年間」へと

修正されたものの、これまで国の減反政策に沿って生産調整に協力してきた稲作農業者にとっては納得がいかず、急な政策転換は生産現場を混乱させ、経営難や荒廃地の増加などにつながりかねないため、慎重に対応すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月16日。

北海道空知郡上富良野町議会議長、村上和子。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣。

以上で、発議案第4号燃油等の価格高騰対策、国の農業予算や運用変更に関する意見についての趣旨説明といたします。

御審議いただきまして、御議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、趣旨説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、発議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、発議案第4号燃油等の価格高騰対策、国の農業予算や運用変更に関する意見については、原案のとおり可決されました。

## ◎日程第27 発議案5号

○議長（村上和子君） 日程第27 発議案第5号地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見についてを議題といたします。

提出者から、趣旨説明を求めます。

8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） ただいま上程いただきました発議案第5号地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見についての趣旨を御説明申し上げます。

本件は、令和3年12月1日に、北海道町村議会議長会から当該意見書の採択と提出の要望書を受領し、意見書議決を要請されたことから、議会運営委

員会において所管である総務産建常任委員会に付託され、その後、12月7日開催の総務産建常任委員会において慎重審議し、採択すべきものとして、議会運営委員会、全員協議会での審議を経て、意見書を提出することに決定いたしました。

それでは、以下、発議案を朗読し、説明といたします。

発議案第5号地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見について。

上記議案を別記のとおり、上富良野町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和3年12月15日提出。

上富良野町議会議長、村上和子様。

提出者、上富良野町議会議員、荒生博一。

賛成者、上富良野町議会議員、金子益三。

地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書。

北海道内では、定期的実施されている海洋観測モニタリングのデータや、ブリ、マンボウなど南方系魚種の回遊が多く見られていることから海水温の上昇が、漁業に大きく影響を及ぼしているものと推察され、地球温暖化、海水温上昇の原因の究明が急務となっている。毎年、その被害状況は増しており、サケ、サンマ等が減少し、長期的には昆布の水揚げも激減してきている。

北海道を代表する秋サケも不漁に悩まされ続けている状況は、直接的に打撃を受けている漁業従事者のみならず、関連する水産加工業者への影響も含め、地域経済に大きなダメージを与え、地域の活力をそぎ、地域の衰退を招きかねない。

このことは、新型コロナウイルス感染症対策による飲食店での消費減退に伴う魚価安が、さらに水産漁業者の不安を増幅させている。また、今年9月以降赤潮が発生し、ウニや秋サケ、ブリ、ツブ、シシャモなどに影響が、被害が及び、大きな経済的損失を被るとともに、来年以降の漁に大きな不安を生じさせている。

よって、国においては、次の措置を早急に講ずるよう強く要望する。

記。

- 1、カーボンニュートラルの実現を着実に行うこと。
- 2、海水温上昇に伴う水産漁業等被害の実態調査を行うこと。
- 3、被害対策の策定と支援を行うこと。
- 4、長期的な水産振興策の策定と支援を行うこと。
- 5、赤潮発生による被害対策と漁業支援及び地域支援を行うこと。

6、コロナ禍において、飲食店自主規制により魚価安のダメージを受けている水産漁業関連、地域経済に対し、緊急の経済支援策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月16日。

北海道空知郡上富良野町議会議長、村上和子。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、総務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、厚生労働大臣、環境大臣。

以上で、発議案第5号地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業等被害の解明と支援策を求める意見についての趣旨説明といたします。

御審議いただきまして、御議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、趣旨説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、発議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、発議案第5号地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見については、原案のとおり可決されました。

## ◎日程第28 発議案6号

○議長（村上和子君） 日程第28 発議案第6号 中華人民共和国による人権侵害問題に対する調査及び抗議を求める意見についてを議題といたします。

提出者から、趣旨説明を求めます。

5番金子益三。

○5番（金子益三君） ただいま上程いただきました発議案第6号中華人民共和国による人権侵害問題に対する調査及び抗議を求める意見についての趣旨を御説明申し上げます。

本件は、令和3年11月24日に、ウイグルを応援する全国地方議会議員の会から、当該意見書の採択と提出の要望書を受理し、意見書議決を要請されたことから、議会運営委員会において所管である厚生文教常任委員会に付託され、12月6日の委員会

で慎重審議し、採択すべきものとして、議会運営委員会及び全員協議会での審議を経て、意見書を提出することに決定をいたしました。

それでは、意見書文中趣旨が詳しく書かれていますので、以下、発議案を朗読し、説明といたします。

発議案第6号中華人民共和国による人権侵害問題に対する調査及び抗議を求める意見について。

上記議案を別記のとおり、上富良野町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和3年12月15日提出。

上富良野町議会議長、村上和子様。

提出者、上富良野町議会議員、金子益三。

賛成者、上富良野町議会議員、荒生博一。

裏面を御覧ください。

中華人民共和国による人権侵害問題に対する調査及び抗議を求める意見書。

新疆ウイグル自治区で大規模な恣意的勾留、人権弾圧が中国当局によって行われていることを国際社会は深く憂慮している。国連の人権差別撤廃委員会は、平成30年9月、中国に関する総括所見を発表し、多数のウイグル人やムスリム系住民が法的手続なしに長期にわたって強制収容されて「再教育」が行われていることなどについて、「切実な懸念」を表明している。

令和2年10月には、国連総会第3委員会でもドイツなど39か国が、香港とウイグル自治区での人権侵害に重大な懸念を表明する共同声明を発表し、ウイグルとチベットでの人権尊重と調査、香港の事態の即時是正を求めている。本年2月3日には、ウイグル女性が報道機関に対し、「新疆ウイグル自治区の収容施設に収容された際に組織的な性的暴行被害があった。」と証言した。2月5日、アントニー・ブリンケン アメリカ国務長官と中国の楊潔篪（ヤンチェチー）政治局員が電話対談を行った際に、アメリカは「新疆ウイグル自治区、チベット自治区、香港における人権と民主的な価値観をアメリカは擁護し続ける」という趣旨を発言した。この発言は、ドナルド・トランプ前米国大統領政権時のポンペオ国務長官が「中国による新疆ウイグル自治区における少数民族ウイグル族等への弾圧を国際法上の犯罪となるジェノサイド（民族大量虐殺）と認定する。」という旨の発表の流れを継続する発言である。ドミニク・ラブ イギリス外相も「中国西部の新疆ウイグル地区でおぞましく、甚だしい人権侵害が起きている」として中国政府を厳しく非難し、オーストラリアのマリス・ペイン外相も「調査をするべきだ。」と発言しており、国や政党を超えて大きな人権問題として認識されている。

アメリカ上院は7月14日に輸入業者に対して、ウイグル産の輸入品が生産過程で、強制労働と無関係であることを証明するよう義務付するウイグル強制労働防止法を全会一致で可決した。この法は、企業側に説明責任を負わせる内容で、証明できない限り、ウイグル産の製品や原材料の輸入は禁じるというものである。日本の国内企業にとっても現実的な経営リスクとなっており、当町内外の中小企業にとっても死活問題となりかねない。本年10月には、国連総会での共同声明は、日本・アメリカ・ヨーロッパなど43か国となっている。

これらの世界の状況があるにも関わらず、日本政府は「人権状況について懸念を持って注視している」という趣旨の発言にとどまっており、人権問題について取り組んできた当町議会としては、政府の対応は到底容認できるものではない。

よって、本町議会は、直ちに日本政府として調査し、各種問題があった場合は、様々な手法を用いて厳重に抗議することを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月16日。

北海道空知郡上富良野町議会議長、村上和子。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、内閣官房長官。

以上で、発議案第6号中華人民共和国による人権侵害問題に対する調査及び抗議を求める意見についての趣旨説明といたします。

御審議賜りまして、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、趣旨説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、発議案第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、発議案第6号中華人民共和国による人権侵害問題に対する調査及び抗議を求める意見については、原案のとおり可決されました。

## ◎諸 般 の 報 告

○議長（村上和子君） 諸般の報告をいたさせます。

議員定数、議員報酬調査特別委員会において、正副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に届いておりますので、報告いたさせます。

事務局長。

○事務局長（深山 悟君） 議員定数、議員報酬調査特別委員会の正副委員長の互選結果を報告いたします。

議員定数、議員報酬調査特別委員会の委員長に岡本康裕議員、副委員長に荒生博一議員と決定されました。

以上でございます。

○議長（村上和子君） 以上で、諸般の報告を終わります。

## ◎日程第29 閉会中の継続調査申出について

○議長（村上和子君） 日程第29 閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会運営委員長並びに各常任委員長から、会議規則第75条の規定により、各委員会において、別紙配付の閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 御異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

## ◎町 長 挨 拶

○議長（村上和子君） ここで先例の規定により、第4回定例会にあたりまして、町長から皆様方へ御挨拶の申出がありますので、御挨拶をいただきたいと思います。

町長、斉藤繁君。

○町長（斉藤 繁君） 皆さん、第4回定例会2日間御苦労さまでした。お疲れさまです。

合わせましてこの1年間、第1回の定例会から今回の第4回まで、ちょうど私も去年の12月27日に就任いたしましたので、ちょうど一回りしたかなというそういう感があります。年明けてから、来年からは、来年は令和4年度の予算審議が本格的に開会、定例会始まってまいります。先ほど一般質問の中にもありまして、令和4年の予算は私からということ、さらに身の引き締まる思いであります。

第6次総合計画の目指す町の将来像というのは、

書いてあるとおり、「暮らし輝き 交流あふれる 四季彩のまち・かみふらの」こういう町を目指していくわけでありまして。安心・安全のまちづくり、住んでよかったと思われる上富良野、さらに住んでみたいと思われるようなまちづくり、総合計画に基づいて令和4年度もしっかりと進めていきたい、町民の声に耳を傾けてしっかりと進んでいきたいなど、このように思っておりますので、来年も引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

定例会、どうもお疲れさまでした。

## ◎議 長 挨 拶

○議長（村上和子君） それでは、第4回定例会を終了にあたりまして、私からも一言お礼の御挨拶を申し上げます。

昨日から今日2日間にわたり、今年最後の第4回定例会が開催されましたが、6名の方の一般質問、また、議員各位の熱心なる御審議をもちまして無事終了できますこと、心よりお礼を申し上げます。

今年1年を振り返りますと、新型コロナウイルス蔓延により、会合や行事の開催は軒並み中止となり、地域住民が相互の顔を会わせる機会が激減いたしました。こういうときだからこそ、私ども議員は町民に寄り添い、町民を守るため何回も臨時議会が開催され、コロナ対策に対応してまいりました。

その間、議会活性化に向けての研修は立ち止まることなく、おかげさまで町民の皆さんの中から4団体の方とのコロナ対策をしながら、議会懇談会が1年ぶりに開催され、町民の生の声を聞かせていただき、多くのヒントを得ることができました。

議会運営委員会、議会広報委員会、それぞれ先進地研修を終え、これからの後半の議会活動に生かされるものと確信いたしております。

町長も御就任1年目を迎えられ、本当に御苦労さまでございました。前任者の例の踏襲に伏すことが多かったと思ひますけれども、これからの御期待をいたしております。

私ども議会といたしましても同じ方向を向き、町民にとって何が必要で何が必要でないのか見分け、今後、病院の建て替え、子どもセンター等予定されており、地方交付税依存体質の中、財源、健全財政を見通し、誰一人取り残すことのないまちづくりに一致団結し、コロナを乗り越え、頑張ってまいりたいと存じますので、議員各位の御理解、御協力を今年度もよろしく申し上げます。

本当にこの1年間の活動に対しまして感謝申し上げます、お礼を申し上げます。従来どおりの生活が戻る見通しが立たない中ではありますが、月日だけは何事もなかったように、今、年末を迎えようと思ひます。

ております。年越しだけはコロナ対策、気を緩めることなく、町長、特別職、職員各位、議員の皆様、どうぞ御家族とお幸せに過ごしていただきたいと存じております。来年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

今年、最後の定例会にあたりまして、お礼の御挨拶とさせていただきます。本当に御苦労さまでございました。ありがとうございました。

---

◎閉 会 宣 告

○議長（村上和子君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全て終了いたしました。

これにて、令和3年第4回上富良野町議会定例会を閉会といたします。

午後 2時46分 閉会



上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

令和3年12月16日

上富良野町議会議長 村上 和子

署名議員 荒生 博一

署名議員 佐藤 大輔